

総量削減義務と排出量取引制度における 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

2022（令和4）年7月

東京都環境局

目 次

第 1 部	本ガイドラインについて	1
第 1 章	本ガイドラインの目的	1
1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの位置付けと構成	2
第 2 章	本ガイドラインを利用する事業所と算定実施時期	4
1	本ガイドラインを利用する事業所	4
2	算定実施時期	8
第 2 部	特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定	11
第 1 章	算定と検証の概要	11
1	算定のフロー	11
2	検証の意義	12
第 2 章	事業所範囲のとりえ方	13
1	考え方	13
2	具体的な方法	25
3	熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い	31
4	事業所範囲の変更（第 2 計画期間以降に適用）	32
5	検証のポイント	35
第 3 章	排出活動・燃料等使用量監視点の特定	38
1	考え方	38
2	具体的な方法	45
3	検証のポイント	50
第 4 章	燃料等使用量の把握	51
1	考え方	51
2	具体的な方法	53
3	検証のポイント	67
第 5 章	温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定	68
1	考え方	68
2	具体的な方法	76
3	検証のポイント	77
第 6 章	温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法	78
1	考え方	78
2	具体的な方法	104
3	検証のポイント	106

第3部	基準排出量の算定	109
第1章	基準排出量の算定	109
1	考え方	109
2	具体的な方法	113
第2章	基準排出量の変更	126
1	考え方	126
2	具体的な方法.....	129
参考資料	第1計画期間の基準排出量から第2計画期間の基準排出量への再計算	141
1	考え方	141
2	具体的な方法	141

第 1 部 本ガイドラインについて

第 1 章 本ガイドラインの目的

1 本ガイドラインの目的

2008 年 6 月 25 日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。通称「環境確保条例」。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（通称「総量削減義務と排出量取引制度」。以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度における、「削減義務の履行」及び「排出量取引」を公正なものとするため、排出量の確定行為は重要となる。

このため、本制度では、事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した排出量の正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を受けて報告することを義務付けている。

本ガイドラインは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）別表第 1 の 3 の知事が別に定める算定方法に関する指針であり、事業者側の視点から、事業者が特定温室効果ガス（エネルギー起源の CO₂）の排出量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順と、第三者に検証される際のポイントを記載し、もって本制度の実効性及び信頼性を高めることを目的とする。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

(1) 本ガイドラインの位置付け

本制度では、事業所の温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源 CO₂（燃料・熱・電気の使用に伴って排出される CO₂）排出量を総量削減義務の対象としており、これを「特定温室効果ガス」と呼ぶ。

特定温室効果ガスの排出量については、登録検証機関の「検証結果」を添えて東京都（以下「都」という。）に報告することを義務付けている。

一方、非エネルギー起源 CO₂ 及び CO₂ 以外の温室効果ガスを本制度では「その他ガス」といい、その排出量については基本的には把握・報告のみを義務付けている。

特定温室効果ガス	エネルギー起源 CO ₂	・電気事業者から供給された電気の使用 ・都市ガスの使用 ・重油の使用 ・熱供給事業者から供給された熱の使用 ・その他エネルギーの使用等	報告対象となる温室効果ガス排出量	総量削減義務あり
その他ガス	非エネルギー起源 CO ₂	・廃棄物の焼却 ・製品の製造・加工に伴い発生する CO₂ ・廃棄物燃料の使用等		総量削減義務なし
	CO ₂ 以外のガス	・重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンや N₂O 等		
	水の使用、下水への排水			

本ガイドラインは、本制度における事業者向けの温室効果ガス排出量算定方法ガイドラインのうち特定温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）排出量の算定方法と検証の考え方を記載したものである。

(2) 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの目的について記載したものである。

本ガイドラインの目的、位置付け、本ガイドラインを用いて特定温室効果ガス排出量を算定しなければならない対象事業所及び算定実施時期について記載している。

第2部は、特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定方法について具体的に示したものである。

特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定に必要な、事業所範囲のとらえ方、排出活動の特定及び活動量等のモニタリング方法について順を追って記載している。

第3部は、特定地球温暖化対策事業所に指定された事業者が実施する基準排出量の設定について述べたものである。

加えて、本ガイドラインで書面等により行うこととしているものは、書面等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行うことができるものとする。

第2章 本ガイドラインを利用する事業所と算定実施時期

1 本ガイドラインを利用する事業所

(1) 本制度の対象となる事業所

本制度の対象は、エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上となった大規模事業所である。

各事業所は、事業所のエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上となったかどうかについて、本ガイドラインの第2部に記す方法に従って算定し判断しなければならない。

事業所のエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上となった場合（第2計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。指定を受けた事業所は、毎年度特定温室効果ガス排出量を算定し、検証を受けて、都に報告しなければならない。

この場合において、更に、年度の途中から使用開始された年度を除いて原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 以上の年度が3年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける。特定地球温暖化対策事業所には、排出量の算定・検証に加えて、削減義務が生じる。

なお、第2計画期間以降は、エネルギー使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有することが確認された大規模事業所は指定相当地球温暖化対策事業所の指定を受け、削減義務対象外となる。ただし、削減義務の対象外であっても、大規模事業所の所有者として地球温暖化対策を推進する義務までがなくなるわけではないので、地球温暖化対策計画書の提出・公表等は必要である（排出量の検証は不要）。

指定相当地球温暖化対策事業所の要件等については、中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドラインに記す方法に従って確認する。

分類	要件
指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）
特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）
指定相当地球温暖化対策事業所 （第 2 計画期間以降に適用）	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの

(2) 本制度の義務者

本制度では、原則として「(1)の事業所の所有者」が義務を負う者となる。義務を負う者は本ガイドラインに従って特定温室効果ガス排出量を算定し、報告しなければならない。

ただし、次に示す者については、届出により所有者に代わり、又は所有者と共同して義務を負うことが出来る。

- ・ 区分所有されている場合の管理組合法人
- ・ 信託されている場合の信託受益者（証券化され、かつ、信託されている場合のSPC（特定目的会社）＝信託受益者を含む。）
- ・ 証券化され、かつ、SPCが直接所有している場合のアセットマネージャー
- ・ 証券化され、かつ、信託されている場合のアセットマネージャー
- ・ PFI 事業として整備されている場合のSPC
- ・ 主要なテナント事業者 ※ 所有者等と共同で義務を負う場合に限る。
（①特定テナント等事業者、②単独で5割以上排出している場合のテナント、
③複数で計5割以上排出している場合の複数のテナント）
- ・ その他契約等により設備更新等の権限を有する者

～条例対象事業所の主な実施事項～

「指定地球温暖化対策事業所」、「特定地球温暖化対策事業所」及び「指定相当地球温暖化対策事業所」に義務付けられる主な実施事項は表 1-1 に示すとおりである。

指定地球温暖化対策事業所は、本ガイドライン第 2 部に基づいて算定した、前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量（エネルギー起源 CO₂ 排出量）の検証と届出が必要となる。また、この結果を踏まえて、削減目標を設定、対策計画の策定をするとともに、統括管理者・技術管理者を選任し、テナントが入居するビル等であればテナントとの協力体制を作り、これらを記載した計画書を提出する。

特定地球温暖化対策事業所は、指定地球温暖化対策事業所の実施事項に加え、特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される。

指定相当地球温暖化対策事業所は、指定地球温暖化対策事業所と同様の実施事項が課される。ただし、排出量の検証は不要である。

表 1-1 対象事業者の主な実施事項

分類	位置付け	実施事項
対策事業所 指定地球温暖化	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所	- 前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の算定（検証が必須） - 前年度のその他ガス排出量の算定（検証不要） - 削減目標と削減計画の設定 - 統括管理者・技術管理者の選任 - テナント事業者との協力推進体制 - 上記を記した計画書の提出・公表
対策事業所 特定地球温暖化	特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される事業所	- 上記「指定地球温暖化対策事業所」の実施事項 - 特定温室効果ガスの削減義務 ➢ 基準排出量の申請 ➢ 削減対策の実施 ➢ 削減義務量不足分の取引による調達（再生可能エネルギーの活用、他の事業所の削減量の調達ほか）
対策事業所 指定相当地球温暖化	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有する事業所（第 2 計画期間以降に適用）	上記「指定地球温暖化対策事業所」の実施事項（ただし、原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量についての検証は不要）

2 算定実施時期

前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）及び指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所は毎年度、前年度の年間のエネルギー使用量及び特定温室効果ガス排出量の算定を本ガイドライン第 2 部に定める方法に従い算定し、その算定結果について検証機関の検証を受ける必要がある（2009 年度に提出する下記（1）及び（2）の届出等に係るものを除く。）。

その算定結果を記載する具体的な届出等及びその提出時期は、図 1-1 及び次に示すとおりである。

（1） 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書

2009 年度以降で、初めて前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった年度の 10 月末日までに提出する。

（2） 地球温暖化対策計画書

指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた年度から毎年度 11 月末日までに提出する。

なお（1）の届出において既に算定・検証済である年度の排出量等は、改めて検証を受ける必要はない。

（3） 基準排出量決定申請書

削減義務開始年度の 9 月末日までに提出する。

なお、（1）及び（2）の届出等において既に算定・検証済である年度の排出量等は、改めて検証を受ける必要はない。

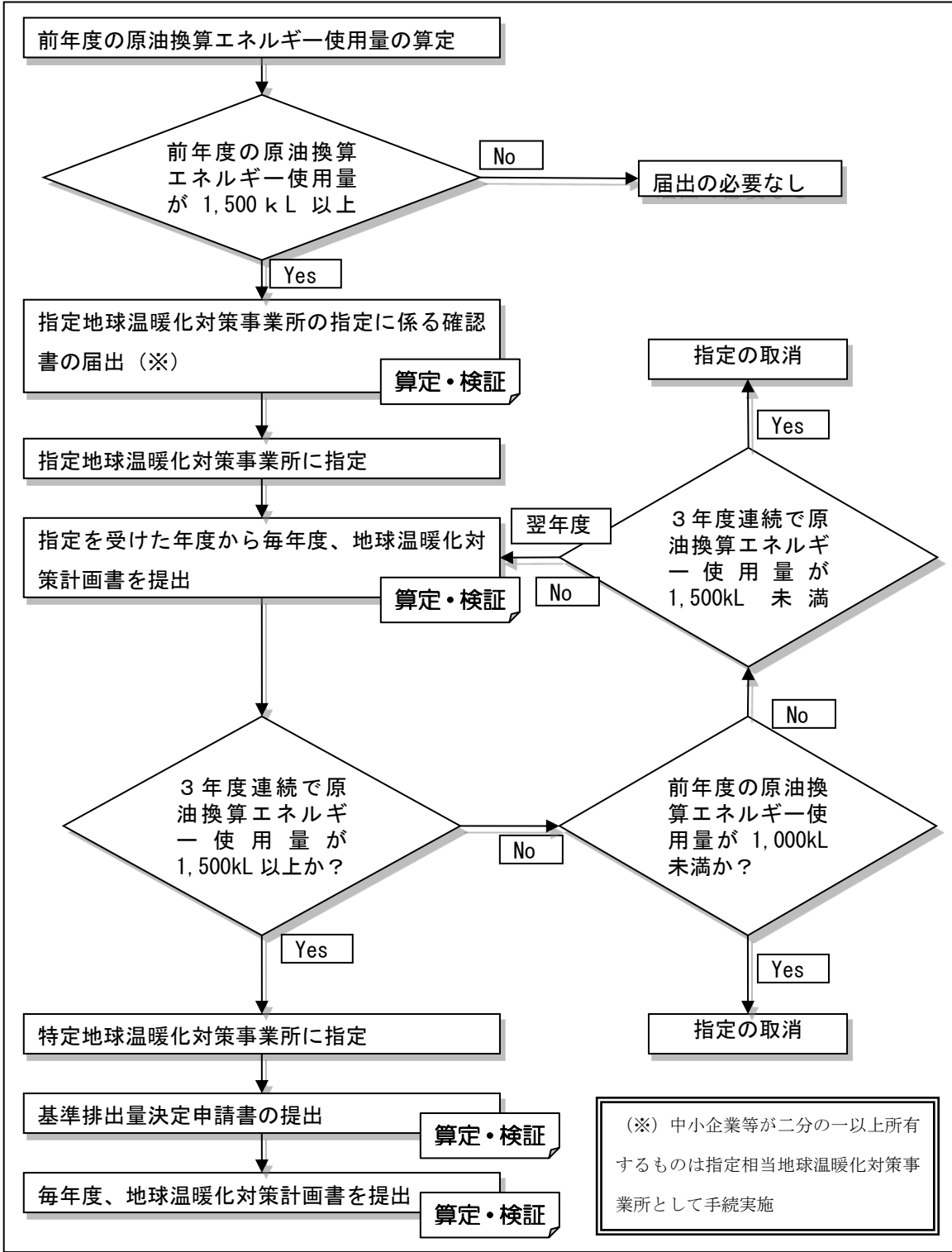


図 1-1 主な手続の流れと算定・検証の実施時期

<参考> 指定の時期と削減義務期間

原油換算エネルギー使用量が、1,500kL以上となる年度別に、対象事業所に指定される年度及び削減義務期間を整理すると次のとおりとなる。

	第3計画期間					第4計画期間				
3年連続 1500kL以上の 該当年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
R3-4	○	●	●	●	削減義務					
指定→特定		△指定	▲指定	条件付 特定	特定					
R4-5		○	●	●	●	削減義務				
指定→特定			△指定	▲指定	条件付 特定	特定				
R5-6			○	●	●	●	削減義務			
指定→特定				△指定	▲指定	条件付 特定	特定			
R6-7				○	●	●	●	削減義務		
指定→特定					△指定	▲指定	条件付 特定	特定		
R7-8					○	●	●	●	削減義務	
指定→特定						△指定	▲指定	条件付 特定	特定	
R8-9						○	●	●	●	削減義務
指定→特定							△指定	▲指定	条件付 特定	特定

○ : 原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となった年度（1年未満の移動）

● : 原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となった年度（満1年間稼動）

△指定 : ○の年度に1,500kL以上となった事業所が指定地球温暖化対策事業所に指定される年度

▲指定 : ●の年度に1,500kL以上となった事業所が指定地球温暖化対策事業所に指定される年度

（事業所からの届出（指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書）→知事による指定・通知）

条件付特定 : 特定地球温暖化対策事業所となる前年度に、通知を行った年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上になった場合に特定地球温暖化対策事業所となる旨の条件を付けて「特定地球温暖化対策事業所の指定」が通知される。

（事業者からの届出（地球温暖化対策計画書）→知事による指定・通知）

特定 : 特定地球温暖化対策事業所に指定される年度

 : 削減義務の対象となる期間（2010年度以降で特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から）

第2部 特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

第1章 算定と検証の概要

1 算定のフロー

特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量は、次のフローに従って算定する。排出量の算定に当たっては、公正性、網羅性、正確性等を確保することが求められる。このため、本制度では本ガイドラインに記されたルールに従って算定を行う必要がある。本制度では、公正性、網羅性を確保するため、公的届出資料を多く引用する。

また、間違いなくルールに則って算定されているかについて、把握した資料を用いた第三者による検証も行う。第三者による検証を行うに当たり、例えば事業所範囲などほとんど変化がないと思われるものについても、変化がなかったことを検証する必要があることから、事業所範囲を確認できる根拠資料なども必ず全て用意しなければならない。

ステップ1 事業所範囲の特定

- 公共機関へ提出した届出・報告等を用いて「建物及び施設」を把握
- 公共機関へ提出した届出・報告等を用いて「エネルギー管理の連動性」「近隣の建物等」を確認
- 公共機関へ提出した届出・報告等を用いて事業所から除かれる部分を確認
- 確認した資料等の取りまとめ

ステップ2 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

- 算定対象となる活動(エネルギー起源CO₂排出活動)の把握
- 算定対象から除く排出活動の把握
- 各排出活動に応じた燃料等使用量監視点の特定
- 確認した資料等の取りまとめ

ステップ3 燃料等使用量の把握

- 燃料等使用量の把握(購買伝票等による把握が基本)
- 燃料等使用量の単位換算
- 確認した資料等の取りまとめ

ステップ4 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

- 算定報告様式を用いて温室効果ガス排出量を算定
- 算定報告様式を用いて原油換算エネルギー使用量を算定
- 算定報告様式の取りまとめ

図 2-1 温室効果ガス算定のフロー

2 検証の意義

対象事業所には、本ガイドラインに従って排出量を算定し、報告することが求められるが、その算定結果の信頼性を担保するために、排出量算定実施事業者から独立した第三者検証機関による検証を受ける必要がある。検証の際には、事業者は要求された情報の提示、検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し、写真や動画等を用いた確認への対応等を行う必要がある。

本制度における、主たる検証のポイントは次のとおりである。

- ステップ1 事業所範囲の特定
 - 公共機関へ提出した届出・報告等に添付された資料等を用いて、建物及び施設を把握している。
 - 公共機関へ提出した届出・報告等に添付された資料等を用いて、エネルギー管理の連動性、近隣の建物等を適切に把握した上で、事業所の範囲を識別している。
 - 延床面積を適切に把握している。
- ステップ2 排出活動の把握と燃料等使用量監視点の特定
 - 要件を満たす燃料等使用量監視点を網羅的に特定している。
- ステップ3 燃料等使用量の把握
 - データ採取、集計報告等のための算定体制が、算定報告様式に記されたとおりに組まれている。
 - 各燃料等使用量監視点に対応する年間12か月分の購買伝票等が揃っているなど、燃料等使用量が網羅的に把握されている。
 - 都市ガスの標準状態換算、LPGの単位換算など、燃料等使用量の単位換算が適切に実施されている。
- ステップ4 特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定
 - 購買伝票等の数値から算定報告様式への転記ミスがない。
 - 本算定ガイドラインの規定に従って、排出活動別のエネルギー種が設定されている。

第2章 事業所範囲のとりえ方

1 考え方

(1) 事業所の定義

事業所とは「建物又は施設（以下「建物等」という。）」を指す。

また、条例では「エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす」とされている。つまり、「一棟の建物等全体」、「エネルギー管理の連動性のある建物等」及び「近隣の建物等」については同一の事業所とみなす。なお、住宅用途の建物（複合用途建物においては住宅用途の部分）は事業所の範囲から除外し、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所はそれぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する。

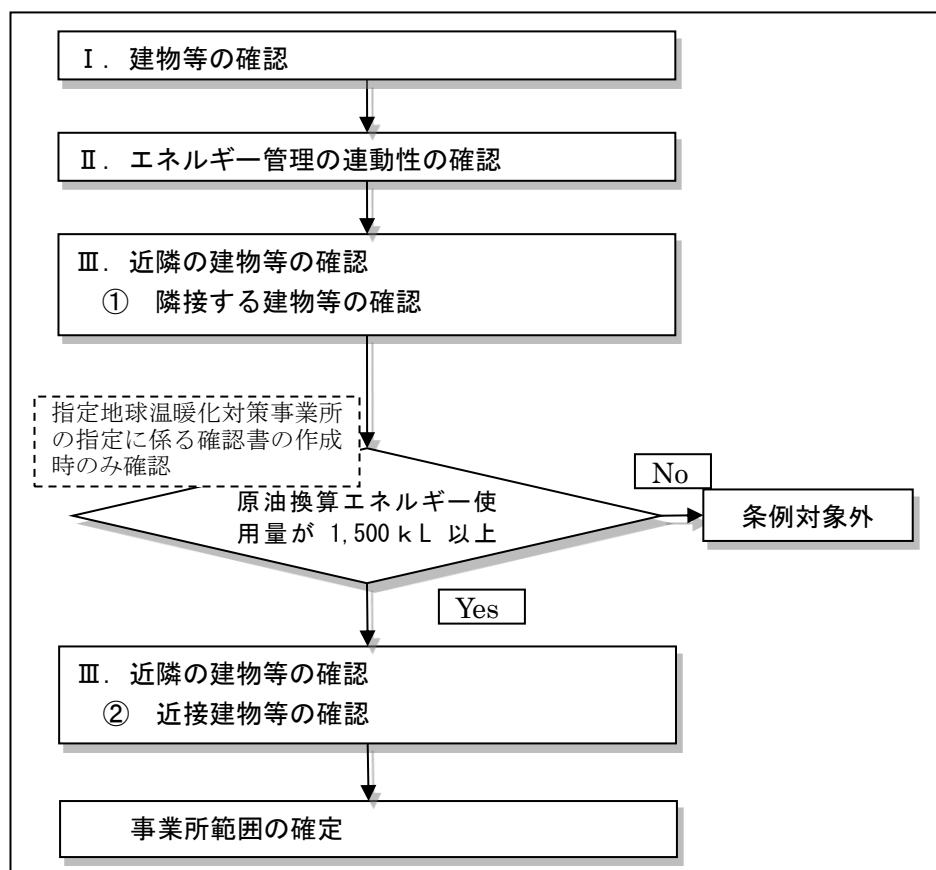


図 2-2 事業所範囲確定のフロー

(2) 建物等の定義

本制度の対象となる「建物」又は「施設」は、それぞれ次のものを示す。

- 建物：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の建築物
- 施設：エネルギーを消費して、所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）

一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。

- ・ 区分所有建物以外の建物
主たる（主である）建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
- ・ 区分所有建物
区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

施設とは、例えば次に挙げるようなものを示す。原則として、建物又は施設の所有者を本条例において算定を実施する事業者とする。

施設の例
上水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、遊園地、競艇場、平面駐車場、工場、敷地内の工作物（群）

(3) 一つの建物等における事業所の範囲

ア 区分所有者とテナント

本制度では原則として、一つの建物等全体を一つの事業所ととらえる。したがって、一つの建物等を複数の事業者が所有している場合についても、同様に建物等全体を一事業所とする。例えば、図 2-3 に示すように、テナントが入居するビル、区分所有者が複数存在するビル等についても、一つの建物等全体を同一事業所とする。

したがって、建物等内のテナント、区分所有者が使用する部分を条例対象事業所から除外することはできない。

イ 住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の除外

一方、一つの建物等のうち、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する（除外対象となるのは、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所のみであり、建物の自己熱源（ボイラー等）及び自家発電施設は除外されない。）。

また、住宅用途で利用されている部分は事業所の範囲から除外する。

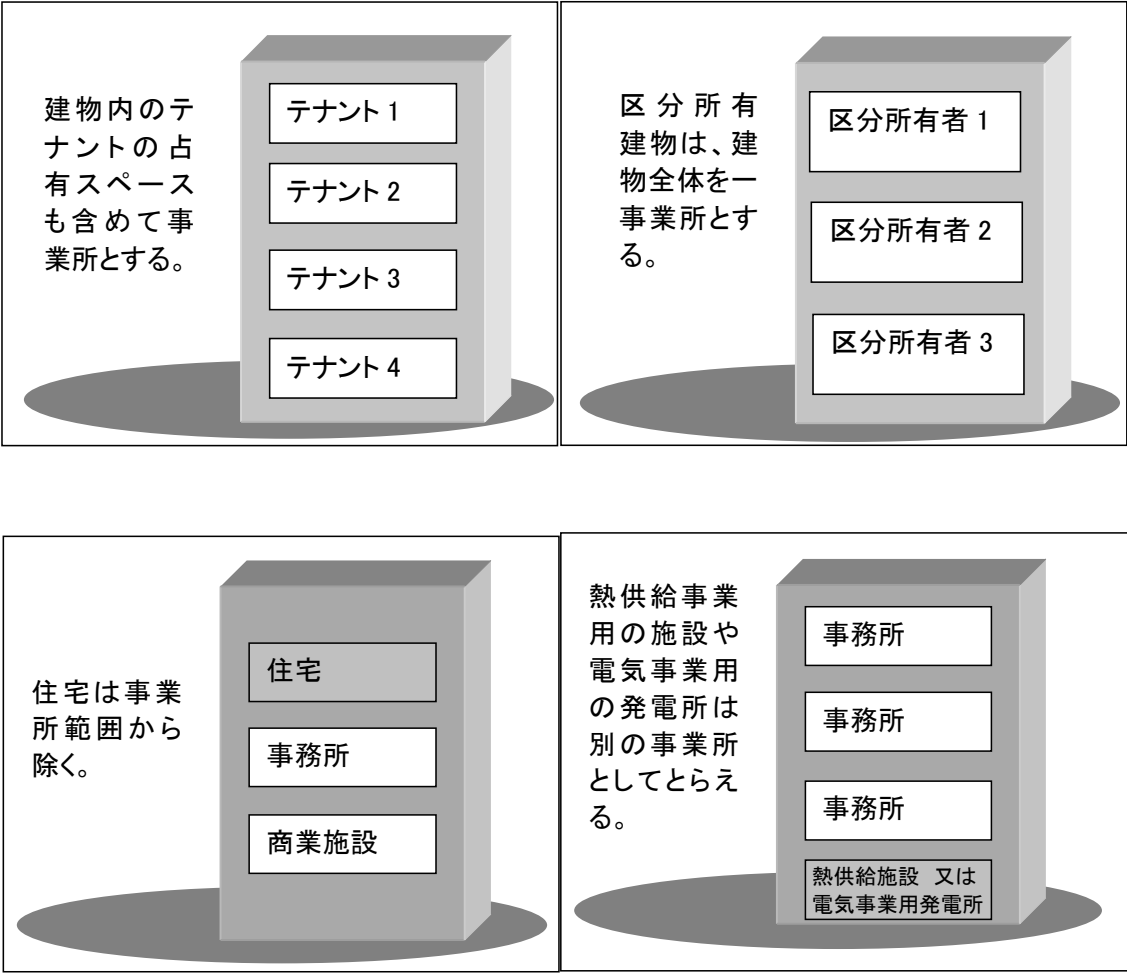


図 2-3 一つの建物等における事業所の範囲

（４）エネルギー管理の連動性のある建物等の扱い

「エネルギー管理の連動性」がある複数の建物等は、一つの事業所とする。

「エネルギー管理の連動性」とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり、建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。

具体的には、ある建物等内の受電点（高圧受電施設など）で電気を受け、さらに他の建物等に電力を供給している場合、地域熱供給の受入施設から複数の建物等に蒸気等を搬送している場合、ある建物等に付属する燃料タンクから、配管等で接続して、他の建物等への燃料供給を行っている場合などが該当する。

ただし、規則第３条の７第１項第１号ただし書の知事が別に定める場合として、エネルギーを供給している他の建物等へのエネルギー供給量が原油換算で年間 15kL 未満の場合は、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる。この判断ができるのは、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書又は新たに他の建物等に燃料等を供給することとなった年度の翌年度に提出する地球温暖化対策計画書の提出時に限られる。また、これらの判断の対象年度の途中で他の建物等へのエネルギー供給を開始している場合には、その翌年度の年間の供給量も原油換算で 15kL 未満であることを確認する必要がある。15kL 未満であることの確認は、原則として購買伝票又は特定計量器等による計量により把握したエネルギー供給量に基づき実施する。

なお、供給された都市ガスをボイラーやコージェネレーションシステムで燃焼させて発生した電気や蒸気を事業所外へ供給するなど、一度供給されたエネルギーを変換して送る場合は、エネルギー管理の連動性があるとはみなさない。

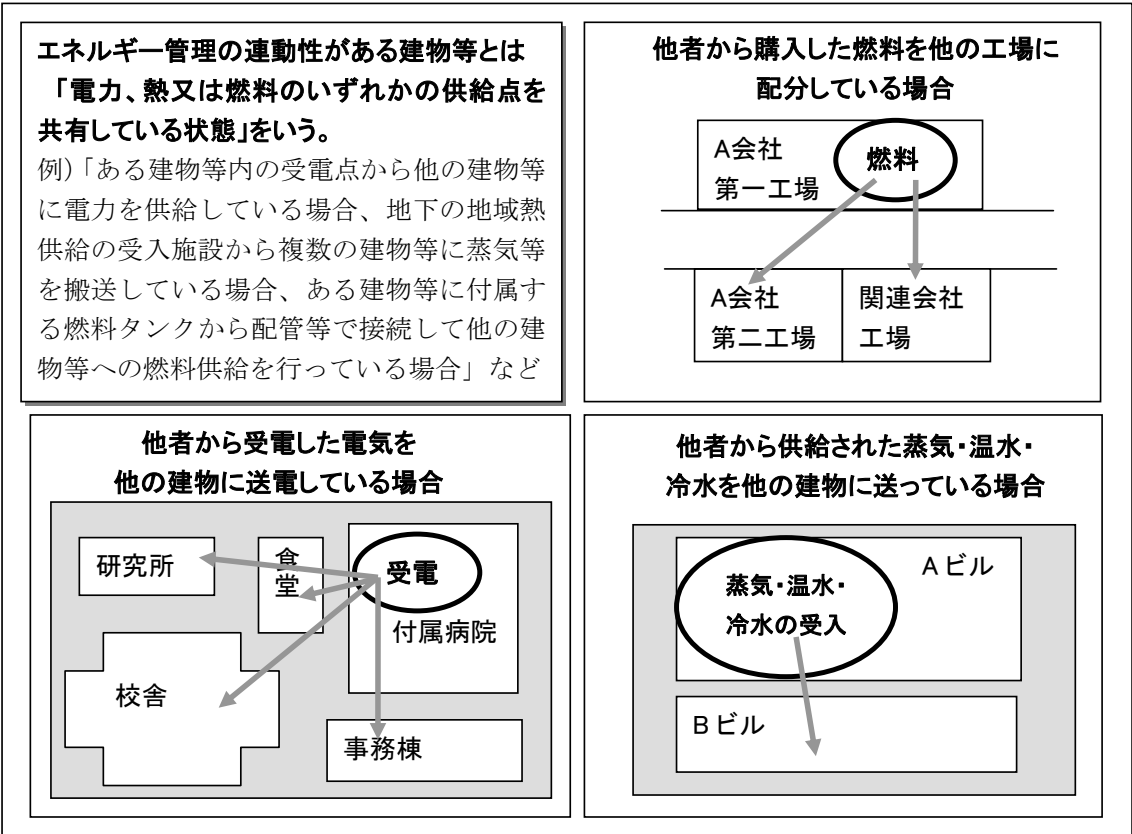


図 2-4 エネルギー管理の連動性のある建物等の取扱い

（５）近隣の建物等の扱い

建物等において、共通の所有者が存在する「隣接（定義はアに後述）」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。ただし、ア(イ)の条件を満たす場合に限定される。

また、上記の隣接する建物等を併せた場合又は単独の建物等で、一年間当たりの原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上のときは、さらに「道路・水路を挟んで近接（定義はイに後述）」している建物等を把握する必要がある。

「道路・水路を挟んで近接」する建物等の把握についても「隣接」の判断と同様に、建物等において、共通の所有者が存在する「道路・水路を挟んで近接」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等を一つの事業所とみなす。ただし、イ(イ)の条件を満たす場合に限定される。

ア 隣接する建物等

（ア） 「隣接」の条件

「隣接」とは、次の２つのいずれかの条件を満たすものとする。

- 同一敷地内に存在すること。
- 隣接する敷地内に存在すること。

その際、上記の「敷地」は、次に指定する届出で提出された配置図に基づいて把握する。なお、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）又は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）における届出がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告において提出された配置図の敷地の範囲よりも優先させる。

- 建築基準法における確認申請、計画通知又は定期報告において提出された敷地の範囲（定期報告は建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。）
- 工場立地法における工場の立地・変更に当たっての届出において提出された敷地の範囲
- 水道法における水道事業経営の認可の申請において提出された水道施設における敷地の範囲
- 下水道法で終末処理場又はポンプ場の事業計画の認可申請時に添付される図面における敷地の範囲
- 廃棄物処理法における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可において提出された敷地の範囲

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

a 建物と建物が隣接する場合

「共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一」の場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

ここで、「主たる使用者」とは、建物の共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど、他人が使用していることが認められない場合であって、所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする（一時的にテナントが退去して空室となった場合などは、使用者は存在しないものとする。）。

なお、所有者については固定資産の名寄帳（ある法人・人物が持っている市町村区内の不動産の一覧表）、建物の主たる使用者については所有者自身作成のテナントリスト等を、検証に利用する資料として準備することが望ましい。賃貸借契約等を行っていない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。

b 建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。ただし、「建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者（以下「施設の使用者」という。）が異なる」場合、当該建物・施設をまとめて一つの事業所としない。ここで、「施設の使用者」とは、自ら使用する場合は施設の所有者、賃貸借契約等により他者が所有する施設を使用する事業者等が想定される。なお、次の例に挙げるような者は「施設の使用者」に該当しない。

- ① 上下水道施設、廃棄物処理施設の管理業務受託者
- ② 施設の指定管理者

c 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合は、一つの事業所としない。

d 施設と施設が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

イ 道路・水路を挟んで近接している建物等

(ア)「道路・水路を挟んで近接」の条件

「道路・水路を挟んで近接」とは、それぞれの建物等の敷地が図 2-5 に示す関係にある状態をいう。図 2-6 の状態は「道路・水路を挟んで近接」に当たらない。ただし、水路を挟む場合、大きな河川を挟んでいるなど、事業所間の行き来が容易ではなく、一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合は、「道路・水路を挟んで近接」としては取り扱わない。

なお、敷地の範囲は、アの隣接と同様、ア(ア)に示した「指定する届出で提出された配置図」に基づいて把握する。

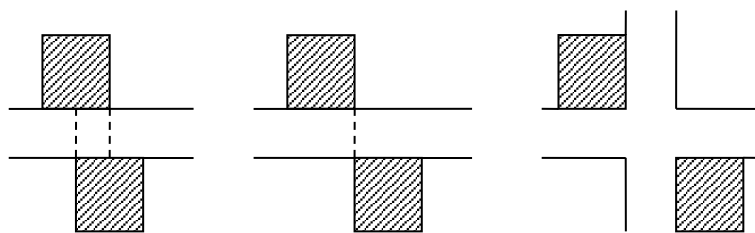


図 2-5 道路・水路を挟んで近接に該当する例

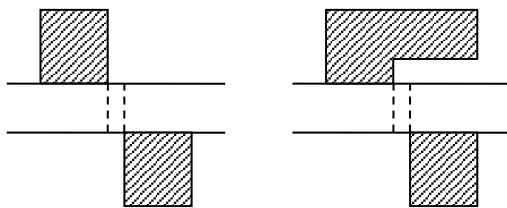


図 2-6 道路・水路を挟んで近接に該当しない例

(イ)「共通する所有者が存在」の条件

ア(イ)に示した条件と同様である。

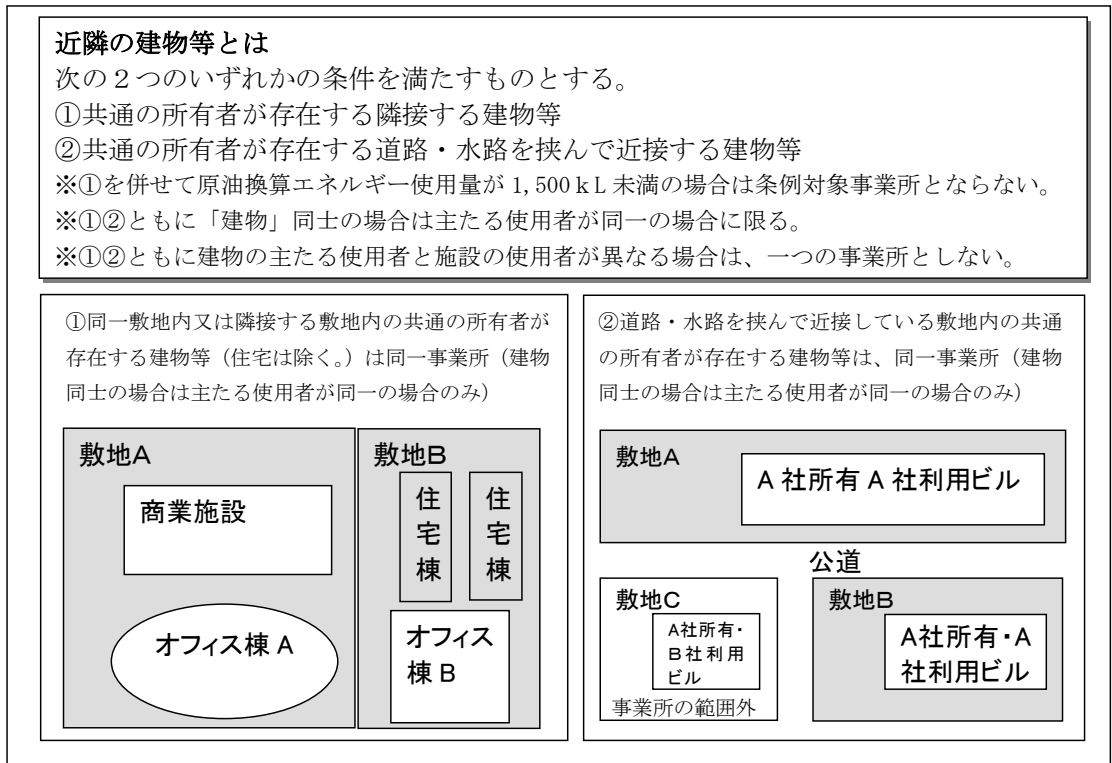


図 2-7 近隣の建物等の取扱い

<参考> ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要①～

- 建築基準法における建築物の建築等に関する確認申請、計画通知又は定期報告
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第一条において、敷地の定義は、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう」とされている。

具体的な敷地の範囲は、個々の建築物に関して提出された確認申請（建築基準法第 6 条）、計画通知（建築基準法第 18 条）又は定期報告（建築基準法第 12 条）に添付される「配置図」に記されている。

建築基準法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別はこの「配置図」に基づいて行う。ただし、定期報告は、建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。

なお、届出の提出要件は次のとおりである。

- 確認申請及び計画通知の対象：次の条件により、新築及び増築時等に申請
主な特殊建築物
用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
木造の建築物
3 以上の階数を有し、又は延べ面積が 500 m²、高さが 13m 若しくは軒の高さが 9 m を超えるもの
木造以外の建築物
2 以上の階数を有する建物又は延べ面積が 200 m²を超えるもの
- 定期報告の対象（都内）：不特定多数の人が利用する特殊建築物等（国等が所有又は管理する建築物を除く。）について、敷地、一般構造、構造強度及び防火・避難関係を用途・規模によって毎年又は 3 年毎に報告

- 工場立地法における届出

工場立地法第 6 条第 1 項に規定されている届出に「工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置」、「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」等に事業所の範囲を記す図面の添付が義務付けられている。

工場立地法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記二つのいずれかの図面に基づいて行う。

なお、工場立地法の届出の提出要件は次のとおりである。

- 事業所新設時（敷地面積 9,000 m²又は建物建設面積 3,000 m²以上の事業所のみ）
- 建屋の新設、建屋の売却等の変更時（変更後に敷地面積 9,000 m²又は建物建設面積 3,000 m²以上の事業所となる場合のみ）

＜参考＞ ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要②～

- 水道法における水道事業経営の許可

水道法第7条に基づく、水道事業経営の認可の申請をするためには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

水道法における水道事業経営の許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

- 下水道法における事業計画

下水道法第5条に基づく、第4条第1項の事業計画においては、「一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域」、「二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置」及び「三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力」を提出しなければならない。

下水道法における事業計画に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

＜参考＞ ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要③～

- 廃棄物処理法における許可申請

（一般廃棄物処理業）

他人から委託を受けて一般廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第7条に基づき、区市町村長の許可を受けなければならない、次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業場の設置の場所
- 取り扱う一般廃棄物の種類

（産業廃棄物処理業）

他人から委託を受けて産業廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第14条に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない、次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業場の設置の場所
- 事業の範囲、事業の用に供する全ての施設

廃棄物処理法における許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

2 具体的な方法

次に示す手順で事業所の範囲を確定する。

(1) 建物等の把握

1(2)に記した定義により建物等を把握する。

なお、検証の際には、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法、廃棄物処理法若しくは熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）における届出等又はその他の根拠とする資料を検証機関から求められる場合がある。

(2) エネルギー管理の連動性の把握

エネルギー管理の連動性がある状態とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態をいう。具体的には次の手順で把握する。ただし、次に挙げる届出は、検証の際にあると望ましいものであり、算定時には必ずしも用意すべきものではない。

- ① 外部への電気供給点（受電点以外の外部連系点）を把握する。その方法としては、建物等の配電図を用いることが望ましい。
- ② 外部へのガス供給点を把握する。その方法としては、都市ガス事業者が作成した配管図を用いることが望ましい。
- ③ 地域熱供給の受入施設の有無を把握し、存在した場合は、その受入施設から外部への熱の供給の有無について把握する。その方法としては、空気調和設備系統図を用いることが望ましい。
- ④ 危険物施設、燃料貯蔵所等について、配管等の接続による建物等の外への燃料供給があるかを把握する。その方法としては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に基づく危険物施設の届出（東京都火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）の少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出を含む。）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく燃料貯蔵所の届出を用いることが望ましい。
- ⑤ 上記を把握した結果、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずにそのまま建物等の外へ供給している場合、その供給先の建物等について①～④について同様の作業を行う。
- ⑥ 把握された建物等について、一つの事業所とする。
ただし、エネルギーを供給している他の建物へのエネルギー供給量が原油換算で年間 15kL 未満の場合、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる（1(4)参照）。

(3) 近隣の建物等の把握

ア 隣接する建物等の把握

隣接する建物等の把握については、次の手順のとおりに公的資料等に基づいて把握する。

- ① (2)までで一つの事業所とした敷地の範囲を把握する。
 - ② 同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が隣接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、次に掲げる場合は、一つの事業所としない。
 - ・ 隣接する建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）に共通の所有者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合
 - ・ 隣接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合
- ※ いずれの敷地においても、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を用いて把握することが望ましい（届出等は最新のものを参照する。）。ただし、これらの届出と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。また、検証の際に検証機関から、所有する建物等が網羅されているかを確認するため、固定資産の名寄帳等を求められる場合がある。
- ※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど他人が使用していることが認められない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ 次に、隣接する建物等の例を記す。

- 建築基準法における確認申請又は定期報告の図面で、敷地が隣接している大学キャンパス内の建物

イ 原油換算エネルギー使用量の把握

この項目は、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を作成する際の排出量の算定時のみ把握する。

エネルギー管理の連動性のある建物等及び共通する所有者が存在する隣接する建物等について、後述の「排出活動・燃料等使用量監視点の把握」、「燃料等使用量の把握」及び「原油換算エネルギー使用量の算定」を行い、原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上であるかを把握する。

この結果、原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上の場合、道路・水路を挟んで近接している建物等のうち、共通する所有者が存在する施設並びに共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物及び建物の主たる使用者と施設の使用が同一の建物等を把握する。原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上でない場合は、条例対象とならない。

※ 原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の建物等だけが道路・水路を挟んで近接していたとしても、それらを合わせて一つの事業所とはしない。

ウ 道路・水路を挟んで近接している建物等の把握

道路・水路を挟んで近接している建物等の把握については、次の手順のとおりに公的資料に基づいて把握する。

- ① アまでで一つの事業所とした敷地と道路・水路を挟んで近接する敷地を把握する。
- ② 道路・水路を挟んで近接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が近接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、次に掲げる場合は、一つの事業所としない。
 - ・ 近接する建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）に共通の所有者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合
 - ・ 近接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合

※ いずれの敷地においても、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を用いて把握することが望ましい（届出等は最新のものを参照する。）。ただし、これらの届出と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。また、検証の際に検証機関から、所有する建物等が網羅されているかを確認するため、固定資産の名寄帳等を求められる場合がある。

- ※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど他人が使用していることが認められない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ ウまでで一つの事業所とした範囲に近接する建物等も同様に確認する。
- ※ 次に、近接する建物等の例を記す。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 道路を挟んで近接しており、所有者と主たるテナント（共用部以外の床面積の半分以上を使用するテナント）が同じオフィスビルやテナントビル |
|---|

(4) 事業所に関するその他の情報の把握

ア 住宅用途建物、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の把握

1(1)にあるように、住宅用途建物は事業所に該当せず、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため事業所の範囲から除外する。そのため、住宅用途の範囲を把握する必要がある。また、地下等に設置された熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所について把握する必要がある。

その方法としては、建築基準法に基づく届出とともに提出された配置図・平面図（住宅用途の建物又は住宅用途の部分を示すもの）等により把握することが望ましい。

イ 延床面積の把握

建築基準法の届出等に基づいて、事業所の延床面積について把握する。

(5) 算定報告様式への記載事項

次の項目について、算定報告様式に記載を行う。なお、これらは、検証対象の項目である。

ア 事業所境界の図示

事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないと判断できる図を作成する必要がある。図示に当たっては、算定報告様式の記入例を参考に、当該事業所の範囲に接した敷地にある建物を確認できるよう明示する。

この際、事業所の敷地及びそれに含まれる建物及び施設が分かるように記載する。なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出することができる。

イ 事業所範囲と燃料等使用量監視点の図示

把握した事業所範囲を、算定報告様式の「事業所区域及び燃料等使用量監視点」の部分に図示する。図示に当たっては、算定報告様式の記入例を参考に、「事業所の範囲」、「事業所内の建物」及び「（第3章で把握する）燃料等使用量監視点」を明示すること。なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出することができる。

ウ 事業所の延床面積

建築基準法の届出等の一定の根拠資料に基づいて把握した延床面積を記載する。
（建物の解体に伴い減少している面積がある場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第10条第1項又は第2項に基づく届出書を根拠資料として用いることができる。）

3 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い

1(1)にあるように、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえる。

(1) 熱供給事業用の施設

熱供給事業用の施設の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が熱供給施設であることを把握する。その方法としては、熱供給事業法に基づく事業に係る申請書等を用いることが望ましい。
- なお、「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷蔵設備、循環ポンプ整圧器、導管その他の設備であつて、熱供給事業を営む者の管理に属するものをいう（熱供給事業法第2条第4項）。
- 他のプラントと導管が連結されている場合は、エネルギー管理の連動性があるものとして一つの事業所となる。

(2) 電気事業用の発電所及び変電所

電気事業用の発電所及び変電所の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が電気事業用の発電所又は変電所であることを把握する。その方法として、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。

4 事業所範囲の変更（第2計画期間以降に適用）

（1）事業所範囲の変更とは

指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった場合又は新たに満たした場合は、事業所範囲の変更を申請することができる。

ア 事業所分割

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が減少（以下「事業所分割」という。）した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

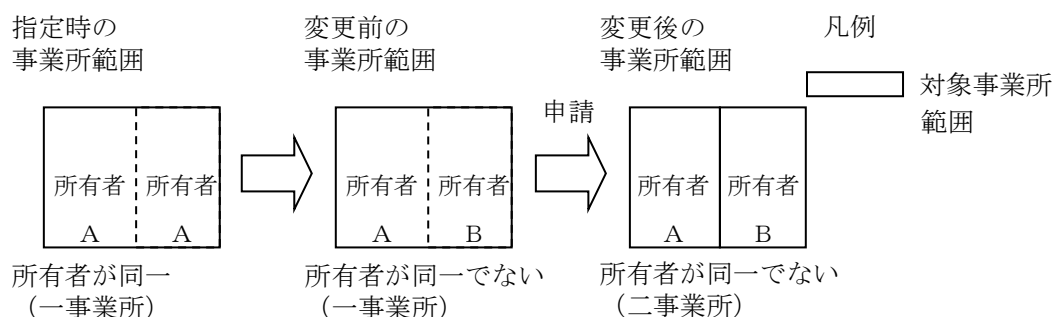


図 2-8 事業所分割時における事業所範囲の例

イ 事業所統合

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が増加（増加する建物等が指定地球温暖化対策事業所である場合に限る。以下「事業所統合」という。）した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

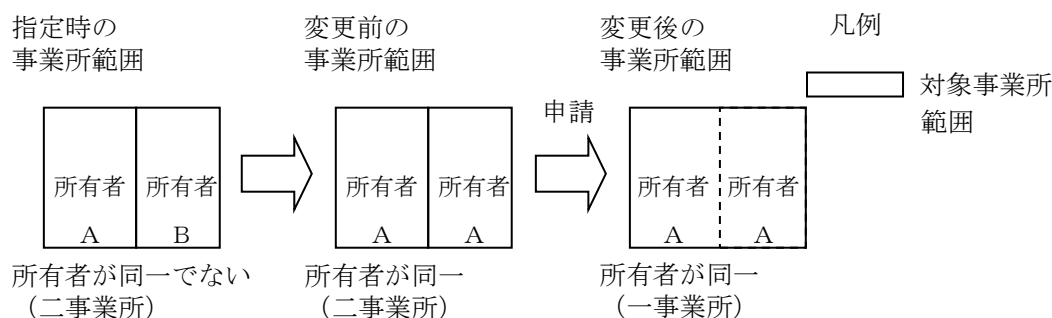


図 2-9 事業所統合時における事業所範囲の例

(2) 具体的な方法

事業所範囲の変更を申請する場合は、「1 考え方」、「2 具体的な方法」により建物等、エネルギー管理の連動性及び近隣の建物等を把握し、新たに変更後の事業所範囲を確定する。

(3) 事業所範囲の変更に伴う対象事業所

事業所範囲の変更に伴い、変更前の対象事業所は指定を取り消され、変更後の事業所は新たに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。ただし、変更後の事業所範囲において、申請の前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,000 kL 未満又は申請の前年度末日における床面積が 5,000 m²未満である事業所を除く。

また、新たな指定を受ける事業所範囲に、変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部又は一部が含まれる場合は、併せて特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

上記以外の新たな指定を受けた指定地球温暖化対策事業所は、原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上の年度が変更前の対象事業所における年度を含めて3年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

(4) 事業所範囲の変更の申請手続

事業所範囲の変更の申請手続は、エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更が生じた年度の翌年度以降、任意の年度に申請できる。申請する場合は、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の4月1日から9月末日までに事業所区域変更申請書を提出する必要がある。

<参考> ～事業所範囲の変更に伴う対象事業所～

2022 年度に事業所範囲の変更を申請し、決定された場合の対象事業所の扱いについて下記に例示する。

● 事業所分割（例）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度 ▽申請	2023 年度	2024 年度
① A事業所（特定） → a 事業所（特定）、b 事業所（特定）						
変更前	A 事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
変更後	a 事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
	b 事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
② A事業所（指定） → a 事業所（指定）、b 事業所（指定）						
変更前	A 事業所		指定※(1 年度)	⇒指定の取消し		
変更後	a 事業所	新規指定⇒		指定※(2 年度)	条件付 特定※(3 年度)	特定
	b 事業所	新規指定⇒		指定	指定	指定

※エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kL 以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方

● 事業所統合（例）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度 ▽申請	2023 年度	2024 年度
① A事業所（特定）、B事業所（指定） → a事業所（特定）						
変更前	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消		
	B事業所	指定	指定	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
② A事業所（指定）、B事業所（指定） → a事業所（条件付特定）						
変更前	A事業所		指定※(1年度)	⇒指定の取消し		
	B事業所	指定※(1年度)	指定※(2年度)	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		条件付 特定※(3年度)	特定	特定

※エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方

5 検証のポイント

検証の際には、事業所範囲の特定に利用した書類を検証機関に提示する必要がある。

なお、検証の際に提示する確認資料は、公的書類を基本とするが、公的書類が準備できなかった場合には、施工業者作成の図面などの他者が作成した資料や事業者自身が作成した資料に代えることができる。ただし、その場合は、信頼性の確保のために目視、情報通信技術（ICT）を活用し、写真や動画等を用いた確認を追加するなど検証の工数が増加し、検証にかかる時間等が増加する可能性がある点に留意されたい。また、公的書類等の確認書類は、書類の信頼性に問題がある場合を除き、複写での対応も可能とする。

表 2-1 に、検証の際に提示する確認資料の例を示す。

表 2-1 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
建物又は施設の把握	建物又は施設が適切に把握されているか。	● 建築基準法の確認申請 ● 建築基準法の計画通知 ● 建築基準法の確認済証 ● 建築基準法の検査済証 ● 工場立地法の事業所新設時届出書類 ● 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類 ● 水道事業経営の認可の申請 ● 下水道事業計画許可申請 ● 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請 ● 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可申請 ● 建設リサイクル法第10条届出	● 他の事業者が作成した図面（しゅん工図など） ● 自作の固定資産リスト（固定資産台帳など） ● 建築基準法の定期報告（建物の一部を示している場合があるので注意が必要）
	受電施設の他建物等との共有	● （燃料等使用量監視点が判明する書類で把握） ● 配電図 ● ガス配管図 ● 空気調和設備系統図 ● 消防法等に基づく危険物施設の届出 ● 高圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出	
	都市ガスメーターの他建物等との共有		
	地域熱供給受入施設の他建物等との共有		
エネルギー管理の連動性の把握	燃料貯蔵所の他建物等との共有		

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
近隣建物の把握	敷地を適切に識別しているか。	建築基準法、工場立地法、下水道法、廃棄物処理法又は水道法における届出（最新の届出）とともに提出された配置図	- 他の事業者が作成した図面（しゅん工図など） - パンフレットの配置図 - 住宅地図
	近隣の建物等の所有者の把握は網羅的になされているか。	- 固定資産の名寄帳 - 事業所内建物等の不動産登記簿	自作の物件リスト
住宅・熱供給施設・電気事業用発電所及び変電所の把握	住宅用途の建物等を適切に把握しているか。	建築基準法に基づく配置図・平面図（住宅用途の建物又は住宅用途の部分を示すもの）	- 他の事業者が作成した図面（しゅん工図など） - 自作の図面
	熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所を適切に把握しているか。	熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所若しくは変電所の位置を示す図面	- 他の事業者が作成した図面 - 自作の図面

第3章 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

1 考え方

(1) 排出活動

排出活動とは、事業所内で行われる温室効果ガスの排出を伴った活動をいう。また排出活動のうち、特定温室効果ガス排出量の算定対象とする排出活動は、事業所の内部における化石燃料の燃焼などによる温室効果ガスの排出（直接排出）と、事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴った間接的な温室効果ガスの排出（間接排出）である。

また、事業所内における排出活動のうち、少量排出活動（後述の「燃料等使用量監視点の特定」で記述する要件に該当しない排出活動）及び工事による燃料等の使用については、排出量の算定対象に含める必要はない。

また、事業所外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体への供給（陸電を含む。）、事業所外へのエネルギー供給（住宅用途、他事業所等への供給）などは、原則として算定対象から除外する。

(2) 算定対象となる排出活動

ア 直接排出（燃料の使用）

ボイラー、工業炉等の設備における化石燃料の燃焼等によって、直接的に温室効果ガスを排出する排出活動を直接排出と呼ぶ。本制度において対象となる化石燃料について表 2-2 に示す。

なお、廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出は、焼却の熱をエネルギーとして使用した場合であっても、本制度の特定温室効果ガスの排出に含まない（ただし、その他ガスとしての報告対象にはなる。）。

表 2-2 化石燃料の種類

原油	
原油のうちコンデンセート（NGL）	
揮発油（ガソリン）	
ナフサ	
灯油	
軽油	
A 重油	
B・C 重油	
石油アスファルト	
石油コークス	
石油ガス	液化石油ガス（LPG）
	石油系炭化水素ガス
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）
	その他可燃性天然ガス
石炭	原料炭
	一般炭
	無煙炭
石炭コークス	
コールタール	
コークス炉ガス	
高炉ガス	
転炉ガス	
都市ガス（6A）	
都市ガス（13A）	
ジェット燃料油	
その他の燃料	

イ 間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用）

事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴って、間接的に温室効果ガスを排出する活動を間接排出と呼ぶ。

電気又は熱を外部から供給を受けて使用する場合には、対象事業所内では直接には温室効果ガスは排出されないが、その電気又は熱を発生させるために発電所又は熱供給施設で温室効果ガスが排出されている。このため、電気及び熱の使用は「間接排出」としてその排出量を算定する。

表 2-3 算定対象活動の種類（間接排出）

活動	内容
他人から供給された電気又は熱の使用	➤ 電気の使用 ➤ 産業用蒸気の使用 ➤ 産業用以外の蒸気の使用 ➤ 温水・冷水の使用

ウ 移動体の扱い

敷地の範囲内のみで利用される移動体からの温室効果ガスの排出については、算定対象とする。敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体起因する排出は算定対象から除く。

自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、ナンバーの有無により判断する。

また、図 2-10 に敷地の範囲内の給油所で給油する自動車の場合の算定範囲の判断方法を示す。

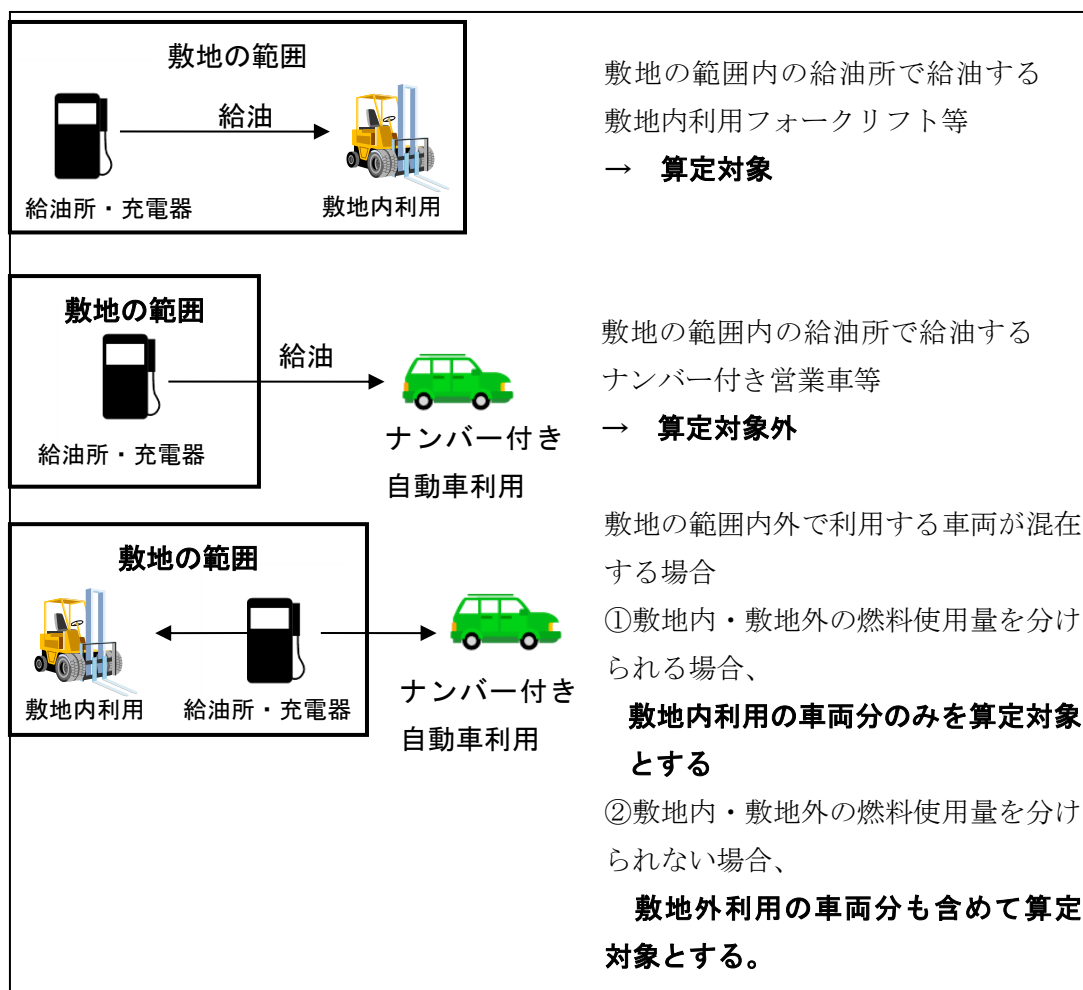


図 2-10 敷地の範囲内で給油する自動車の算定範囲

(3) 算定対象から除く排出活動

ア 算定対象から除く排出活動

次の排出活動については、原則として、算定対象から除外する。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を把握する（詳細は第4章2（2）イ 実測による把握方法に記載）ことが不可能である場合には、算定対象に含める。

また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

(7) 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外する。

駅においては、駅に併設された商業施設など鉄道輸送に必要のない排出活動に係る燃料等の使用量が算定対象となる。

(4) 住宅用途への供給

住宅用途（共用部も含む。）の部分への供給分は算定対象外とする。

なお、複合用途の建物については、住宅用途の範囲を建築基準法に基づく配置図、平面図（住宅用途の建物又は住宅用途のフロアを示すもの）等により把握することで、特定温室効果ガス排出量から除外する範囲を特定する。

なお、把握の際には建築基準法等の公的資料を用いることが望ましい。

(5) 他事業所への熱又は電気の供給

他事業所へ供給される熱及び電気に起因する排出量は、特定温室効果ガス排出量から除外する（ただし、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることはできない。）。

なお、第2章に示したとおり、他人から供給されたエネルギーを変換せずに事業所範囲外へ供給する場合は、供給先の建物をエネルギー管理の連動性がある建物等とするため、必然的に算定対象活動となる。

(6) 事業所外で利用される移動体への供給

前述のとおり、対象事業所の敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体からの温室効果ガスの排出は算定対象外活動とする。

対象事業所の敷地の範囲外で利用される自動車であるか否かの識別は、ナンバープレートの取り付け有無による。

イ 算定対象から除くことができる排出活動

(7) 少量排出

事業所範囲に含まれ、かつ、算定対象活動となる活動のうち、「燃料等使用量監視点の特定」（詳細は、(4) 燃料等使用量監視点の特定に記載）に示す「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動は少量排出とみなし、排出量に含める必要はない。

(イ) 工事のための燃料等の使用

工事のための燃料等の使用による温室効果ガスの排出については、排出量から除外することができる。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により当該燃料等使用量を特定可能な場合に限る。

(4) 燃料等使用量監視点の特定

特定温室効果ガス排出量を算定するためには、これまでに述べた排出活動に関する「燃料等使用量」を把握する必要がある。

電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスメーター、燃料タンクなど、燃料等使用量を測定する箇所を「燃料等使用量監視点」と呼び、燃料等使用量監視点については、網羅的に把握する必要がある。

したがって、把握の際には表 2-4 の「確認する書類」にあるような公的資料を用いることが望ましい。

なお、本制度における、特定温室効果ガス排出量は、「事業所内へ供給される燃料等起因の排出量」から「算定対象から除く排出活動起因の排出量」を差し引いて、事業所の排出量を算定する。このため、把握すべき燃料等使用量監視点は大きく「事業所内へ供給される燃料等使用量監視点（燃料タンク、受電点等）」と「算定対象から除く排出活動量監視点（他事業所への供給点等）」の2種類である。

また、事業所へ供給される燃料等については、購買伝票等により把握することを基本とするため（詳細は第4章 燃料等使用量の把握に記載）、購買伝票等と個々の燃料等使用量監視点との関連については明確にしておく必要がある。

2 具体的な方法

(1) 排出活動の把握

ア 算定対象活動の把握

1(1)に示した排出活動の考え方に従って、事業所範囲内のエネルギー使用の状況（排出活動）を把握する。なお、把握の際には、どのような燃料等を使用しているのかを把握し、燃料の種類の漏れがないよう留意すること。

イ 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動の把握

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外する。

逆に、駅において、算定対象となるのは、駅に併設された商業施設等における鉄道輸送に必要な排出活動のための燃料等の使用であるので、実際の手順としては、商業施設等の施設を把握し、算定対象とする。

ウ 算定対象から除くその他の排出活動の把握

住宅用途への供給、他事業所への電気や熱の供給及び事業所外で利用される移動体への供給は原則として算定対象から除き、少量排出及び工事のための燃料等の使用については、算定対象から除くことができる。事業者は、少量排出以外の自らが算定対象から除く排出活動を把握する必要がある。

なお、算定対象から除くことができるのは、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により算定対象から除く排出活動の燃料等使用量を特定可能な場合（詳細は第4章2(2)イ 実測による把握方法に記載）に限られる。

また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

(2) 事業所内に供給される燃料等使用量監視点の特定

(1)で把握した、事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのか（電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスメーター、外部から供給を受ける燃料タンク等）を把握する。事業所内で貯蔵して用いる燃料等はその貯蔵する場所を監視点とし、貯蔵しない燃料等についてはその使用量を特定できるメーターを監視点とする。

なお、表 2-4 に記した要件を満たす燃料等使用量監視点を全て把握しなければならない。検証の際には、検証機関は可能な限り同表に記した「確認する資料」を用いて確認しなければならないため、これらの資料は、検証機関への提示が必要となる。

表 2-4 事業所内に供給される主な燃料等使用量監視点と確認する資料

種類		把握すべき燃料等使用量監視点の要件		確認する資料
直接 排出	燃料	気体・ 液体・ 固体燃料 (都市ガ ス 及 び LPG 以 外 の 物 の)	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)の危険物貯蔵所又は取扱所^{※1}	消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出
			- 火災予防条例(昭和 37 年東京都条例第 65 号)対象の少量危険物貯蔵取扱所^{※1} - 同指定可燃物貯蔵取扱所^{※1}	火災予防条例の少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の届出
			- 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)の第一種貯蔵所 - 同第二種貯蔵所	高圧ガス保安法の「貯蔵計画書」の届出
		都市ガス	一般ガス事業者から供給される都市ガスメーター	- しゅん工図書の衛生図面 - 一般ガス事業者提供のガス工作物図面
		LPG	液化石油ガス販売事業者から供給される LPG 供給メーター	液化石油ガス販売事業者提供の LPG 供給設備図
			液石法^{※2}における液化石油ガス設備工事届対象の LPG 貯槽	液化石油ガス設備工事届
			高圧ガス保安法の規制対象の容器の置き場	- 事業者又は第三者作成の配置図 - 購買伝票等
間接 排出	電気	他人から供給される電気	他人から供給される電気の受電施設	他人から供給される電気の受電施設を示した配電図(電気事業法の保安規程・工事計画届出の主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図が望ましい。)
	熱	他人から供給される熱	他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設	他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設を示した空気調和設備系統図(省エネ法^{※3}の特定建築物届出に添付されるものが望ましい。)

※1 液体燃料の一つの系統に複数の貯蔵所、取扱所又は貯蔵取扱所が存在する場合には、外部から供給を受けるもののみを燃料等使用量監視点とする。

※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。)

※3 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説①～

● 消防法における危険物貯蔵所・取扱所

引火性液体燃料、可燃性固体類を含む危険物を恒久的にある一定以上の数量（指定数量）に対して貯蔵・取扱を行う場合にその設備に対して危険物施設と適用され、危険物貯蔵所・取扱所に関する市町村長等への届出が必要となる。

本ガイドラインにおける排出活動に当たる化石燃料は、主に危険物第4類に含まれるため、危険物第4類の指定数量と物品名を参考として記す。

表 2-5 消防法危険物第4類

名	性質	指定数量	物品例
特殊引火物	—	50L	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトアルデヒド、酸化プロピレン
第1石油類	非水溶性液体	200L	ガソリン、ギ酸エチル、シクロヘキサン、酢酸エチル、ベンゼン
	水溶性液体	400L	アセトン、アセトニトリル、(t) ブチルアルコール、ピリジン、ジエチルアミン
アルコール類	—	400L	メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール
第2石油類	非水溶性液体	1,000L	軽油、灯油、キシレン、酢酸アミル、スチレン、無水酢酸
	水溶性液体	2,000L	アクリル酸、アリルアルコール、酢酸
第3石油類	非水溶性液体	2,000L	クレオソート油、重油、アニリン、ニトロベンゼン
	水溶性液体	4,000L	エチレングリコール、グリセリン、メタクリル酸、酪酸
第4石油類	—	6,000L	ギヤー油、シリンダー油、潤滑油
動植物油類	—	10,000L	ヤシ油、オリーブ油

● 東京都の火災予防条例における少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所

消防法における危険物が指定数量未満を貯蔵する場合についても、表2-5に記した指定数量の1/5以上の危険物を貯蔵する場合については、当該貯蔵所について、火災予防条例に基づき、消防庁への届出が必要となる。これらは、少量危険物貯蔵取扱所と呼ばれる。

また、指定可燃物（わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの）を貯蔵する場合についても、火災予防条例により、消防庁への届出が必要となる。これらは、指定可燃物貯蔵取扱所と呼ばれる。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説②～

- 高圧ガス保安法における第一種貯蔵所、第二種貯蔵所

高圧ガス保安法により、容積が 3,000 m³（重量 30t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、その貯蔵所に関して都道府県知事の許可と貯蔵計画書の提出を受ける必要がある（第一種貯蔵所）。

また、容積が 300 m³（重量 3 t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合にも、同様に許可と貯蔵計画書の提出が必要となる（第二種貯蔵所）。

- 液石法における液化石油ガス設備工事届対象の LPG 貯槽

液石法により、貯蔵能力が 500kg 以上の LPG 貯槽（貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの）については、設置工事又は変更工事をする場合に届出が必要である。

- 高圧ガス保安法における容器の置き場

高圧ガス保安法における容器とは「高圧ガスを充てんするための容器であって地盤面に対して移動することができるもの」であり、刻印又は塗色が指定されている。この容器を置いている場所を「容器の置き場」とする（高圧ガス保安法の「容器置き場・貯槽」を含む）。また、貯槽とは「貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの」を指す。

なお「容器置き場・貯槽」は 300 m³（重量 3 t）以上の規模であれば、高圧ガス保安法の届出の対象となるが、届出の対象とならない規模のものであっても、同法の規制対象である貯蔵容量が 0.15 m³（重量 1.5kg）以上の規模の「容器の置き場」については、事業者自身が事業所内の化石燃料を貯蔵する容器の置き場を把握するものとする。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説③～

- 飲食を提供するイベント等で使用する LPG 容器の燃料等使用量監視点

常設でないイベント等において、調理を目的とした可搬式の LPG 容器を複数使用する場合、以下の条件を満たした場合に限り、燃料等使用量監視点を特定できないものとすることができる。

LPG 容器を使用した店舗数×イベント等の延べ開催時間 < 600

また、LPG 容器を使用した店舗数が明確でない場合は、イベント等での出店者数で判断する。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説④～

- 液化石油ガス販売事業者から供給される LPG 供給メーター（LPG 供給設備）

液石法では、液化石油ガス販売事業者に対して「LPG 保安業務（容器交換時供給設備点検（月 1 回以上））」として、LPG 供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーター並びにこれらに準ずる設備）の検査を義務付けている。

このため、液化石油ガス販売事業者は、同法に位置付けられている LPG 供給メーターの場所、供給量等に関する情報を把握している。

- 他人から供給される電気の受電施設

他人から供給される電気の受電施設については、事業所内の配電図により確認する。

なお、電気事業法により、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する電気工作物のうち、一定規模以上の事業用電気工作物については保安規程の作成・届出が必要であり、保安規程（工事計画）の届出書類には「主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図」が添付されている。

- 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設

他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設については、事業所内の空気調和設備系統図により確認する。

(3) 算定対象から除く排出活動の燃料等使用量監視点の特定

算定対象から除く排出活動がある場合、該当する排出活動別の燃料等使用量監視点を特定する。算定対象から除く排出活動の燃料等使用量監視点としては、次のものが挙げられる。

- 事業所外で使用される移動体へのエネルギー供給ポイント
(移動体に積載される冷凍・冷蔵機能付きのコンテナ等が一時的に事業所内に保管されている場合の当該コンテナへのエネルギー供給を含む。)
- 工事用途へのエネルギー供給ポイント
- 住宅用途・熱供給事業用の施設への供給ポイント
- 自家発電設備など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点
 - 外部への供給量に関する監視点

(4) 算定報告様式への記載事項

ア 燃料等使用量監視点リスト

把握した燃料等使用量監視点全てについて、算定報告様式の「(4)燃料等使用量監視点」に、番号、排出活動、燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置を記したリストを作成する。

イ 燃料等使用量監視点の位置の図示

把握した燃料等使用量監視点の位置を、算定報告様式の「(2)事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示」に図示する。図示に当たっては、算定報告様式の記入例を参考にしながら、「(4)燃料等使用量監視点」の作成に用いた番号を活用すること。

なお、テナントが個別に供給を受ける都市ガスなど多数の燃料等使用量監視点がある場合については、省略の表示又は別紙に配置図を記載し、当該別紙を添付することで対応すること。

3 検証のポイント

検証の際には、表 2-4 に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。検証機関は、提示された確認書類により要件を満たす燃料等使用量監視点が網羅されているかについて把握する。また、必要に応じて事業所内の目視又は情報通信技術（ICT）を活用し、写真や動画等を用いて確認を行うことがある。

第4章 燃料等使用量の把握

1 考え方

(1) 算定のための組織体制

特定温室効果ガス排出量を適切に算定するためには、事業所範囲の特定（第2章に記載）、排出活動（燃料等使用量監視点）の特定（第3章に記載）及び購買伝票等、計量器による実測の記録等による燃料等使用量の把握（本章に記載）を本ガイドラインに示した方法に従って実施しなければならない。

特に、後述する月別の購買伝票等による把握や計量器による実測の記録等を漏れなく正確に実施するためには、日常的なデータ採取、集計、報告等のルールは明確化されている必要がある。このため、算定責任者及び算定担当者を設置し、算定報告様式に組織体制図を記して報告するものとする。

(2) 燃料等使用量の把握方法

第3章で把握した、排出活動（燃料等使用量監視点）ごとの燃料等使用量を把握する。

燃料等使用量の把握は、購買伝票等により把握した燃料等の購買量を基本とする。ただし、購買伝票等により把握不可能（燃料等の入手手段が取引によるものではなく、購買伝票等が元々存在しないような場合）であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

なお、購買伝票等に基づき燃料等使用量を把握する場合、燃料等の購買量と実際の燃料等使用量（エネルギー使用量）の差（以下「在庫変動」という。）が生じるが、在庫変動を踏まえて算定することは出来ないものとする。

また、燃料の廃棄分については、取引又は証明に使用可能な計量器で計測した場合に限り、排出量から除くことを認める。

(3) 燃料等使用量の単位換算方法

特定温室効果ガス排出量の算定においては、算定式（算定報告様式）に適切な値を入力するために、購買伝票等や実測により把握するデータについて、燃料等使用量の単位換算を行う必要がある場合がある。

具体的には、蒸気を還流水の量で把握している場合には熱量に換算することが必要となる。

なお、都市ガスについては、「中圧供給／低圧供給」を確認し、標準状態への換算を行う必要がある。また、LPG については基準産気率を用いた重量への換算を行う必要がある。

ただし、これらの換算は、都が配布するエクセルの算定報告様式（以下「算定報告様式（エクセル）」という。）においては自動計算されるため、エクセルの所定のセルに購買伝票等に記載された燃料等使用量（エネルギー使用量）を入力すればよい。

2 具体的な方法

(1) 算定のための組織体制の報告

日常的にデータ採取、集計、報告等を実施するためのルール及び組織体制を構築し、「算定責任者」、「算定担当者」及び「算定体制」について、算定報告様式に記載する。

(2) 燃料等使用量の把握

ア 購買伝票等による把握

(7) 把握方法

領収書、請求書、納品書等の購買伝票等で把握する。その際、必要に応じて月報などの内部資料との整合を見るなどして、購買伝票等に不足がないか確認する。なお、算定報告書には燃料等使用量監視点との対応を明確に記す必要がある。

(4) 年間燃料等使用量の取扱い

年間燃料等使用量は各年度の4月分～3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に表示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。

購買伝票等がどの月の値であるかの判断は、次の考え方により行い、毎回の算定時で同じ考え方になるようにする。

なお、購買の実績がない場合は、年間燃料等使用量を「^{ゼロ}0」とする。ただし、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合は、算定報告書の使用量記載欄を空欄とする。

分類	燃料等の例	該当月の判断
連続のもの (配管等で連続的に供給されるもの)	電気、都市ガス、熱	請求書等の購買伝票等に記載されている使用（請求対象）期間の日を含む月
不連続のもの (タンクローリー等で一定単位毎に納入されるもの)	重油、軽油、灯油等の燃料	納入された日を含む月又は請求のあった日を含む月

※購買の実績がない月は、原則として燃料等使用量を「^{ゼロ}0」とする。

～ 購買伝票等とは ～

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「２者間の取引[※]又は第三者等への証明[※]に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第２条第２項で定義されているものとする。

- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、ガス小売事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

～ 参考 購買伝票等の保管義務～

購買伝票等については、次に示すとおり、帳簿として一定期間の間保管することが法令により義務付けられている。

帳簿の保存期間は法令の規定などの定めによるものがあり、法定保存期間と債権債務の時効によるものとがある（企業の資本金等の金額によって保存期間が異なる。）。

- ・ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の保存期間（商法第 19 条（商人の商業帳簿に関する規定））
 - 商業帳簿、営業に関する重要書類 10 年間
- ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）の保存期間（法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 59 条（帳簿書類の整理保存））
 - 帳簿等（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など） 7 年間
 - 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、棚卸表など） 7 年間
 - 証憑書類（請求書、領収書など） 7 年間
 - その他の書類 5 年間

～ 「購買伝票等」として認められるための基準等 ～

「購買伝票等」として認められる基準は、次のとおりである。

- 一定の間保管することが、法令により義務付けられた書類であること。
- 供給事業者が当該書類に記載された使用量の値について責任をもって証明する内容であること。
- 供給事業者で定める様式により作成されたもの（文書作成ソフトにより作成されたものを除く。）であること。この場合、供給事業者の社印等の押印は要しない。
- 白紙の用紙等から文書作成ソフトにより作成するものについては、供給事業者が発行者であることを証すること。やむを得ない事情により、発行者を証することができない場合は、社印の押印、責任者の押印その他の都が認める方法によることも可能とする。

【購買伝票等として認められる証明書類の例】

 ○○電力株式会社
2021年4月1日

2021年3月分
電力ご使用量のお知らせ

ご契約者名 株式会社 □□□
ご使用場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
ご契約電力 2,000kW
ご使用期間 2021年3月1日～2021年3月31日

時間帯区分	その他季節間	夏季昼間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
ご使用量	全日		有効	無効
うち昼間	1,200,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち夜間	800,000kWh			
	400,000kWh			

電気の使用量証明書類（例）

2021年4月1日
 ○○株式会社

ガス使用量証明書

ガスご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
事業所名	株式会社 □□□		
対象件数	1件		
契約お客様番号	12345		

月別供給量

検計月	使用量(m3)低圧	使用量(m3)中圧	使用量(m3)合計
2020年4月	318	0	318
2020年5月	405	0	405
2020年6月	286	0	286

都市ガスの使用量証明書類（例）

なお、購買伝票等には、発行に際して費用が発生しないもの（無償）のほか、発行に際して費用が発生するもの（有償）がある。次に例を示す。

供給事業者	無償	有償
東京電力エナジーパートナー株式会社	・電気ご使用量のお知らせ ・ビジネス TEPCO	・使用量証明（カスタマーセンター照会） ・電気使用量に関する証明書
東京ガス株式会社	・ガスご使用量のお知らせ ・myTOKYOGAS ビジネス	・ガス使用量に関する証明書

～ テナントの退去等に伴うガス閉栓の確認方法について ～

1 購買伝票等によるガス閉栓の確認

テナントの退去等に伴うガス閉栓を確認する際は、「閉栓」したことが明記されている購買伝票等で、ガス閉栓されていることを確認することができる。

【購買伝票等による確認の例】

- ・ガス閉栓されていたことを示す資料
例) 移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ、
移転等精算ガス料金カード請求のお知らせ

2 購買伝票等に「閉栓」が明記されていない場合の確認

購買伝票等に「閉栓」したことが明記されていない場合において、次に示すような要因等により、閉栓の確認が困難であるケースが存在する。

- ・既にガス栓が撤去されており、ガスメーターの現物が確認できず、閉栓時の記録等も存在しない。
- ・既に次のテナントが入居しており、算定年度において閉栓されていたことが確認できない。

このような場合、例えば、次に示すような複数の資料の確認をもって、「閉栓されていた可能性が高い」と判断することが可能である。

【確認内容の例】(①と②を併せて確認する。)

① テナント退去の事実と時期を示す資料

例) テナント契約書、内装工事契約書

② ガス使用量を示す資料

例 1) ガスご使用量のお知らせ、払込書

(テナント退去時点の指示数^{※1}と、次のテナント入居時点の指示数に変わらないことを確認する。)

※1：閉栓直前の検針時に発行された「ガスご使用量のお知らせ」における今回指示数+閉栓後に発行される「払込書」における使用量

例 2) ガス使用量実績 (テナントが MyTokyogas ビジネスに登録している場合^{※2})

(テナント退去時点以降のガス使用量がないことを確認する。)

※2：テナント退去後の MyTokyogas ビジネスの登録はできない。

ガス供給事業者に「ガス閉栓証明書」(有償)等の発行を求める前に、上記のような判断をすることができないか確認する必要がある。なお、「ガス閉栓証明書」(有償)は、あらかじめ書式が定められており、既定の記載項目以外の内容について追記はできない。

イ 実測による把握方法

購買伝票等により把握不可能であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

なお、計量法（平成4年法律第51号）では、特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する場合には、当該計量器が検定又は定期検査に合格したもの（検定の有効期間が定められている特定計量器にあつては、その有効期間内であるもの）を用いることを義務付けている。このため、実測の際に特定計量器を使用する際は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものを使用しなければならない。

ウ 新設時の購入分及び廃棄分の取扱い

次に掲げる量については排出量から除外できるものとする。ただし、廃棄分の除外は、除外量を購買伝票等の第三者との契約に基づく資料又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握できる場合に限る。

- ・非常用発電機のタンクの新設時の燃料購入量
- ・燃料の種類と当該燃料の廃棄量が確認できる廃棄分

～本ガイドラインにおける特定計量（特定計量制度）の取扱い～

本ガイドラインにおいては、計量法（平成4年法律第51号）で定められている特定計量器に、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定されている特定計量の届出を要する計量で用いる電気計器を加えて「特定計量器等」という。

（参考：「特定計量制度に係るガイドライン」（経済産業省））

～特定計量器一覧～

一	タクシーメーター
二	質量計のうち、次に掲げるもの
	イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
	(1) 目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)が十ミリグラム以上であって、目量標識の数が百以上のもの((2)又は(3)に掲げるものを除く。)
	(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が十ミリグラム以上のもの
	(3) 自重計(貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。)
	ロ 自動はかり
	ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅
	ニ 定量おもり及び定量増おもり
三	温度計のうち、次に掲げるもの(略)
四	皮革面積計
五	体積計のうち、次に掲げるもの
	イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの
	(1) 水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの
	(2) 温水メーターのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
	(3) 燃料油メーター(揮発油、灯油、軽油又は重油(以下「燃料油」という。))の体積の計量に使用する積算体積計をいう。)のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの(五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。)
	(4) 液化石油ガスメーターのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
	(5) ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの(実測湿式ガスメーターを除く。)
	(6) 排ガス積算体積計
	(7) 排水積算体積計
	ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
六	流速計のうち、次に掲げるもの(略)
七	密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの(略)
八	アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの(略)
九	流量計のうち、次に掲げるもの(略)
十	積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
十一	最大需要電力計
十二	電力量計
十三	無効電力量計
十四	照度計
十五	騒音計
十六	振動レベル計
十七	濃度計のうち、次に掲げるもの(略)
十八	浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの(略)

注) 網掛けは燃料等使用量の計測に関連が深いと考えられる計量器

エ 特例措置

(7) 実測による場合の特例措置

a 特定計量器等の取扱い

第2計画期間以降（2015年度以降）の燃料等使用量の把握は、特定計量器等での実測に限り認めるものとする。

保守的な算定の適用範囲の排出活動に係る燃料等使用量について、やむを得ず、特定計量器等でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとする（P. 61 参照）。ただし、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない（表 2-6 参照）。なお、保守的な算定の適用範囲外の排出活動に係る燃料等使用量について、特定計量器等でない計量器で実測することは認められない。

なお、計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器（例えば、口径 40 ミリメートルより大きな積算熱量計）の場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

表 2-6 第3計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となった場合の例

第3計画期間				
2020	2021	2022	2023	2024
—	指定	指定	指定	特定
削減義務開始年度の前年度（2023年度末）までは、特定計量器等でない計量器での実測が可能（保守的な算定の適用範囲に限る。） ※特定計量器等でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。				削減義務期間（2024年度）からは、特定計量器等での実測又は保守的な算定

～燃料等使用量を実測により把握する場合の例～

燃料等使用量の実測による把握・算定の方法は、次の表のとおり、①対象とする排出活動が保守的な算定の適用範囲（P. 61 参照）か、②当該事業所が削減義務開始前の事業所かによって異なる。

	保守的な算定の適用範囲	保守的な算定の適用範囲外
削減義務開始前の事業所	・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定は不要	特定計量器等での実測のみ （特定計量器等でない計量器での実測は不可）
特定地球温暖化対策事業所	・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定が必要	

【事例】

事例	把握方法	備考
① 削減義務開始前の事業所において、住宅用途への供給分（第3章1（3）ア）を実測により把握し算定から除外する場合	・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定は不要	保守的な算定の適用範囲
② 特定地球温暖化対策事業所において、事業所外で利用される移動体への供給分（第3章1（3）ア）を実測により把握し算定から除外する場合	・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定が必要	
③ 削減義務開始前の事業所において、「再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分」（第6章1（2））を実測により把握し削減量を算定する場合	・ 特定計量器等での実測に限り可（特定計量器等でない計量器での実測は不可） ※ 特定地球温暖化対策事業所においても同様	保守的な算定の適用範囲外

b 保守的な算定方法

保守的な算定とは、本来特定計量器等で実測すべき燃料等使用量を、特定計量器等でない計量器で実測する場合に、実測した燃料等使用量に 1.05 又は 0.95 を乗じて算定した値を、当該燃料等使用量とする方法である。事業所の排出量として算定すべき排出量（他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量など）の場合は、実測した燃料等使用量に 1.05 を乗じて算定する。事業所の排出量から除外すべき排出量（住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など）の場合は、実測した燃料等使用量に 0.95 を乗じて算定する。なお、途中計算での端数処理は行わず、当該事業所の合計の排出量的小数第一位を切捨て処理するものとする（第 5 章 2（1）P.76 参照）。

<算定例 1>

事業所で使用している電気使用量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が 120,000kWh である場合、

$120,000 \times 1.05 = 126,000\text{kWh}$ を当該事業所の燃料等使用量とする。

<算定例 2>

事業所で一括受電した電気の一部を住宅用途の建物へ供給しているときの住宅用途への電力供給量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が 6,800kWh である場合、

$6,800 \times 0.95 = 6,460\text{kWh}$ を当該事業所の燃料等使用量から除外する。

c 保守的な算定の適用範囲

特定計量器等でない計量器で実測している場合に、保守的な算定を適用するものは、燃料の使用並びに他人から供給された電気及び熱の使用の「算定対象となる排出活動（第 3 章 1（2））」及び住宅用途への供給など「算定対象から除く排出活動（第 3 章 1（3）ア）」である。

一方で、工事のための燃料等の使用など「算定対象から除くことができる排出活動（第 3 章 1（3）イ）」、「再エネクレジットとして評価しない場合に特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気（第 6 章 1（2）ア）」及び「特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気（第 6 章 1（2）イ）」は、特定計量器等での実測に限る。

保守的な算定の適用範囲の例を表 2-7 示す。

表 2-7 保守的な算定の適用範囲の例

適用有無	対象の例	備考
適用有り (特定計量器等でない計量器で実測している場合、保守的な算定を適用するもの)	■「算定対象となる排出活動(第3章1(2))」 ・直接排出(燃料の使用) ・間接排出(他人から供給された電気及び熱の使用) ■「算定対象から除く排出活動(第3章1(3)ア)」 ・駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動 ・住宅用途への供給 ・他事業所への熱又は電気の供給 ・事業所外で利用される移動体への供給	特定計量器等でない計量器で実測している場合は、実測値に1.05又は0.95を乗じる。
適用無し (特定計量器等での実測に限るもの)	■「算定対象から除くことができる排出活動(第3章1(3)イ)」 ・工事のための燃料等の使用 ■「再エネクレジットとして評価しない場合に特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気(第6章1(2)ア)」 ■「特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気(第6章1(2)イ)」	特定計量器等でない計量器で実測している場合は、保守的な算定を適用できず、算定対象から除外したり、削減量として算定したりすることはできない。

～計量法と計量法施行令に基づく計量器の定期検査と有効期間～

取引若しくは証明における計量又は消費者の生活に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして「特定計量器」が計量法により定められている。

取引・証明に使用される「特定計量器」は、その構造・性能等が法令で定める基準に適合しているという「検定証印」又は「基準適合証印」（以下「検定証印等」という。）が必要である。

【定期検査】

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、都等の検査機関が行う定期検査を受けなければならない。なお、はかりなどが定期検査の対象となるが、はかりの場合、定期検査は2年に1回行うこととされている。

【有効期間】

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印等の有効期間は、その政令で定める期間（表 2-8）とし、その満了の年月が検定証印等に表示されている。

表 2-8 特定計量器の有効期間

特定計量器（抜粋）	有効期間
水道メーター	8 年
温水メーター	8 年
燃料油メーター	7 年（一部 5 年）
液化石油ガスメーター	4 年
ガスメーター	10 年（一部 7 年）
積算熱量計	8 年
最大需要電力計	7 年（一部 5 年）
普通電力量計（定格電圧 300V 以下）	10 年（一部 5 年）
普通電力量計（上記以外のもの）	5 年
無効電力量計	7 年（一部 5 年）

(3) 燃料等使用量の単位換算

ア 都市ガス

都市ガスは気体燃料であるため、同じ体積量でも圧力及び温度の条件によって絶対量に変化する。このため、測定の際の圧力及び温度を把握し、一定の条件にそろえるため標準状態へ換算する必要がある。

都内のガス事業者により測定されているガス使用量（購買伝票等に記された使用体積量）は、メーターにより圧力補正がされている場合（中間圧以上の供給）とされていない場合（低圧の供給）との大きく2種類に分けられる。この、圧力補正の有無については、ガス事業者の供給約款又は次の表に従ったメーターの型番による識別により把握する。

メーターの 圧力補正	供給圧力	メーターの型番の例
圧力補正なし	低圧用	頭文字が「N」（又は「R」「D」）
圧力補正あり	中間圧以上用	頭文字が「R」又は「D」

※メーターの型番の頭文字が「R」又は「D」のものは、一般的に中間圧以上用に用いられるが、低圧用にも使うことがあるので、購買伝票によりよく確認すること。

算定報告様式（エクセル）においては、「購買伝票等に記された使用体積」（実測）を入力し、「圧力補正の有無」をプルダウン上で選択することで、自動的に標準状態へ換算される。

参考までに、次に標準状態換算の算定式を記載する。

低 圧 用	$\text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] = \frac{101.325[\text{kPa}] + 2[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[^\circ\text{C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$
中 間 圧 以 上 用	$\text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] = \frac{101.325[\text{kPa}] + 0.981[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[^\circ\text{C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$

※本制度では、ガス使用状態の温度を15℃、低圧の供給圧力を2kPa、中間圧以上の供給圧力（圧力補正後）を0.981kPaとみなす。

イ LPG

LPG の使用量を気体の体積で実測している場合には、産気率で除することで重量単位の使用量を把握する必要がある。

算定報告様式（エクセル）においては、購買伝票等に記された単位（重量単位又は体積単位）をプルダウン上で選択し、購買伝票等に記された使用量を入力することで、自動的に適切な値に換算される。

参考までに次に、産気率について記載する。

＜LPG の基準産気率（東京都）＞
4.82 [m³/10kg]

～基準産気率とは～

基準産気率とは LPG10kg を完全気化させガスメーターを通過させた時の通過量を [m³] で表すものである。なお、基準産気率は LPG ボンベの周囲の気温で変化する事から、全国を 4 つの区分に分けそれぞれの地域ごとに数値を決めている。

また、この基準産気率は高圧ガス保安協会が全国で販売されている JIS 規格 1 種 1 号（民生用 LPG）の代表的な性状のものをサンプルし、実際に気化実験を行って求め、最終的に閣議決定されたものである。この値は公的なものであり軒先在庫の租税公課の計算値にも使用されている。

ウ 石炭

石炭の燃料等使用量については、使用した量を算定報告書様式に入力する。

この際、湿重量で重量を把握している場合においても、含水率を考慮して乾重量に換算する必要はない。

エ 他人から供給された熱

蒸気使用量が還流水重量[t]で購買伝票等に記載されている場合には、熱供給業者に熱量（GJ 単位）換算した使用量を問い合わせ、熱量換算した使用量を算定報告様式に入力する。

なお、参考として還流水重量[t]を熱量に換算する算定式を次に示す。

$$\text{使用熱量[GJ]} = (h_{\text{蒸気}}[\text{GJ/kg}] - h_{\text{還流水}}[\text{GJ/kg}]) \times \text{還流水重量[kg]}$$

$$h_{\text{蒸気}} = h'[\text{GJ/kg}] + X \times (h''[\text{GJ/kg}] - h'[\text{GJ/kg}])$$

$$\left(\begin{array}{l} h' : \text{飽和水の比エンタルピー（蒸気の「温度」及び「圧力」を把握し、飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。）} \\ h'' : \text{飽和蒸気の比エンタルピー（同様に飽和蒸気の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。）} \\ X : \text{蒸気の乾き度} \end{array} \right)$$

※ $h_{\text{還流水}}$ については、還流水の温度を把握し、1atm の飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。

オ 都市ガス・LPG 以外の気体燃料

都市ガス・LPG 以外の気体燃料（天然ガス、コークス炉ガス、高炉ガス又は転炉ガス）の使用量を体積で把握している場合には、次の式のように、標準状態換算した値を算定報告様式に入力する。

$$\text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] = \frac{\text{気体燃料圧力[kPa]}}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + \text{気体燃料温度}[^{\circ}\text{C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$$

3 検証のポイント

検証の際には、表 2-9 に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。なお、購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でもよい。

表 2-9 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
算定体制の整備	データ採取、集計、報告等は明確にルール化されているか。	- 算定責任者、担当者の名刺 - 社内組織図
	担当者等はルールを遵守しているか。	
	データは算定体制どおりに集計報告されているか。	
燃料等使用量の把握	把握した燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等（実測の場合はデータ）が取得されているか。	- 購買伝票等 - 実測結果（管理月報等）
	把握方法は、購買伝票等を優先して選択しているか。	—
	購買伝票等による場合、購買伝票等に漏れはないか。	- 購買伝票等 - 月報等の社内資料との整合確認
	実測に基づく場合、取引又は証明に使用可能な計量器が使用されているか。	- 計量器検査成績表 - 検定証印
	都市ガスの圧力補正の有無は適切に把握されているか。	メーターの目視、情報通信技術（ICT）を活用し、写真や動画等を用いた確認又は供給約款
	LPG の単位は適切に選択されているか。	購買伝票等
	その他燃料の単位換算は適切に行われているか。	（各種算定資料）

第5章 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

1 考え方

(1) 基本算定式

特定温室効果ガス排出量は、次の式を用いて算出する。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×単位発熱量×排出係数×44／12※

＜間接排出（電気及び熱）＞

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×排出係数

※燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出する。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量×単位発熱量×原油換算係数

＜間接排出（電気及び熱）＞

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量×一次エネルギー換算係数×原油換算係数

(2) 単位発熱量・排出係数（直接排出）

ア 固体・液体・気体燃料（都市ガスの発熱量を除く。）

各燃料の単位発熱量及び排出係数（都市ガスの単位発熱量については次ページに別途記載）は、表 2-10 に示す標準値を用いる。なお、第1計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第1計画期間の排出係数を用い、第2計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第2計画期間の排出係数を用いる。また、第3計画期間の算定に用いる排出係数は、第2計画期間の排出係数と同値とする。同表に記載のない燃料については、供給事業者が個別に証明する発熱量と排出係数を用いる。

また、温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、同表に示す単位発熱量又は排出係数に相当する値として都が適切と認めるものを求めることができるときは、同表に示す値に代えて当該実測等に基づく値を用いることができる。

表 2-10 燃料の単位発熱量及び排出係数

燃料の種類	単位	単位発熱量	排出係数	
			第1計画期間	第2計画期間 第3計画期間
原油	kL	38.2 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート(NGL)	kL	35.3 [GJ/kL]	0.0184 [t-C/GJ]	0.0184 [t-C/GJ]
揮発油(ガソリン)	kL	34.6 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]
ナフサ	kL	33.6 [GJ/kL]	0.0182 [t-C/GJ]	0.0182 [t-C/GJ]
灯油	kL	36.7 [GJ/kL]	0.0185 [t-C/GJ]	0.0185 [t-C/GJ]
軽油	kL	37.7 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]
A重油	kL	39.1 [GJ/kL]	0.0189 [t-C/GJ]	0.0189 [t-C/GJ]
B・C重油	kL	41.9 [GJ/kL]	0.0195 [t-C/GJ]	0.0195 [t-C/GJ]
石油アスファルト	t	40.9 [GJ/t]	0.0208 [t-C/GJ]	0.0208 [t-C/GJ]
石油コークス	t	29.9 [GJ/t]	0.0254 [t-C/GJ]	0.0254 [t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.8 [GJ/t]	0.0163 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm ³	44.9 [GJ/千Nm ³]	0.0142 [t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6 [GJ/t]	0.0135 [t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千Nm ³	43.5 [GJ/千Nm ³]	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	29.0 [GJ/t]	0.0245 [t-C/GJ]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	0.0247 [t-C/GJ]
	無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	0.0255 [t-C/GJ]
石炭コークス	t	29.4 [GJ/t]	0.0294 [t-C/GJ]	0.0294 [t-C/GJ]
コールタール	t	37.3 [GJ/t]	0.0209 [t-C/GJ]	0.0209 [t-C/GJ]
コークス炉ガス	千Nm ³	21.1 [GJ/千Nm ³]	0.0110 [t-C/GJ]	0.0110 [t-C/GJ]
高炉ガス	千Nm ³	3.41 [GJ/千Nm ³]	0.0266 [t-C/GJ]	0.0263 [t-C/GJ]
転炉ガス	千Nm ³	8.41 [GJ/千Nm ³]	0.0384 [t-C/GJ]	0.0384 [t-C/GJ]
都市ガス(6A)	千Nm ³	— [GJ/千Nm ³]	0.0138 [t-C/GJ]	0.0136 [t-C/GJ]
都市ガス(13A)	千Nm ³	— [GJ/千Nm ³]	0.0138 [t-C/GJ]	0.0136 [t-C/GJ]
ジェット燃料油	kL	36.7 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]

イ 都市ガスの単位発熱量

都内の都市ガス事業者が供給する都市ガスの単位発熱量は表 2-11 のとおり。
対象年度の都市ガス事業者の数値を用いて発熱量換算する（排出係数については表
2-10にある標準値を用いる。）。

表 2-11 都内の都市ガス事業者の単位発熱量 (GJ/千 Nm³)

事業者名	ガス グループ	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19～H27 2007～2016	H27～ 2016～
東京ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45
					45			
青梅ガス	6A	29.30235	29.30235	—	—	—	—	—
	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	43.12	43.12	43.12 [※]
					43.12			45 [※]
					45			45
武陽ガス	6A	29.30235	29.30235	29.30235	29.30235	—	—	—
	13A	62.79075	62.79075	62.79075	62.79075	45	45	45
			46.04655	46.04655	46.04655			
			45	45	45			
昭島ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45
					45			

※ 「青梅ガス」の「都市ガス 13A」における、2016年度の単位発熱量について、2016年10月までの値は43.12、2016年11月以降の値は45を用いるものとする。

(3) 排出係数（間接排出）

ア 他人から供給された電気

他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数は、削減計画期間の間、固定するものとし、電気事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、各計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

<他人から供給された電気の排出係数>

第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.382 [t-CO ₂ /千 kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千 kWh]

※東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された都内に電気を供給する一般電気事業者及び新電力の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は、2005 から 2007 年度までの3か年度平均値、第2計画期間の排出係数は、2011 及び 2012 年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014 から 2016 年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きな離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

なお、低炭素電力、高炭素電力（第6章1（3）及び（4））及び他の事業所の高効率コジェネ（第6章1（7））の電気の供給を受けた場合でも、標準値で年度排出量を算定後、削減量等を別途算定すること。

イ 他人から供給された熱

他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、削減計画期間の間、固定するものとし、熱供給事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、各計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

<他人から供給された熱（蒸気・温水・冷水）の排出係数>

第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]

※地球温暖化対策計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は2006 年度の上位 30%値で設定した。
東京都エネルギー有効利用計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第2計画期間の排出係数は2011 及び 2012 年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014 から 2016 年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きな離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

なお、低炭素熱（第6章1（5）及び（6））及び他の事業所の高効率コージェネ（第6章1（7））の熱の供給を受けた場合でも、標準値で年度排出量を算定後、削減量を別途算定すること。

清掃工場等で廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気のみを直接受け入れて使用する場合には、当該熱及び電気の使用量については排出量算定の対象外となる。

(4) 発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定

ア 算定方法

発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給（以下「事業所外供給」という。）する場合については、制度対象者自身が発電した電気又は発生させた熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、事業所外供給の量に乗じたものを事業所外供給に関する排出量とし、この量を特定温室効果ガス排出量から除外する。このときの排出係数は年度を単位として作成する。

なお、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることができないので、この算定は適用しない。

$$\text{事業所外供給に関する排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{電気供給量又は熱供給量[千 kWh, GJ]} \\ \times \text{単位供給量当たりの排出係数[t-CO}_2\text{/千 kWh, t-CO}_2\text{/GJ]}$$

イ 事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

次の式に従って、事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

<電気>

$$\begin{aligned} & \text{単位電気供給量当たりの排出量[t-CO}_2\text{/千kWh]} \\ & = \frac{A \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm}^3\text{]} \times \text{排出係数[t-C/GJ]} \times \frac{44}{12}}{\text{当該設備で発電した電力量[千kWh]}} \end{aligned}$$

A：発電のために投入した燃料使用量[t, kL, Nm³]

<熱>

$$\begin{aligned} & \text{単位熱供給量当たりの排出量[t-CO}_2\text{/GJ]} \\ & = \frac{B \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm}^3\text{]} \times \text{排出係数[t-C/GJ]} \times \frac{44}{12} + C \times \text{排出係数[t-CO}_2\text{/千kWh]}}{\text{当該設備で発生させた熱の量[GJ]}} \end{aligned}$$

B：熱の発生のために投入した燃料使用量[t, kL, Nm³]

C：当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量[千 kWh]

ウ コージェネレーションシステムにおける事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

コージェネレーションシステムにより製造した熱又は電気を事業所外供給している場合は、投入した燃料使用量から算定される排出量を熱と電気に案分し、熱と電気それぞれについて事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

熱と電気への案分の際に用いる熱電比率は、次の比率とする。

＜コージェネレーションシステムにおける熱電比率＞

(2.17×該当する設備の発電効率)：該当する設備の排熱利用率

- ※1 発電効率は、高位発熱量基準（HHV）を用いる。
- ※2 発電効率算定の際の発電量は、補機使用分の電力を除いた値とする。補機使用分の電力は実測値を原則とするが、必要な項目を計測できない場合は、把握可能なデータを使用して、推定を行う。その場合、推定の算定式が合理的であることを、十分な根拠資料を用いて説明できることが必要である（例えば、ガスエンジンの運転時間や稼働率と循環ポンプ・冷却塔ファンなどの各補機の定格出力より補機使用分の電力を算定するなど）。以上の方法により補機使用分の電力を決定できない場合は、発電量の10%を補機使用分として発電量から差し引く。
- ※3 補機使用分の電力とは、コージェネレーションシステムの運転に必要な温水送出用ポンプ、冷却塔、冷却水循環ポンプ、冷却ファン等の動力に使用される電力を指す。
- ※4 発電効率及び排熱利用率算定の際の都市ガス使用量は、算定対象とするコージェネレーションシステムに供給した都市ガスの使用量であり、第4章2(3)アの方法により標準状態へ換算した量とする。
- ※5 都市ガスの熱量換算係数は、45[GJ/千Nm³]に代えて、使用する都市ガスの組成に応じて知事が適切と認める値を用いることができる（表 2-1 1 参照）。

＜コージェネレーションシステムにおける単位供給量当たり排出係数の算定式＞

$$\text{排出係数(電気)} = \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{2.17 \times A}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発電量}^{\ast}}$$

$$\text{排出係数(熱)} = \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{B}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発熱量}}$$

A: 該当する設備の発電効率

B: 該当する設備の排熱利用率

※ 当該設備の全発電量は補機使用分の電力を除かない値とする。

(5) 原油換算エネルギー使用量の算定

原油換算エネルギー使用量については、化石燃料の場合は発熱量に換算した値、電気及び熱については一次エネルギー換算した値に、次に示す原油換算係数を乗じて算定する。

原油換算係数
0.0258 kL/GJ

なお、電気及び熱は次の一次エネルギー換算係数を乗じて一次エネルギー換算する。

種類	区分	一次エネルギー換算係数
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	昼間（8時～22時） 9.97 [GJ/千 kWh]
		夜間（22時～翌日 8 時） 9.28 [GJ/千 kWh]
		昼夜不明 9.76 [GJ/千 kWh]
	上記以外からの買電	9.76 [GJ/千 kWh]
熱	産業用蒸気	1.02 [GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気	1.36 [GJ/GJ]
	温水	1.36 [GJ/GJ]
	冷水	1.36 [GJ/GJ]

～ 昼間と夜間の電気使用量の確認方法 ～

昼間（8時～22時）と夜間（22時～翌日 8 時）との使用量の別は、料金の契約上の昼間時間及び夜間時間の使用量とは異なる場合があります。

高圧電力、季時別などの契約の場合は、請求書等から、「力率測定用有効電力量」を昼間の使用量とし、「全使用電力量－力率測定用有効電力量」を夜間の使用量として求めることができます。「力率測定用有効電力量」が不明な場合には、原則として、昼夜不明としてください。ただし、供給事業者により、請求書等に記載された使用量が、休日等を含む全ての日における昼間（8時～22時）又は夜間（22時～翌日 8 時）の使用量であることが証明された場合には、それを本制度上の「昼間」又は「夜間」の使用量とすることを可能とします。

2 具体的な方法

(1) 算定報告様式の仕組み

温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定は、一部を除いて、算定報告様式（エクセル）においては、第4章までに把握した燃料等使用量の入力、排出活動の選択、単位の選択などを適切に実施することで、自動的に計算される。

温室効果ガス排出量、原油換算エネルギー使用量ともに、途中段階では端数処理を行わず、事業所全体の合計値を算出した後、小数第一位を切捨て処理し、整数値とする。

(2) 算定報告様式への記載事項

ア 燃料等使用量の入力

燃料等使用量については、購買伝票等に記されたものと同じ値を入力することを基本とするが、同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、燃料等使用量監視点との対応を明記した上で、同一燃料使用量を合計した値を入力できるものとする。このときも、購買伝票等に記されたものを合計した値をそのまま入力するものとし、四捨五入等の処理は行わない。実測の場合は、計測の方法で担保される有効桁数を考慮して入力する。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数3けたとして入力する。入力した値が「購買伝票等に記されたものと同じ値」であるか、「自ら計測した値」であるかについては、該当するプルダウン部分から選択する。

なお、各燃料等使用量監視点については算定報告様式の「(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点」に示された燃料等使用量監視点との対応を、監視点の位置の欄に明記する。

また、購買の実績がない場合は、算定報告様式の「(5)燃料等使用量」における使用量記載欄に「0^{ゼロ}」を記入する。ただし、閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失した場合は、使用量記載欄を空欄とする。

イ 独自に算定が必要なデータ

次の項目については、1に示したルールに従って適切に算定し、算定報告様式に記入する必要がある。これらについては、算定報告様式とは別に、算定プロセスを取りまとめ検証機関に明示する必要がある。

- LPG 及び都市ガス以外の単位換算後の燃料等使用量
- 事業所外供給に関する排出係数
- コージェネレーションシステムにより製造した事業所外供給用の電気及び熱の排出係数

3 検証のポイント

検証の際には、表 2-12 に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。なお、購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でもよい。

表 2-12 検証の際の確認書類の例

項目	検証事項	確認する書類
量との整合	把握した燃料等使用量は、様式に記入された値と整合しているか。	● 購買伝票等 ● 実測結果（管理月報等） ● 算定様式
	把握した排出活動と燃料等の種類は、様式に記入された内容と整合しているか。	● 購買伝票等 ● 実測結果（管理月報等） ● 算定様式
排出係数・発熱量・原油換算係数の設定	発熱量は適切に選択されているか。	● 購買伝票等又は供給会社の成分分析表 ● 算定様式
	排出係数は適切に選択されているか。	● 購買伝票等又は供給会社の成分分析表 ● 算定様式
	標準値のない燃料の発熱量及び排出係数は、燃料供給者の証明する資料に基づいているか。	● 燃料供給者の排出係数を証明する書類
	事業所外供給量の算定における排出係数の算定は適切にされているか。	● 発電量又は熱量を示す書類
	コージェネレーションシステムの排熱利用率及び発電効率は適切に把握されているか。	● コージェネレーションシステムの仕様書 ● コージェネレーションシステムの運転実績など

第6章 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法

本章では、規則別表第1の備考の2に規定する知事が別に定める方法（同表に掲げる算定方法に代えて用いることができる方法）等を定める。

1 考え方

(1) 再生可能エネルギーにより発電した電気及び熱の自家消費分の環境価値を移転した場合の取扱い

太陽光発電施設等で自ら発電し、使用している電気であっても、その環境価値を他人へ移転した場合には再生可能エネルギーとしての価値のない電気を使用していることとなるため、当該電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は他人からの買電と同等に評価する。また、太陽熱利用施設等で自ら発生させ、使用している熱の環境価値を他人へ移転した場合も同様である。

再生可能エネルギーにより発電した電気（以下「再エネ電気」という。）の環境価値をグリーン電力証書化又は再エネクレジット化している場合には、当該再エネ電気を自家消費した量のうち、グリーン電力証書化又は再エネクレジット化（当該再エネクレジットの算定対象となる年度が、第1計画期間又は第2計画期間に属する場合は、クレジットの量を1.5倍換算できる再生可能エネルギーの0.5倍分の再エネクレジット化を除く。）した量を環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂]=
再エネ電気の自家消費量のうち環境価値を移転した量[千 kWh]×電気の排出係数※

※電気の排出係数は第5章1（3）アに準ずる。

太陽熱利用施設等で発生させた熱の環境価値をグリーン熱証書化している場合には、当該熱を自家消費した量のうち、グリーン熱証書化した量を環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂]=
太陽熱等の自家消費量のうち環境価値を移転した量[GJ]×熱の排出係数※

※熱の排出係数は第5章1（3）イに準ずる。

(2) 再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分の取扱い

温室効果ガスを削減していくために、再生可能エネルギーによる発電と再エネ電気の利用を推進していくことは重要であり、これを促進するため、事業所内で発電した再エネ電気を当該事業所内で使用した電気の量（自家消費分）に応じて次のとおり特定温室効果ガスの削減量として算定する（（1）に該当する場合を除く。）。

事業所内で発電したアに示す再エネ電気を当該事業所内で使用した場合であって、当該使用した電気の量（自家消費分）について再エネクレジット（条例第5条の11第1項第2号エに規定する環境価値換算量をいう。以下同じ。）として評価しないときは、次の式により、特定温室効果ガスの削減量を算定することができる。

また、事業所内で発電したイに示す再エネ電気を当該事業所内で使用した場合であっても、当該使用した電気の量（自家消費分）に応じて、同式により、特定温室効果ガスの削減量を算定することができる。

なお、過去の実績を用いて基準排出量を算定し、次のア及びイのいずれの再エネ電気においても、この削減量を算定する場合には、基準排出量の算定期間及び削減計画期間の両方の期間において算定する必要がある。ただし、削減計画期間において、ア及びイのいずれかの再エネ電気を新たに特定計量器等で実測するようになった場合は、この削減量を算定することができる。

$$\text{特定温室効果ガスの削減量[t-CO}_2\text{]} = \text{再エネ電気の自家消費量[千 kWh]} \times \text{電気の排出係数}^{\ast 1} \times 0.5$$

※1 電気の排出係数は第5章1（3）アに準ずる。

※ 算定した特定温室効果ガスの削減量を事業所の特定温室効果ガスの排出量から減じた結果、0t未満となる場合は、事業所の排出量は0tとする。

ア 再エネクレジットとして評価しない場合に特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気

- (ア) 太陽光、風力又は地熱を原動力として発電された電気
- (イ) 水力を原動力として次の a 及び b に掲げる方式の出力 1,000kW 以下の設備で発電された電気
 - a ダム式又はダム水路式のもの（発電のためにするもの以外の水利使用に従属するものに限る。）
 - b 水路式のもの

イ 特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気

- (ア) バイオマスを熱源とする熱を原動力として発電された電気

バイオマスと化石燃料等とを併せて熱源とする発電の場合には、当該発電により発電し、自家消費した電気の量に熱源全体の熱の量のうちバイオマスを熱源とする熱の量の割合を乗じた電気の量が対象となる。

- (イ) 水力を原動力として発電された電気（ア(イ)の電気を除く。）
- (ウ) ア並びにイ(ア)及び(イ)に掲げるもの以外の発電で規則第3条の2に規定する再生可能エネルギーを熱源として発電された電気

(3) 低炭素電力の選択に関する取扱い

電気を供給する事業者（以下「電気供給事業者」という。）が供給する電気の排出係数はそれぞれの事業者で異なっており、再生可能エネルギーや低炭素火力の導入により、供給電力量当たりの排出係数が小さい低炭素な電力を扱う事業者もある。対象事業所が、これら「低炭素な電気供給事業者」を選択する行動を促すため、都が公表する低炭素電力に該当する電気供給事業者から電気を受け入れた場合には、一定の範囲で、計画期間の年度排出量から低炭素電力の受入れによる削減量を減ずることができるものとする。

第3計画期間においても、第2計画期間と同様に、対象事業所の「低炭素電力」を選択する行動を促すため、対象事業所が低炭素電力を調達した場合に削減量を算定し、当該削減量を事業所の排出量から減ずることができる仕組みを継続する。

一方、脱炭素社会を見据え、低炭素電力の一層の利用拡大を図る観点から、第3計画期間においては、低炭素電力の受入れによる削減量の全量算定を可能にするとともに、再生可能エネルギーの導入率が高い電力を受け入れた場合には、削減量を追加して算定することができるものとする。また、昨今の環境価値利用等の電力選択の多様化への対応として、非化石証書等を活用した電力や電気供給事業者が供給する電力メニュー※により供給する電力についても低炭素電力と位置付ける。

また、高炭素電力に該当する電気供給事業者から電気を受け入れた場合には、計画期間の年度排出量に高炭素電力の受入れによる排出量を加算しなければならない。

※供給する電気の全部又は一部について、その供給に係る料金その他の供給条件を定めたもの

ア 対象とする電気供給事業者

本仕組みの対象とする電気供給事業者は、都内に供給する小売電気事業者、特定送配電事業者及び特定供給とする。

～本仕組みの対象とする電気供給事業者の分類～

分 類	概 要
小売電気事業者	電気の小売供給を行う事業者
特定送配電事業者	限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う事業者
特定供給	供給者・需要者間の関係で、需要家保護の必要性の低い密接な関係（生産工程、資本関係、人的関係）を有する者の中での電力供給（本社工場と子会社工場間での電力供給等）

イ 低炭素電力又は高炭素電力に該当する電気供給事業者の要件

(ア) 低炭素電力

「都内に供給する全ての電力」※¹又は「電力メニューにより供給する電力」が、次の要件を満たす電気供給事業者を、低炭素電力に該当する電気供給事業者（以下「低炭素電力供給事業者」という。）として認定する。

ただし、「電力メニューにより供給する電力」が当該要件を満たす電気供給事業者（以下「メニュー認定事業者」という。）であっても、「都内に供給する全ての電力」が当該要件を満たさない場合は、低炭素電力供給事業者とはしない。

なお、同一の電気供給事業者について、「都内に供給する全ての電力」に係る認定と「電力メニューにより供給する電力」に係る認定とを同年度に重複して受けることはできない（同一の電気事業者が供給する複数の「電力メニューによる供給する電力」を同年度に認定を受けることは可能）。

CO₂ 排出係数※² が 0.37tCO₂/千 kWh※³ 以下

※1 「都内に供給する全ての電力」に係る要件確認にあたっては、「東京都エネルギー環境計画書作成ガイドライン」に記載のとおり、供給に伴い排出される CO₂ の量は、都内を管轄する一般送配電事業者管内（東電管内）における電気の供給に係る CO₂ 排出量に、都内供給比率（都内供給電力量/東電管内の供給電力量）を掛けて算定する。

※2 「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1(2)に規定する CO₂ 排出係数又は同指針第3 1(3)に規定する調整後排出係数のいずれか低い値

※3 国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力業界 2030 年の自主目標値から設定

電力メニューは、原則として「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、経済産業省及び環境省に報告したメニューを認定の対象とする※。

※ 複数のメニューをまとめて国に報告しており、その一部について認定を受ける場合等を除く。

(イ) 高炭素電力※

「都内に供給している全ての電力」又は「電力メニューにより供給する電力」が次の要件を満たす電気供給事業者を高炭素電力に該当する電気供給事業者（以下「高炭素電力供給事業者」という。）として認定する。

※ 特定送配電事業者及び特定供給は対象外

CO₂ 排出係数※が 0.7tCO₂/千 kWh 以上

※ 「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1(2)に規定する CO₂ 排出係数又は同指針第3 1(3)に規定する調整後排出係数のいずれか低い値

ウ 電気供給事業者の公表

低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者の公表は、次に掲げるところにより行う。

なお、メニュー認定事業者については、電力メニューに係る情報（電力メニューの名称、電源構成等）についても公表するものとする。

(7) 低炭素電力供給事業者の公表

該当する低炭素電力供給事業者を一覧にした資料を都環境局のホームページに掲載する。

(4) 高炭素電力供給事業者の公表

東京都エネルギー環境計画書制度に基づき電気供給事業者から報告された内容を取りまとめた資料（都内に電気を供給する全ての電気供給事業者分）を都環境局のホームページに掲載する（資料に記載された電気供給事業者のうちイ(イ)に掲げる要件を満たすものが高炭素電力供給事業者に該当）。

エ 受入事業所における算定方法

(7) 低炭素電力

算定年度時点で公表されている低炭素電力供給事業者の排出係数（メニュー認定事業者から、都の認定を受けた電力メニューにより電力の供給を受けた場合にあっては、当該電力メニューの排出係数）（＝2年度前の確定値）を用いて、次の算定式①により「排出係数差による削減量」を算定する。

また、当該低炭素電力供給事業者の再生可能エネルギーの導入率^{※1}（＝2年度前の確定値）が30%以上である場合は、算定式①に加えて、次の算定式②により「再エネ電源割合による削減量」を追加算定する。

「排出係数差による削減量」と「再エネ電源割合による削減量」の合計量を年度排出量から減じることができる。^{※2}

なお、年度の途中で電気供給事業者を変更した場合など低炭素電力、高炭素電力又はこれらに該当しない電力が混在する場合は、事業所の受入電力量のうち低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者からの受入電力量分に応じた削減量又は排出量を算定する。また、複数の電気供給事業者から電力供給を受ける場合も同様である。

※1 当該低炭素電力供給事業者が都内に供給する全ての電気の量（メニュー認定事業者から、都の認定を受けた電力メニューにより電力の供給を受けた場合にあっては、当該メニュー認定事業者が当該電力メニューにより供給した電気の量）に占める再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力（3万kW未満）及びバイオマスを熱源とする熱をいう。）を交換して得られた電気の量の割合を指す。なお、値は小数点以下3けた目を四捨五入する。

※2 算定した低炭素電力削減量を事業所の特定温室効果ガスの排出量から減じた結果、0t未満となる場合は、事業所の排出量は0tとする。

【算定式】

低炭素電力 削減量	＜算定式①＞ 排出係数差による削減量	$\text{算定年度の受入電力量}^{\ast 1} \times \left[\text{電気の排出係数}^{\ast 2} - \text{電気供給事業者又は電力メニューの排出係数 (2年度前)} \right]$
	＜算定式②＞ $\text{再エネ電源割合による削減量}^{\ast 4}$	$\text{算定年度の受入電力量}^{\ast 1} \times \text{電気の排出係数}^{\ast 2} \times \text{再生可能エネルギーの導入率} \times 0.25$
計画期間の 年度排出量 ^{※3}	$\text{「燃料等の CO}_2\text{ 排出量」} - (\text{「排出係数差による削減量」} + \text{「再エネ電源割合による削減量」})$	

※1 第3章1(3)ア又はイに掲げる「算定対象から除く又は除くことができる排出活動」により使用した電力量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した電力量については、算定年度の受入電力量には含まないものとする。

※2 第5章1(3)アに規定する第3計画期間の電気の排出係数に準ずる。

※3 基準排出量の算定においては、低炭素電力による削減量を減じない。

※4 削減量を算定できるのは、再生可能エネルギーの導入率が30%以上の場合に限る。

(イ)高炭素電力

算定年度時点で公表されている電気供給事業者の排出係数（＝2年度前の確定値）を用いて、次の算定式により排出係数差による排出量を算定し、年度排出量に加算する。

【算定式】

高炭素電力 排出量	$\text{算定年度の受入電力量}^{\ast 1} \times \left[\text{電気供給事業者又は電力メニューの排出係数 (2年度前)} - \text{電気の排出係数}^{\ast 2} \right]$
計画期間の 年度排出量 ^{※3}	$\text{「燃料等の CO}_2\text{ 排出量」} + \text{「高炭素電力排出量」}$

※1 第3章1(3)ア又はイに掲げる「算定対象から除く又は除くことができる排出活動」により使用した電力量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した電力量については、算定年度の受入電力量には含まないものとする。

※2 第5章1(3)アに規定する第3計画期間の電気の排出係数に準ずる。

※3 基準排出量の算定においては、高炭素電力による排出量を加えない。

～2021 年度に低炭素電力又は高炭素電力を受け入れた場合の手続の流れ～
 <都内に供給する全ての電力で認定を受けた電気供給事業者からの受入れ>

	第2計画期間	第3計画期間			
年度	2019	2020	2021	2022	2023～2024
電気供給事業者	電力供給 (実績)	「低炭素電力エントリーシート」 「エネルギー状況報告書添付様式」 にて2019年度排出係数報告	都ホームページに公表される 2019 年度排出係数を基に削減量等を算定		以降、 毎年度 同様
東京都		2019 年度の状況が要件に 該当する電気供給事業者及び 排出係数を公表			
大規模対象 事業所		低炭素電力の選択	2021 年度電力受入	(2021 年度排出量実績の) 算定⇒検証⇒計画書提出	

- ◆ 都は、前年度に低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者とその排出係数等を毎年度公表する。公表された値を参考に電気需給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を算定する際、削減量等として算定する。(削減量算定において、受入電力量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した2年度前の値を用いる。)
- ◆ [2020 年度以降、新たに都内供給を開始した電気供給事業者から電気を受け入れた場合]
 2020 年度以降に新たに供給を開始した電気供給事業者の場合は、供給後2か年度は、2年度前の供給の排出係数が存在しない。そのため、例外的に、供給後2か年度は、供給初年度の排出係数を用いて削減量を算定することができる。

～2021 年度に低炭素電力又は高炭素電力を受け入れた場合の手続の流れ～
 <電力メニューにより供給する電力で認定を受けた電気供給事業者からの受入れ>

	第2計画期間	第3計画期間			
年度	2019	2020	2021	2022	2023～2024
電気供給事業者	電力メニュー供給(実績)	「低炭素電力エントリーシート」 「エネルギー状況報告書添付様式」 にて2019年度排出係数報告	都ホームページに公表される 2019 年度排出係数を基に削減量等を算定		以降、 毎年度 同様
東京都		2019 年度の状況が要件に 該当する電気供給事業者及び 排出係数を公表			
大規模対象事業所		低炭素電力 (メニュー)の選択	2021 年度電力受入	(2021 年度排出量実績の) 算定⇒検証⇒計画書提出	

◆都は、前年度に低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者とメニュー別排出係数等を毎年度公表する。公表された値を参考に電気需給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を算定する際、削減量等として算定する。(削減量算定において、受入電力量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した2年度前の値を用いる。)

◆〔電力メニューにより供給する電力で初めて認定を受けた電気供給事業者から電気を受け入れた場合〕
 初めて電力メニューで認定を受けた電気供給事業者から、当該認定年度において当該電力メニューの供給を受けていた対象事業所では、当該認定年度における排出量算定において、当該メニューの排出係数を用いて、削減量を算定することができる。

オ 電気供給事業者による手続

本章（３）イ（ア）の要件に該当し、低炭素電力供給事業者として公表されることを希望する電気供給事業者は、毎年７月末日までに「低炭素電力エントリーシート兼同意書」（第１号様式）、「エネルギー状況報告書添付様式※」及び根拠資料を都に提出し、要件適合の確認を受けなければならない。

なお、高炭素電力供給事業者については、「東京都 エネルギー環境計画書制度」等にて公表される排出係数で判断するため、手続は不要である。

※「東京都 エネルギー環境計画書制度」で定める様式。記入に当たっては同制度のホームページに掲載している「東京都エネルギー環境計画書 作成ガイドライン」を参照のうえ作成する。

・「東京都 エネルギー環境計画書制度」ホームページ

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/index.html>

【提出方法】

●小売電気事業者（「東京都エネルギー環境計画書制度」対象事業者）

「東京都 エネルギー環境計画書制度」に係る「エネルギー状況報告書添付様式」などの必要書類を提出する際、「低炭素電力エントリーシート」及びエントリーに必要な根拠資料（メニュー認定を受ける場合は、算定年度に供給した電力メニューの電源構成に関する資料、及び国へ報告した電力メニューに関する資料等）を添えて都に提出する。

●特定送配電事業者及び特定供給

「エネルギー状況報告書添付様式」、「低炭素電力エントリーシート」及び必要となる根拠資料（電力供給に係る図面、供給地点又は供給場所が分かる資料等）を都に提出する。

（４）低炭素熱の選択に関する取扱い

熱を供給する事業者（以下「熱供給事業者」という。）の排出係数はそれぞれの事業者で異なっており、供給熱量当たりの排出係数が小さい低炭素な熱を扱う事業者もある。対象事業所が、これら「低炭素な熱供給事業者」を選択する行動を促すため、都が公表する熱供給事業者から熱を受け入れた場合においては、一定の範囲で、削減計画期間の年度排出量から低炭素熱の受入れによる削減量を減ずることができるものとする。

第３計画期間においても、第２計画期間と同様に、対象事業所の「低炭素熱」を選択する行動を促すため、対象事業所が低炭素熱を受け入れた場合においては、一定の

範囲で、削減量を算定し、当該削減量を事業所の排出量から減ずることができる仕組みを継続する。

ア 対象となる熱供給事業者

本仕組みの対象とする熱供給事業者は、原則として、都の地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度において地域エネルギー供給実績報告書を届け出た熱供給事業者とする。

なお、熱供給事業者と供給先の建物等が本制度において一つの事業所となる熱供給事業者は除く。

- ・「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」ホームページ

<https://www7.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/yukoriyou/outline.html>

イ 低炭素熱供給事業者の要件

次の要件を満たす熱供給事業者を低炭素熱に該当する熱供給事業者（以下「低炭素熱供給事業者」という。）として認定する。

- ①都内の区域への熱の供給に係る熱のエネルギー効率の値^{※1}が、規則第8条の17第三項第1号に規定する基準（蒸気が含まれている場合は0.85、蒸気が含まれていない場合は0.90）以上
- ②CO₂排出係数^{※2}が0.060 tCO₂/GJ 未満

※1 「エネルギー有効利用指針マニュアル」に記載の「供給する熱のエネルギー効率」の値

※2 地域エネルギー供給実績報告書における燃料等使用量に基づき算定し、小数第4位以下を切り捨てた値

ウ 低炭素熱供給事業者の公表

該当する低炭素熱供給事業者を一覧にした資料を、都環境局のホームページに掲載する。

エ 削減量の算定に用いる排出係数の算定

熱供給事業者で、本章（４）イの要件を満たす低炭素熱供給事業者は、その要件確認のために算定する本章（４）イ②に記載の CO₂ 排出係数とは別に、受入事業所で削減量の算定に用いる CO₂ 排出係数を算定することができる。

受入事業所で削減量の算定に用いることができる CO ₂ 排出係数の算定式	$\frac{\text{年間エネルギー消費量を tCO}_2 \text{ 換算した量 (t/年)}^{※1} - \text{低炭素電力調達による削減量 (t)}^{※2}}{\text{環境価値調達による削減量 (t)}^{※3、4}}$ 年間販売熱量 (GJ/年)
---	---

- ※１ 本章（４）イ②の CO₂ 排出量算定で用いた、熱供給のために使用したエネルギー消費量
- ※２ 本章（３）に記載の＜算定式①＞「排出係数差による削減量」の式を用いて計算する。
- ※３ 第５章１（３）に規定する第３計画期間の電気・熱の固定係数を用いて tCO₂ 換算を行う。
- ※４ 使用できる環境価値については、エントリー期限までに調達された、東京都エネルギー環境計画指針第３ １（７）アに記載の、「国内認証排出削減量（ただし、再生可能エネルギーによる削減量について認証されたものに限る。）」とする。ただし、他の目的に利用する環境価値を二重利用することは認められない。

オ 受入事業所における算定方法

算定年度時点で公表されている低炭素熱供給事業者の排出係数（＝２年度前の確定値）を用いて、次の算定式により削減量を算定する。例えば、2022 年度に提出する 2021 年度（算定年度）実績においては、2019 年度の排出係数を用いて算定する。

なお、年度の途中で低炭素熱と低炭素熱の要件に該当しない熱の受入れが混在する場合は、低炭素熱の要件に該当する熱供給事業者からの受入熱量分に応じた削減量を算定する。

【算定式】

低炭素熱削減量	$\text{算定年度の受入熱量}^{※1} \times \left[\text{熱の排出係数}^{※2} - \text{熱供給事業者の排出係数 (2 年度前)}^{※3} \right] \times 0.5$
計画期間の年度排出量 ^{※4}	「燃料等の CO ₂ 排出量」－「低炭素熱削減量」

- ※１ 第３章１（３）ア又はイに掲げる「算定対象から除く又は除くことができる排出活動」により使用した熱量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した熱量については、算定年度の受入熱量には含まないものとする。
- ※２ 第５章１（３）イに規定する第３計画期間の熱の排出係数をいう。
- ※３ 本章（４）ウに規定する受入事業所で削減量の算定に用いることができる排出係数又は本章（５）イに規定する排出係数をいう。
- ※４ 基準排出量の算定においては、低炭素熱による削減量を減じない。

～2021 年度に低炭素熱を受け入れた場合の手続の流れ～

	第2計画期間	第3計画期間			
年度	2019	2020	2021	2022	2023～2024
熱供給事業者	熱供給 (実績)	「低炭素熱エントリーシート」 「エネルギー状況報告書添付様式」 にて2019年度排出係数報告	都ホームページに公表される 2019 年度排出係数を基に削減量等を算定		以降、 毎年度 同様
東京都		2019 年度の状況が要件に 該当する熱供給事業者及び 排出係数を公表			
大規模対象 事業所		低炭素熱 の選択	2021 年度の受入	(2021 年度排出量実績の) 算定⇒検証⇒計画書提出	

◆都は、前年度に低炭素熱供給事業者とその排出係数を毎年公表する。それを参考に熱供給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を報告する際に、削減量等として算定することができる。(削減量算定において、受入熱量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した2年度前の値を用いる。)

◆〔2014 年度以降、新たに都内供給を開始した熱供給事業者から熱を受け入れた場合〕

2014 年度以降に新たに供給を開始した供給事業者の場合は、供給後2か年度は、2年度前の供給の排出係数が存在しない。そのため、例外的に、供給後2か年度は、供給初年度の係数を用いて削減量を算定することができる。

カ 熱供給事業者による手続

本章（６）イの要件に該当し、低炭素熱供給事業者として公表を希望する熱供給事業者は、毎年６月末日までに「低炭素熱エントリーシート兼同意書」（第２号様式）、「地域エネルギー供給実績報告書※」及び根拠資料を都に提出し、要件適合の確認を受けなければならない。

※「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」で定める様式。記入に当たっては同制度のホームページに掲載している「エネルギー有効利用指針マニュアル」を参照のうえ作成する。

【提出方法】

「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」に係る「地域エネルギー供給実績報告書」を提出する際、「低炭素熱エントリーシート」及びエントリーに必要な根拠書類（低炭素電力使用量を証明する書類（購買伝票等）、環境価値を保有していることの証明、環境価値を二重利用していないことを示す書面（環境価値の利用目的、利用年度が記載された書面等）等）を添えて都に提出する。

（５） 高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する取扱い

高効率コージェネレーションの利用促進のため、他の事業所の高効率コージェネレーションシステムから受け入れる電気・熱の排出係数の低さに応じて、一定の範囲で、計画期間の年度排出量から当該受入れによる削減量を減ずることができるものとする。

ア 対象となる供給事業者

高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱を外部へ供給している事業者が、次の要件を全て満たし、かつ、都に「供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書」（第３号様式）（以下「高効率コージェネ確認書」という。）を提出し、要件適合の確認を受けた場合のみ、受入側は削減量を算定することができる。

2020年度以降に要件適合の確認を受ける場合は、本章（４）の要件に該当するとして都が公表する低炭素電力供給事業者及び本章（６）の要件に該当するとして都が公表する低炭素熱供給事業者は対象外とする。

電気	①高効率なコージェネレーションシステム^{※1}であること。 ②当該コージェネレーションシステムの電気の排出係数が、電気の標準値^{※2}未満であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電気供給していること。 ④全供給電力量の 1/2 以上が当該電気供給を行う事業所に設置した高効率コージェネレーションシステムによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱 ^{※3}	①高効率なコージェネレーションシステム^{※1}であること。 ②当該コージェネレーションシステムの熱の排出係数が、熱の標準値^{※2}未満であること。 ③全供給熱量の 1/2 以上が当該熱供給を行う事業所に設置した高効率コージェネレーションシステムによるものであること。 ④熱供給が本来業務である場合は、熱のエネルギー効率^{※4}が「地域冷暖房区域の指定取消しの基準^{※5}（既存の供給区域^{※6}であって、供給期間が 2018 年 3 月 31 日までである場合にあっては 0.80（供給するエネルギーの熱媒体に蒸気が含まれる場合は、0.65）、同年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間である場合にあっては 0.85（供給するエネルギーの熱媒体に蒸気が含まれる場合は、0.70）」以上であること。

- ※1 高効率コージェネレーションシステムとは「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」とする。
- ※2 電気の標準値は第5章1（3）ア、熱の標準値は第5章1（3）イに準ずる。
- ※3 コージェネレーションシステムの熱をそのまま供給する場合。
- ※4 規則別表第一の四 備考に規定する方法により算定される値
- ※5 条例第17条の20第1項第1号に規定するエネルギー供給の効率に係る規則第8条の21第2項で定める基準
- ※6 2009年12月末日までに指定を受けた供給区域

イ 供給事業者による手続

高効率コージェネレーションシステムからの電気・熱に関する評価の仕組みを活用するためには、供給事業者は、2014年度以降、毎年11月末日までに高効率コージェネ確認書及び根拠資料を都に提出し、要件適合の確認を受けなければならない。供給事業者が指定地球温暖化対策事業所である場合は毎年度提出する地球温暖化対策計画書に高効率コージェネ確認書を添付して都に提出する。高効率コージェネ確認書に関する内容は検証対象ではなく、都において確認を行う。

供給事業者は、受入事業所に対して都に要件適合の確認を受けた高効率コージェネ確認書の写しを提供する。高効率コージェネ確認書の提供は、受入事業所が削減量を算定・検証する前までに行う。

ウ 受入事業所における算定方法

供給事業者から提示された高効率コージェネ確認書（都により要件適合の確認されたもの）の写しによって確定している２年度前の高効率コージェネレーションシステムの排出係数を用いて、受入事業者は次の算定式により削減量等を算定する。

【算定式】

削減量	$\begin{array}{c} \text{高効率コージェネからの算定} \\ \text{年度における} \\ \text{受入電力量又は熱量}^{※1} \end{array} \times \left[\begin{array}{c} \text{電気又は熱の} \\ \text{排出係数}^{※4} \end{array} - \begin{array}{c} \text{高効率コージェネの電} \\ \text{気又は熱の排出係数} \\ \text{※3（2年度前）} \end{array} \right] \times 0.5$
削減量 (新規分 ^{※2})	$\begin{array}{c} \text{高効率コージェネからの算定} \\ \text{年度における} \\ \text{受入電力量又は熱量}^{※1} \end{array} \times \left[\begin{array}{c} \text{電気又は熱の} \\ \text{排出係数}^{※4} \end{array} - \begin{array}{c} \text{高効率コージェネの電} \\ \text{気又は熱の排出係数} \\ \text{※3（2年度前）} \end{array} \right]$
計画期間の年度排出量 ^{※5}	「燃料等の CO ₂ 排出量」－「削減量」

- ※1 受け入れた電力量又は熱量のうち、第３章１（３）アに示す事業所外へエネルギー供給するために使用した電力量（熱供給事業所が事業所外へ熱を供給するために使用した電力量を除く。）及び熱量（熱供給事業所が事業所外へ熱を供給するために使用した熱量を除く。）等や第３章１（３）イに示す算定対象から除くことができる排出活動を除く。
- ※2 新規分とは受入事業所の基準年度より後に、供給者が高効率コージェネレーションシステムを新たに設置し供給した場合を指す（ただし、区分Ⅰ－２の事業所が熱の受入れで削減量を算定する場合は、基準排出量の２％分を削減量から減ずる。）。
- ※3 高効率コージェネレーションシステムの電気又は熱の排出係数は、供給事業者から提示された、２年度前の「高効率コージェネ確認書」に記載された排出係数を用いる。
- ※4 電気の排出係数は第５章１（３）ア、熱の排出係数は第５章１（３）イに準ずる。
- ※5 基準排出量の算定においては、高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する削減量を減じない。

～2021 年度に高効率コジェネから電気又は熱を受け入れた場合の手続の流れ～

	第2計画期間	第3計画期間			
年度	2019	2020	2021	2022	2023～2024
高効率コジェネ設置事業所（供給事業者）	電力又は熱の供給	・「高効率コジェネ要件確認書」にて 2019 年度排出係数等報告（11 月末日まで）（指定地球温暖化対策事業所の場合は、計画書に添付） ↓	・供給事業者は、都の確認を受けた「高効率コジェネ確認書」の写しを提供 ・受入事業所は、写しに記載されている 2019 年度排出係数を基に削減量等を算定		以降、毎年度同様
東京都		・2019 年度の状況が要件に適合することを確認			
高効率コジェネの電気又は熱の受入事業所		・高効率コジェネの電力又は熱の選択	2021 年度電力又は熱の受入	⇒算定⇒★検証⇒◎計画書提出	

◆供給事業者は、都の確認を受けた「高効率コジェネ確認書」の写しを、受入事業所に提供する。受入事業所は、その結果を基に、高効率コジェネの電気又は熱の需給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を報告する際に、削減量として算定することができる。

◆〔2020 年度以降、新たに供給を開始した供給事業者から電気又は熱を受け入れた場合〕

削減量算定において、受入電力量又は熱量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した 2 年度前の値を用いる。

しかし、2020 年度以降に新たに供給を開始した供給事業者の場合は、供給後 2 か年度は、2 年度前の供給の排出係数が存在しない。そのため、例外的に、供給後 2 か年度は、供給初年度の係数を用いて削減量を算定することができる。

（6） 駐車場・倉庫・小学校などの原単位が小さい建物に関する取扱い（第 2 計画期間以降に適用）

複数の建物を有する事業所において、その事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されており、かつ、特定温室効果ガスの排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物がある場合は、当該建物（以下「小原単位建物」という。）の特定温室効果ガス排出量に相当する量（以下「小原単位建物相当量」という。）を特定温室効果ガス排出量から除外することができる（一定の上限あり）。

ただし、小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量から除外する場合であっても原油換算エネルギー使用量から除外することはできない。

ア 小原単位建物の要件

複数の建物を有する事業所において、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たす建物は、小原単位建物として建物単位で小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排

出量から除外することができる。

要件の確認は、基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、基準年度のうちの1年度の状況、しゅん工日を含む月の翌月からの1年間の状況又は基準排出量の決定（改定を含む。）の前年度の状況について1回のみ行う。ただし、基準排出量決定後に小原単位建物のしゅん工又は解体をするなど小原単位建物床面積に増減があった場合に限り、当該増減の生じた年度の翌年度の地球温暖化対策計画書提出時に、当該増減後の状況について要件の確認を行う。なお、当初の要件確認の際に、小原単位建物として認められない建物は、その後に床面積の増減があっても、改めて要件確認は行わない。

(7) 当該建物の床面積当たりの特定温室効果ガスの排出原単位が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ 以下であること。

当該建物のエネルギー使用量が購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器による実測により把握されている必要がある。ただし、駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校として使用される建物については特定温室効果ガスの排出原単位が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ 以下であることが一般的であるため実測の必要はない。

また、工事によって特定温室効果ガス排出量が減るなど、特異的な状況によって特定温室効果ガスの排出原単位が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ 以下となっている建物については対象とならない。

(4) 当該建物が当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されていること。

① 「当該事業所の主たる事業」の判断方法

当該事業所の主たる事業とは、当該事業所における事業の中で特定温室効果ガス排出量が最も大きな事業である。（事業所における事業については、原則、本ガイドライン 122 ページから 126 ページまでの表 3-2 に示された「事業所における用途（建築基準法の用途区分等）」で判断する。）

なお、事業別の特定温室効果ガス排出量は、次のいずれかの方法で確認すること。

●エネルギー使用量の実測による算定

各事業で使用されるエネルギー使用量の実測値に排出係数を乗じて、事業別の特定温室効果ガス排出量を算定する。なお、主たる事業の判断が目的であるのでエネルギー使用量の実測は特定計量器等でない計量器による実測でもよい。

●各事業に使用されている建物の面積による算定

各事業で使用されるエネルギー使用量を実測していない場合は、各事業で使用されている建物の面積から排出量を算定する。この場合は、各事業で使用されている建物の面積と用途区分ごとの排出標準原単位の積によって特定温室効果ガス排出量を算定する。

なお、用途区分ごとの排出標準原単位は第3部第1章2（4）を参照のこと。

② 「当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用」の判断方法

当該建物が、当該事業所の主たる事業と異なる事業のみに使用されており、かつ、当該建物を使用する事業が当該事業所の主たる事業と関連性がないことをもって、「当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されている」と判断する。

例えば、当該建物の事業と当該事業所の主たる事業とにおいて、どちらか一方で生成された素材、物品、情報等を他方が日常的に利用し、又はそれぞれの事業に係る建物の間を多数の利用者が頻繁に移動している場合は、当該建物を使用する事業と当該事業所の主たる事業とが関連性があると判断され、特定温室効果ガス排出量の算定から除くことができない。

※「当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用」と判断されない例（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除くことができない例）

- ・当該事業所の主たる事業に関わる者が使用する駐車場
- ・当該事業所の主たる事業による生産品の倉庫
- ・当該事業所の主たる事業である大学と主たる事業でない小学校とが共同で利用する体育館 など

(ウ) 当該建物の小原単位建物相当量（算定方法は98ページイを参照）が当該事業所の基準排出量（小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量から除外する前の値）の10%以下であること。

なお、複数の建物が(ア)から(ウ)までの全ての要件に該当する場合、当該複数の建物ごとの小原単位建物相当量の合計が当該事業所の基準排出量の10%以下となる範囲

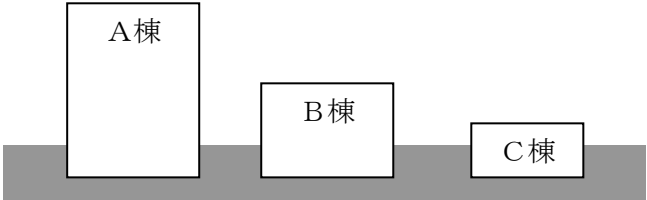
で当該複数の建物の全部又は一部を選択して、その選択した建物の小原単位建物相当量の合計を特定温室効果ガス排出量から除外することができる。

＜要件確認のイメージ1＞

- ・上記(ア)から(ウ)までの全ての要件に適合する建物が1棟のみの場合

A棟、B棟が主たる事業である「大学」として、C棟は主たる事業以外の「小学校」及び「中学校」として使用されている例である。

この場合は、「C棟」について除外が可能となる。



	A棟	B棟	C棟
(ア)原単位	83 kgCO ₂ /m ²	34 kgCO ₂ /m ²	25 kgCO ₂ /m ²
(イ)-1 状況	大学として利用	大学として利用	小学校及び中学校として利用
(イ)-2 事業の判断	・主たる事業	・主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し
(ウ) 基準排出量に対する割合	65%	30%	5%
(ア)(イ)(ウ)の適合状況	不適合	不適合	適合

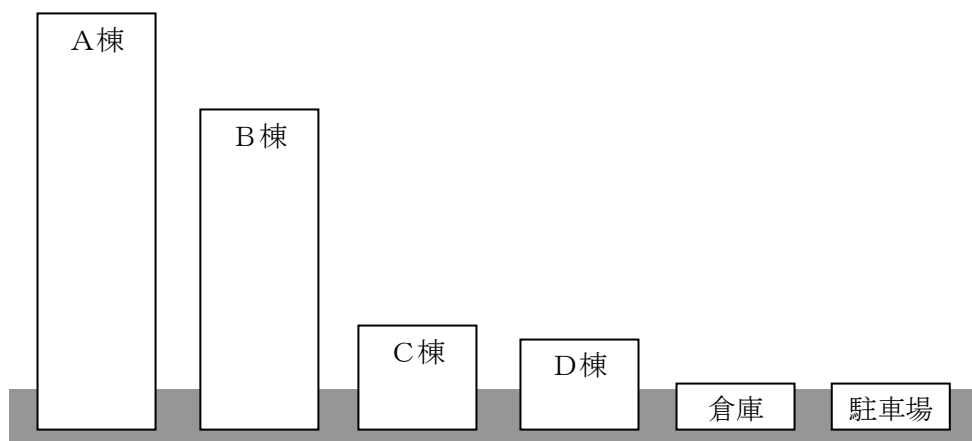
<要件確認のイメージ2>

- ・上記(ア)から(ウ)までの全ての要件に適合する建物が複数ある場合

A棟、B棟が主たる事業である「事務所」として使用されている。また、主たる事業以外の事業に使用されている建物として、C棟、D棟が「工場」、更に「倉庫」「駐車場」がある。「駐車場」については主たる事業を行っているA棟及びB棟の従業員も使用している例である。

(ア)から(ウ)までの要件に適合する建物は、「C棟」「D棟」「倉庫」であるが、合計すると基準排出量の10%を超えるため、次の①から④までのいずれかを選択する必要がある。

- ① C棟（基準排出量の8%）
- ② D棟（基準排出量の6%）
- ③ 倉庫（基準排出量の3%）
- ④ D棟及び倉庫（D棟と倉庫を合わせて、基準排出量の9%）



	A棟	B棟	C棟	D棟	倉庫	駐車場
(ア)原単位	83 kgCO ₂ /m ²	34 kgCO ₂ /m ²	20 kgCO ₂ /m ²	20 kgCO ₂ /m ²	25 kgCO ₂ /m ²	25 kgCO ₂ /m ²
(イ)-1 状況	事務所として利用	事務所として利用	工場として利用	工場として利用	C棟及びD棟の部品倉庫として利用	A棟～D棟に勤務する従業員駐車場として利用
(イ)-2 事業の判断	・主たる事業	・主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性有り
(ウ) 基準排出量に対する割合	50%	30%	8%	6%	3%	3%
(ア)(イ)(ウ)の適合状況	不適合	不適合	適合	適合	適合	不適合

イ 小原単位建物相当量の算定方法

小原単位建物相当量は、「小原単位建物における原単位」に当該小原単位建物の床面積を乗じて算定する。

「小原単位建物における原単位」は、次の(ア)又は(イ)の方法で決定する。

なお、小原単位建物相当量は、小原単位建物の要件確認時（基準排出量の決定（改定を含む。）時の1回のみ）に算定し、小原単位建物床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。ただし、小原単位建物床面積の増減があった場合は、再度要件の確認及び増減に応じた小原単位建物相当量の算定を行う。また、小原単位建物相当量は、計算の途中段階では端数処理を行わず、各年度の排出量から除外する量を算定した後、小数第一位を切捨て処理し、整数値とする。

(ア) 駐車場、倉庫、小学校などの場合

駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校は、「小原単位建物における原単位」として、 $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ を使用することができる。

(イ) (ア)以外の場合

(ア)以外の場合の「小原単位建物における原単位」は、当該小原単位建物のエネルギー使用量の実測値により求めて使用する。ただし、求めた「小原単位建物における原単位」が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ を超える場合は、小原単位建物の要件を満たさないことになる。

エネルギー使用量は、基準年度のうちの1年度又はしゅん工日を含む月の翌月からの1年間の実測値とするが、この間の実測値がない場合に限り基準排出量を決定（改定を含む。）した前年度の実測値とすることができる。また、エネルギー使用量の実測値は、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器による実測により把握されているものに限る。

また、床面積は、エネルギー使用量の実測期間の最終日の値とする。

ウ 小原単位建物相当量の除外方法

小原単位建物の要件を満たした場合は、その小原単位建物相当量を事業所の特定温室効果ガス排出量から除外することができるが、原油換算エネルギー使用量から除外することはできない。

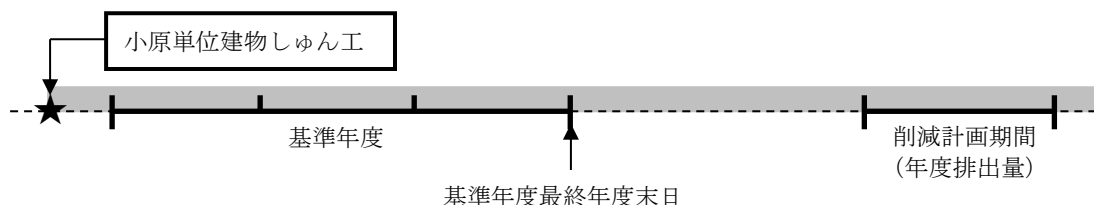
除外する場合は、算定年度排出量からだけでなく、原則として、基準年度排出量からも除外しなければならない。また、小原単位建物が存在しているにもかかわらず、計画期間中のある年度は除外して、ある年度は除外しないなどの一貫しない対応は認められない。

また、小原単位建物のしゅん工又は解体をするなど小原単位建物の床面積に増減があった年度については、月を単位として小原単位建物の状況が変わったものとみなし、その月数に応じて除外量の算定を行う。

～小原単位建物相当量の除外パターン例～

次の①から⑤までは、しゅん工から解体まで床面積の増減がない例を示している。
いずれも、算定した小原単位建物相当量は、小原単位建物の床面積の増減がない限り固定して、基準排出量からも削減計画期間の年度排出量からも同じ値を除外する。

①基準年度以前から小原単位建物が存在する事業所



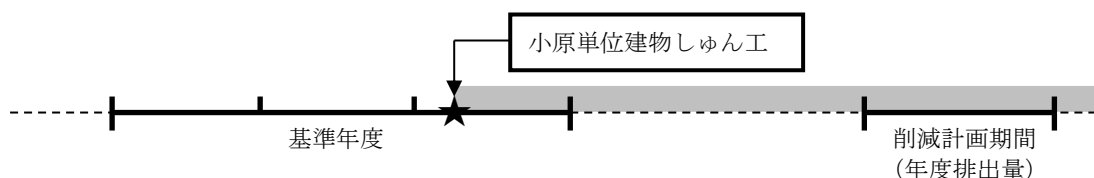
【除外対象】 基準排出量及び削減計画期間の年度排出量から小原単位建物相当量を除外する。

【除外量の算定方法】

除外量＝基準年度※最終年度末日の小原単位建物の床面積×小原単位建物における原単位

※基準排出量を「排出標準原単位を用いた算出値」により算定している場合は削減義務開始年度の前年度の末日、基準排出量変更を行っている場合は変更の生じた年度の末日の小原単位建物の床面積を用いる。

②基準年度中に小原単位建物がしゅん工した事業所



【除外対象】 基準排出量及び削減計画期間の年度排出量から小原単位建物相当量を除外する。

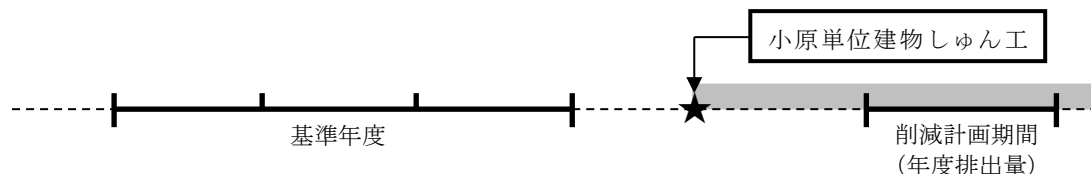
【削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

除外量＝基準年度最終年度末日の小原単位建物の床面積×小原単位建物における原単位

【基準排出量からの除外量の算定方法】

しゅん工日を含む月の翌月から小原単位建物が存在したものとして、基準年度の月数のうち小原単位建物が存在した月数の割合を上記の「削減計画期間の年度排出量からの除外量」に乗じて算定される値を除外量とする。例えば、3年度の排出量の平均で基準排出量を決定している事業所で、基準年度の3年度目の9月に小原単位建物がしゅん工した場合は、当該建物は基準年度の3年間（36 月）のうち6月存在したことになるので上式に6月／36 月を乗じることになる。

③基準年度以降、削減計画期間以前に小原単位建物がしゅん工した事業所

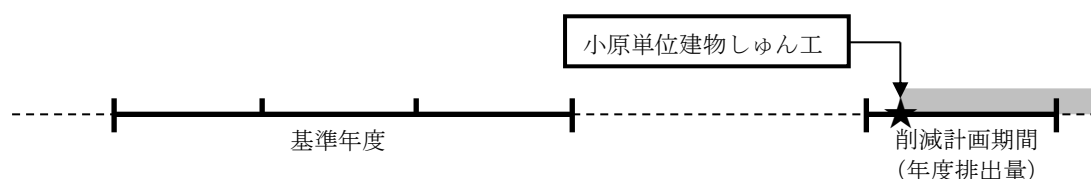


【除外対象】削減計画期間の年度排出量からのみ、小原単位建物相当量を除外する。

【削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

$$\text{除外量} = \text{しゅん工年度末の小原単位建物の床面積} \times \text{小原単位建物における原単位}$$

④削減計画期間中に小原単位建物がしゅん工した事業所



【除外対象】しゅん工日を含む年度以降の削減計画期間の年度排出量からのみ、小原単位建物相当量を除外する。

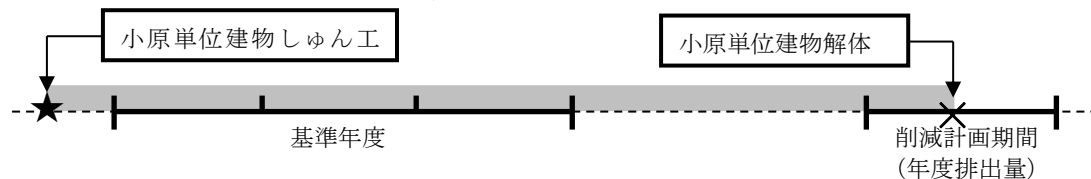
【しゅん工年度の翌年度以降の削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

$$\text{除外量} = \text{しゅん工年度末の小原単位建物の床面積} \times \text{小原単位建物における原単位}$$

【しゅん工年度の年度排出量からの除外量の算定方法】

しゅん工日を含む月の翌月から小原単位建物が存在したものとして、しゅん工年度の12月のうち小原単位建物が存在した月数の割合を上記の「しゅん工年度の翌年度以降の削減計画期間の年度排出量からの除外量」に乗じて算定される値を除外量とする。

⑤削減計画期間中に小原単位建物が解体された事業所



【除外対象】基準排出量及び解体された日を含む年度（以下「解体年度」という。）までの削減計画期間の年度排出量から小原単位建物相当量を除外する。

【基準排出量及び解体前年度までの削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

$$\text{除外量} = \text{基準年度最終年度末日の小原単位建物の床面積} \times \text{小原単位建物における原単位}$$

【解体年度の年度排出量からの除外量の算定方法】

解体された日を含む月まで小原単位建物が存在したものとして、解体年度の12月のうち小原単位建物が存在した月数の割合を上記の「基準排出量及び解体の前年度までの削減計画期間の年度排出量からの除外量」に乗じて算定される値を除外量とする。

エ 小原単位建物に関する手続

(7) 指定年度の手続

新たに特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所は、最初の削減義務期間の開始年度の9月末日までに基準排出量決定申請書を都へ提出する。小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量の算定から除く場合は、「小原単位建物の状況確認書」及び根拠資料を基準排出量決定申請書に添付して都に提出しなければならない（小原単位建物に係る事項は検証不要）。

(イ) 指定年度以降の手続

2016年度（2015年度実績を都に提出する年度）以降は、イ及びウに定めるところにより小原単位建物相当量を毎年度の特定温室効果ガス排出量から除外し、地球温暖化対策計画書に記載して提出する。

なお、小原単位建物に係る事項については検証機関の検証は不要である。小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量の算定から除外する場合、当該事業者は小原単位建物相当量を除外する前の特定温室効果ガス排出量算定報告書について検証を受ける。また、小原単位建物相当量を除外した特定温室効果ガス排出量算定報告書を別途作成し、「小原単位建物の状況確認書」を添えて都に提出する。

表 2-13 小原単位建物に関する手続の流れ

	手続きの流れ
提出方法	地球温暖化対策計画書に添付して提出
提出資料	・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（除外前のもの） ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（除外したもの） ・ 小原単位建物の状況確認書 ・ 根拠資料（小原単位建物の床面積の増加又は減少があった場合のみ※）

※ 増加又は減少した建物が小原単位建物として都の確認で認められなかった場合は、当該建物は基準排出量変更申請に関わる要件確認及び変更量の算定対象となる。
都の確認後、基準排出量変更の要件に該当した場合は、基準排出量変更申請書を都に提出する。

～基準排出量変更における小原単位建物の取扱い～

小原単位建物を除外する場合は、基準排出量変更の要件確認及び変更量の算定に小原単位建物を含まない。基準排出量変更における小原単位建物の取扱いは次のとおりである。

①基準排出量変更の要件の確認

基準排出量の対象年度と変更年度の小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を除いた建物等における排出量の増減量（複数の要因である場合は、それらの増減量の合計※）が基準排出量の6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。

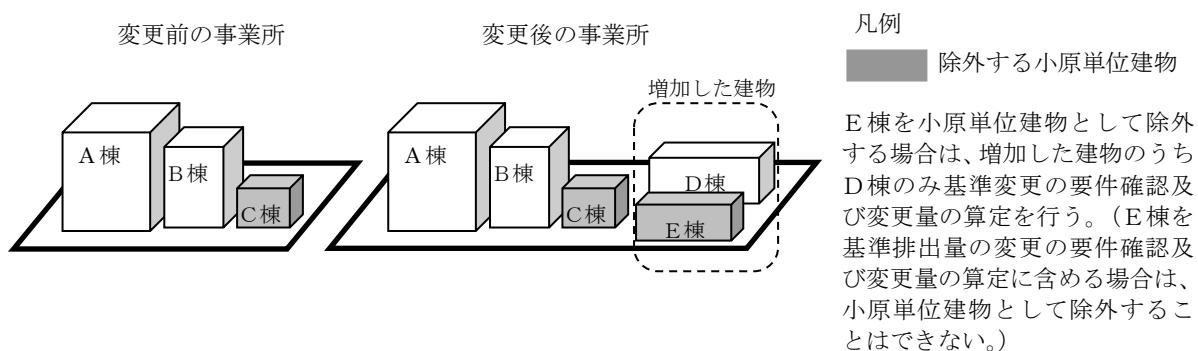
※「床面積の増減」「用途変更」「設備の増減」がある。詳細は第3部 第2章 基準排出量の変更 2 具体的な方法 （1）基準排出量変更の要件の確認に記載

②基準排出量の変更量の算定

第3部 第2章 基準排出量の変更 2 具体的な方法 （3）基準排出量変更の効果（変更後の基準排出量）によって、小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を除いた建物等の変更量の算定を行う。

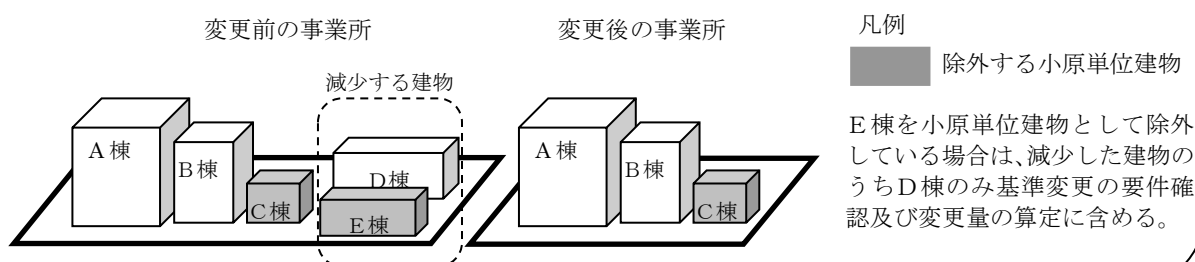
<例1>建物（床面積）の増加による変更

増加した小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を、基準排出量変更の要件確認及び変更量の算定に含めない。



<例2>建物（床面積）の減少による変更

減少した小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を、基準排出量変更の要件確認及び変更量の算定に含めない。



2 具体的な方法

(1) 対象活動の把握

第4章 燃料等使用量の把握の考え方にに基づき、次の量の把握を行う。

ア 再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気及び熱の把握

1 (1) に掲げる環境価値を移転した電気及び熱に該当するものがあれば全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

イ 再エネ電気の自家消費量の把握

1 (2) に掲げる削減量を算定する場合、算定対象と同じ種類の再生可能エネルギーによる発電に係る自家消費量を全て把握する。なお、検証の際には、算定対象とした再生可能エネルギーによる発電設備に関する資料、再生可能エネルギーによる発電量、そのうち事業所内で使用した電気の量を示す資料等の根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

ウ 電気供給事業者及び受入電力量の把握（第2計画期間以降に適用）

1 (3) イに掲げる低炭素電力又は高炭素電力を全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

エ 熱供給事業者及び受入熱量の把握（第2計画期間以降に適用）

1 (4) イに掲げる低炭素熱を全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

オ 高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する把握（第2計画期間以降に適用）

1 (5) アの要件を満たす供給事業者の高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱を全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

カ 小原単位建物の把握（第2計画期間以降に適用）

1 (6) ア の要件を満たし、特定温室効果ガス排出量を除外する小原単位建物を全て把握する。小原単位建物の把握の際には表 2-14 の「確認する書類」にあるような資料を用いる。

なお、小原単位建物に係る事項は検証対象外である。

(2) 算定報告様式への記載事項

(1)ア及びイについては、それぞれ1 (1)、1 (2) で把握した電気の量を算定報告書様式(エクセル)の燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量の使用量等の欄に入力すれば、特定温室効果ガスの排出量又は削減量が自動的に計算される。(1)ウからカについては、それぞれ1 (3)から1 (6)で算定した特定温室効果ガス削減量、排出量又は除外量を算定報告書様式(エクセル)の燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量の排出量の欄に入力する。なお、1 (6)について、排出量が算定される場合は負の値(マイナス)で入力する。

3 検証のポイント

検証の際には、表 2-14 に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。検証機関は、提示された確認書類により対象となる活動が網羅されているか、適切に算定されているか等について把握する。また、必要があれば、現場の目視、情報通信技術（ICT）を活用し、写真や動画等を用いた確認を行うことがある。ただし、（1）カは、検証対象外である。小原単位建物相当量を除外する前の特定温室効果ガス排出量算定報告書について検証を受ける。

なお、小原単位建物に係る事項は検証対象外である。小原単位建物については、表 2-15 に例示してあるような内容が確認できる根拠資料を都へ提出しなければならない。

表 2-14 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
再生可能エネルギーの環境価値の移転	再生可能エネルギーの環境価値の移転量	- グリーン電力証書化又は再エネクレジット化した電気の量を示す資料 - グリーン熱証書化した熱の量を示す資料
	環境価値の移転量のうちの自家消費量	- 販売量を示す資料 - 実測結果 - 算定資料等
再エネ電気の自家消費	再エネ電気の自家消費量	- 販売量を示す資料 - 実測結果 - 算定資料等
	「熱源全体の熱の量のうちバイオマスを熱源とする熱の量」は適切に把握されているか。	- 実測結果 - 算定資料等
電気供給事業者及び受入電力量（第2計画期間以降に適用）	低炭素電力、高炭素電力の供給を受けているか。	- 購買伝票等 - 供給元を示す資料 - 電力メニューを示す資料（第3計画期間に適用）
	削減量又は排出量は適切に算定されているか。	算定資料等
熱供給事業者及び受入熱量（第2計画期間以降に適用）	低炭素熱の供給を受けているか。	- 購買伝票等 - 供給元を示す資料
	削減量は適切に算定されているか。	算定資料等

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

項目	検証事項	確認する書類
高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れ（第2計画期間以降に適用）	供給事業者は要件を満たしているか。	高効率コージェネ確認書（都により要件適合を確認されたもの）の写し
	高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱を受け入れているか。	- 購買伝票等 - 供給元を示す資料
	削減量は適切に算定されているか。	算定資料等

～小原単位建物について都が内容を確認する資料～

小原単位建物に係る排出量については検証対象外であり、その内容を都が確認する。

都は、基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、「小原単位建物の状況確認書」及び根拠資料にて、要件の適否等の確認を行う。なお、要件確認後に、新たに小原単位建物の床面積が増加又は減少するなどの変化が無い場合、根拠資料の提出は不要である。

都が確認する小原単位建物の根拠資料の例を表 2-15 に示す。

表 2-15 都が確認する小原単位建物の根拠資料の例

確認事項	確認する書類
事業所内に複数の建物を有しているか。	● 建築基準法における確認申請 ● 不動産登記簿 ● 建物配置図
特定温室効果ガス排出原単位が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ 以下の建物であるか。	● 購買伝票 ● 燃料等使用量実測記録 ● 単線結線図 ● ガス配管図 ● 建築基準法における確認申請 ● 不動産登記簿 等
建物の特定温室効果ガス排出量が事業所全体の10%以下であるか。	● 購買伝票 ● 燃料等使用量実測記録 ● 単線結線図 ● ガス配管図 等
事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であるか。	● 建築基準法における確認申請 ● 建物平面図 ● 主たる事業と異なる事業のみに使用されていることを証する書類 等

なお、小原単位建物として除外する量の算定方法によって、必要となる根拠資料は異なる。

第 3 部 基準排出量の算定

第 1 章 基準排出量の算定

1 考え方

(1) 基準排出量とは

基準排出量とは、その事業所の 1 年度当たりの特定温室効果ガス排出量の基準量であり、この量が、排出量が増加したか、減少したかの基準になる。

特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所は、本章に示す方法に従って基準排出量の算定をし、検証機関の検証を受けて、「基準排出量決定申請書」の申請をしなければならない。この申請を基に基準排出量を都が決定する。

(2) 基準排出量の算定方法

ア 2009 年度に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

2009 年度に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、2002 年度から 2007 年度までの間の任意の連続する 3 年度分の年間排出量を平均した値とする。ただし、改修工事を行った年度など排出量が標準的でないと知事が認める年度がある場合については、当該年度を除く 2 年度分の平均値とすることができる。この「排出量が標準的でないと知事が認める年度」については、(3) で説明する。

また第 2 部で定めた算定対象外活動について、基準排出量の対象年度と削減計画期間とを通して一貫している必要がある。

詳細は 2 具体的な方法を参照のこと。

イ 2010 年度から 2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

2010 年度から 2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、「①削減義務期間の開始年度の 4 年度前から前年度までのうちの連続する 3 年度分の年間排出量の平均値」又は「②排出標準原単位を用いた算出値」のいずれかを選択する。

①を選択できるのは、地球温暖化対策の推進の程度が、知事が別に定める基準に適合する場合に限られる。これは、事業所によっては、基準排出量を多く確保するため、基準排出量に該当する年度に、意図的に省エネルギー対策を不十分とする可能性が考えられるからである。

省エネルギー対策が不十分であったと見なされた場合には、①は選択できず、②により基準排出量を算定することとなる。

また、①を選択し、改修工事を行った年度など排出量が標準的でないと知事が認める年度がある場合については、当該年度を除く2年度分の平均値とすることができる。この「排出量が標準的でないと知事が認める年度」については、(3)で説明する。

なお、①を選択する際に実施している必要がある地球温暖化対策の推進の程度として知事が別に定める基準は「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に規定する。

ウ 2015年度以降に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

2015年度以降に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、基本的には、イと同様の方法で決定する。

ただし、イ①を選択する場合の特定温室効果ガス年度排出量は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務開始年度が属する削減計画期間の算定方法に従って算定された排出量を用いる。また、連続する3年度のうちに排出量が標準的でないと知事が認める年度がある場合には、当該年度を除く2年度分の平均値とすることができるほか、排出量が標準的でないと知事が認める年度が2年度以上あれば、2年度を除いた単年度の値とすることができる。

なお、第1計画期間の基準排出量を標準的でないと知事が認める年度があつて、2年度分の平均値で決定した事業所においても第2計画期間の基準排出量への再計算の際には、ウに該当する事業所と同様に2年度を除いた単年度の排出量の値を基にすることができる(第3章を参照)。

エ 事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、当該事業所に含まれる変更前の事業所の指定及び範囲に応じて次の方法で算定した値を合算して決定する。

(7) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部が含まれる場合

変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を算定した値とする。

(イ) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の一部が含まれる場合

変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量のうち、当該事業所範囲の排出量を算定した値とする。

(ロ) 変更前に指定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部又は一部が含まれる場合

当該事業所範囲における排出量を算定した値とする。

(3) 排出量が標準的でないと知事が認める年度

規則第4条の17第1項及び第2項の特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が認める年度とは、次のア及びイの2つの要件のいずれにも該当する年度をいう。

ア 次のいずれかの状況にあること

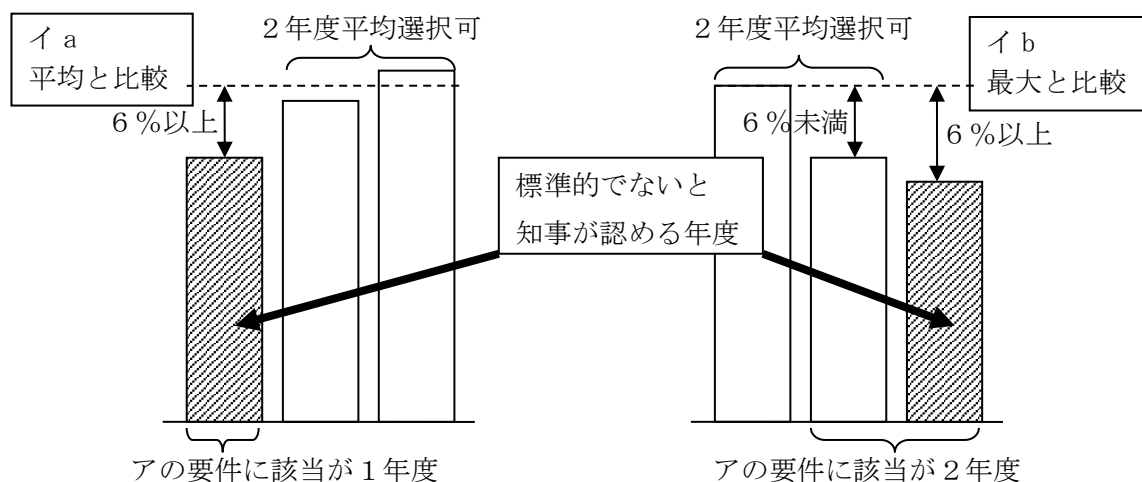
- a 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- b 事業所の活動開始時であって、活動の程度が極端に低い状況（例：新築ビルの立上げ時であって空室率が極端に高い状況、データセンターの立上げ時でサーバー機器の設置が極端に少ない状況）
- c 事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況（基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。）
- d 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- e その他これらに類すると知事が認める状況

イ アのaからeまでの状況にあることを主な原因として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること

- a アの要件に該当する年度を除く2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと。
- b アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合には、3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと。

なお、本要件で比較する特定温室効果ガス年度排出量は、原則として当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務の開始年度が属する削減計画期間の算定方法に従って算定された排出量とする。

＜第1計画期間の基準排出量決定の際に標準的でないと知事が認める年度のイメージ＞



＜第2計画期間以降の基準排出量決定の際に標準的でないと知事が認める年度のイメージ＞

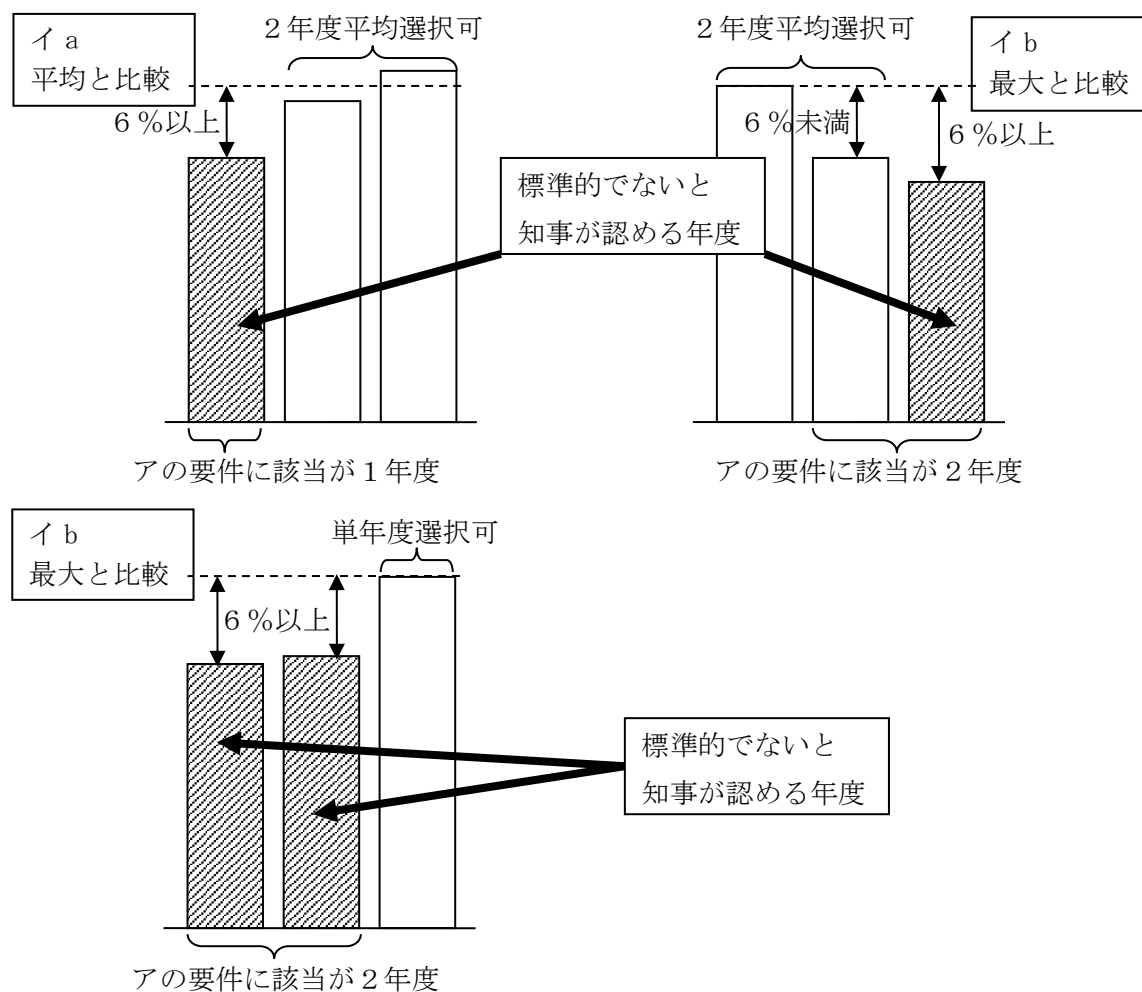


図 3-1 標準的でないと知事が認める年度

2 具体的な方法

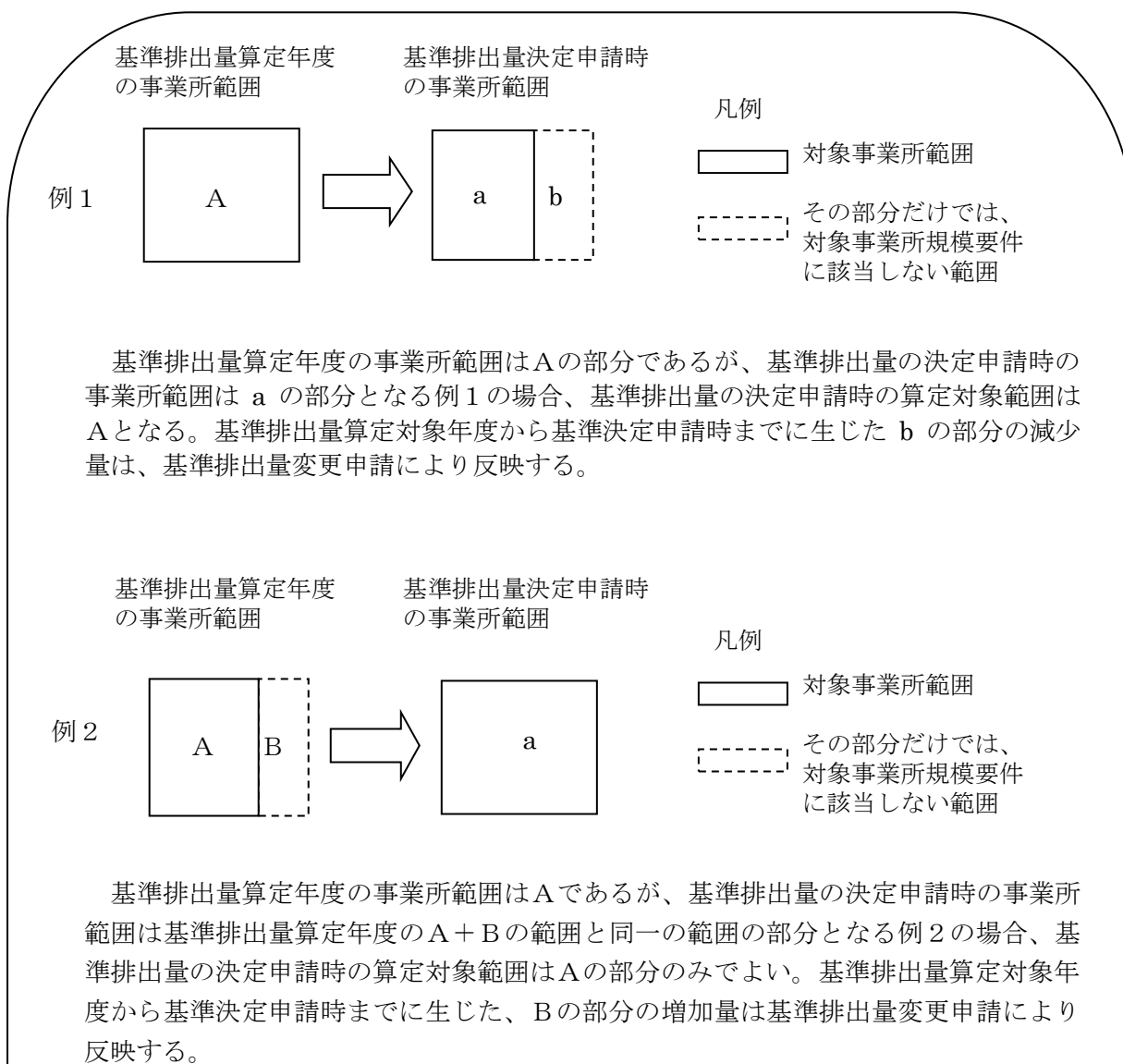
(1) 2009 年度に特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量の算定方法

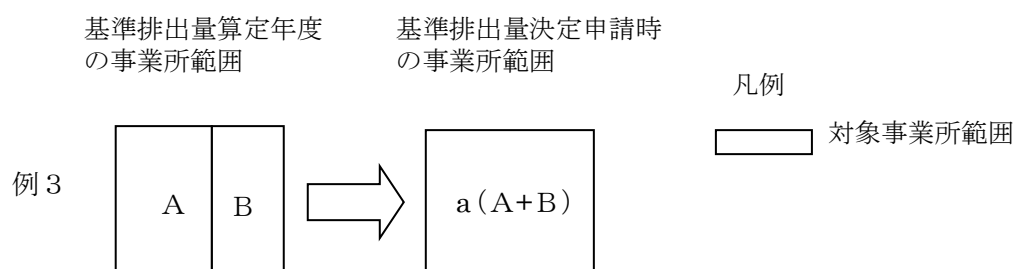
2009 年度に特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量は、2002 年度から 2007 年度までの間で事業者が選択する連続する 3 年度（又は排出量が標準的でないと知事が認める年度を除く 2 年度）分の年間排出量を平均した値とする。

選択した連続する 3 年度分の各年度の排出量の算定は、本ガイドライン第 2 部に示した方法により算定する。

基準排出量を算定する年度と基準排出量決定申請をする時点とで事業所の範囲が異なる場合の基準排出量算定年度の算定対象範囲は、原則として基準排出量決定申請をする時点の事業所の範囲の一部を地理的に含む対象事業所としての要件に該当する範囲とする。

そのうえで、基準排出量算定期間以降の事業所範囲の変更により基準排出量変更の要件に該当する場合には、基準排出量変更申請により基準排出量を変更する。





基準排出量算定年度では別個の事業所扱いとなる A と B が存在し、基準排出量の決定申請時には両者が統合され、a が事業所範囲となる例 3 の場合、基準排出量の決定申請時の算定対象範囲は A + B となる。この場合、基準排出量算定年度の事業所範囲について、例えその時点では別個の事業所と捉えられる場合でも、A と B の部分を一括して算定する。

図 3-2 基準排出量の算定範囲のイメージ

また、第 2 部で定めた算定対象外活動について、基準排出量の対象年度と削減計画期間とを通して一貫している必要がある（例：基準排出量の算定に当たっては、住宅等でのエネルギー使用量を分離できないため算定対象に含めて、削減計画期間中からはエネルギー使用量を分離できるようになったため算定対象から除外するようなことは認められないということである。）。

なお、2006 年度に初めて年度を通した原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった事業所についても、2002 年度から 2007 年度までの間の排出量を基に基準排出量を設定する（2008 年度の排出量は使用できない。）。この場合、多くの事業所では、2006 年度及び 2007 年度の年間排出量の平均値とすることが考えられる。

各年度の排出量は、第 2 部で定めた算定方法を基に排出量と認められたもののみを対象とできる。具体的には、次の例のとおり。

ア 2001 年度以前に操業開始した事業所（全ての年度で 1,500kL 以上）の例

2002 年度から 2007 年度まで、全ての年度で 1,500kL 以上、かつ、年度を通した操業を行っているため、2002 年度から 2007 年度までの間の任意の連続する 3 年度分の年間排出量の平均値を基準排出量とする。

年度	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009
ステータス	稼動	稼動	稼動	稼動	稼動	稼動	稼動	特定
原油換算エネルギー使用量	1,700kL	1,720kL	1,680kL	1,670kL	1,660kL	1,610kL	1,700kL	
特定地球温暖化対策事業所の指定に用いる算定対象期間					●	●	●	
基準排出量の算定対象期間	○	○	○	○	○	○		

特定：特定地球温暖化対策事業所に指定される年度（基準排出量の算定・検証・届出を実施する年度）

●：特定地球温暖化対策事業所の指定要件の確認に用いられる算定対象年度

○：印をつけた年度から任意に連続する3年度分選択可能

イ 2003年度途中に操業開始した事業所の例

2003年度の排出量は年度途中からの排出量であり、排出量が小さいので、2004年度から2007年度までの間の任意の連続する3年度分の年間排出量の平均値を基準排出量とすることが考えられる（2003年度の排出量を選択してもよい。）。

年度	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009
ステータス	（操業開始前）	（操業開始）	稼動	稼動	稼動	稼動	稼動	特定
原油換算エネルギー使用量		1,510kL	2,800kL	2,700kL	2,660kL	2,610kL	2,700kL	
特定地球温暖化対策事業所の指定に用いる算定対象期間					●	●	●	
基準排出量の算定対象期間		○	○	○	○	○		

特定：特定地球温暖化対策事業所に指定される年度（基準排出量の算定・検証・届出を実施する年度）

●：特定地球温暖化対策事業所の指定要件の確認に用いられる算定対象年度

○：印をつけた年度から任意に連続する3年度分選択可能

ウ 2005年度途中に操業開始した事業所の例

2005年度の排出量は年度途中からの排出量であり、標準的な年間排出量ではないと判断されるので、2006年度及び2007年度の2年度分の年間排出量の平均値を基準排出量とできる（2005年度の排出量を含め、3年度分の年間排出量の平均値としてもよい。）。なお、年度途中からの排出量であることにより標準的でない年度として

よいのは2005年度の途中からの場合だけである。これは、既存事業所においては2008年度以降の年度を基準年度として選択できないための措置である。

年度	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009
ステータス	(操業 開始 前)	(操業 開始 前)	(操業 開始 前)	(操業 開始)	稼動	稼動	稼動	特定
原油換算エネルギー使用量				1,510kL	2,800kL	2,700kL	2,900kL	
特定地球温暖化対策事業所の指定に用いる算定対象期間					●	●	●	
基準排出量の算定対象期間				○	○	○		

特定：特定地球温暖化対策事業所に指定される年度（基準排出量の算定・検証・届出を実施する年度）

●：特定地球温暖化対策事業所の指定要件の確認に用いられる算定対象年度

○：印をつけた連続する3年度分選択可能だが、2005年度は年度を通した排出量ではないので、2年度分の平均とすることができる

（2）2010年度以降特定事業所の基準排出量の設定方法

「①削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3年度分の年間排出量の平均値」又は「②排出標準原単位を用いた算出値」を選択し設定する。

ただし、「省エネルギー対策が不十分でなかったか」についての都の確認を受けた結果、不十分であったと見なされた場合には、①は選択できず、②により基準排出量を算定することとなる。なお、「省エネルギー対策が不十分でなかったか」の基準については「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」で規定する。

（3）事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量の算定方法

事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、当該事業所に含まれる変更前の事業所の指定及び範囲に応じて次の方法で算定した値を合算して決定する。

ア 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部が含まれる場合

変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を算定した値とする。

イ 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の一部が含まれる場合

- (ア) 変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「過去の排出実績」で決定し、かつ、当該事業所範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できる場合

当該事業所範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量を算定した値とする。ただし、基準年度の後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあっては、それらを考慮して算定した値とする。

- (イ) 変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「過去の排出実績」で決定し、かつ、当該事業所範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できない場合

変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を当該事業所範囲とそれ以外の事業所範囲の排出量比で案分して算定した値とする。

なお、各事業所の排出量は「①当該事業所の過去の排出量を用いた算定」、「②排出標準原単位を用いた算定」又は「③実測値を用いた算定」により算定した値とする。各算定方法の詳細は、「第2章 基準排出量の変更」を参照のこと。

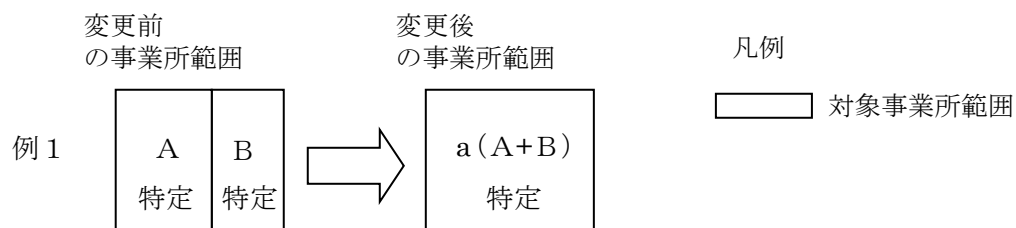
- (ウ) 変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「排出標準原単位」で決定している場合

当該事業所範囲における排出量を変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を算定した時の排出標準原単位を用いて算定した値とする。ただし、基準年度の後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあっては、それらを考慮して算定した値とする。

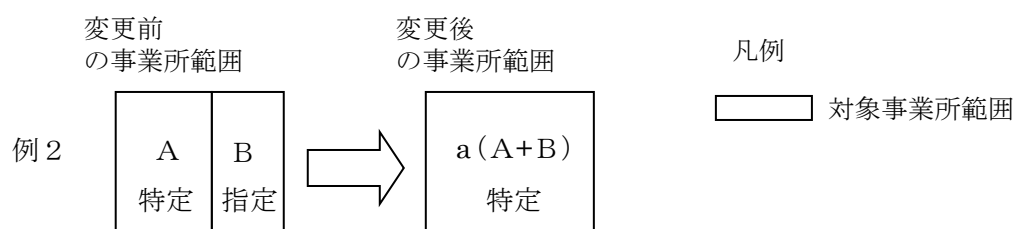
ウ 変更前に指定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部又は一部が含まれる場合の考え方

当該事業所範囲における排出量を「①当該事業所の過去の排出量を用いた算定」、「②排出標準原単位を用いた算定」又は「③実測値を用いた算定」により算定した値とする。各算定方法の詳細は、「第2章 基準排出量の変更」を参照のこと。

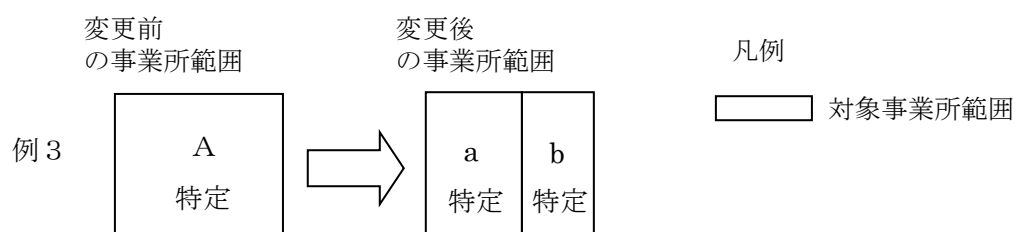
具体的な算定方法は、次の例のとおり。



変更前に特定地球温暖化対策事業所であったA事業所とB事業所が事業所範囲の変更に伴い a 事業所となる例 1 の場合、a 事業所の基準排出量はA事業所とB事業所の基準排出量を合算して算定する。



変更前に特定地球温暖化対策事業所であったA事業所と指定地球温暖化対策事業所であったB事業所が事業所範囲の変更に伴い a 事業所となる例 2 の場合、a 事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量にB事業所の排出量を合算して算定する。なお、B事業所の排出量は、「①当該事業所の過去の排出量を用いた算定」、「②排出標準原単位を用いた算定」又は「③実測値を用いた算定」により算定した値とする。

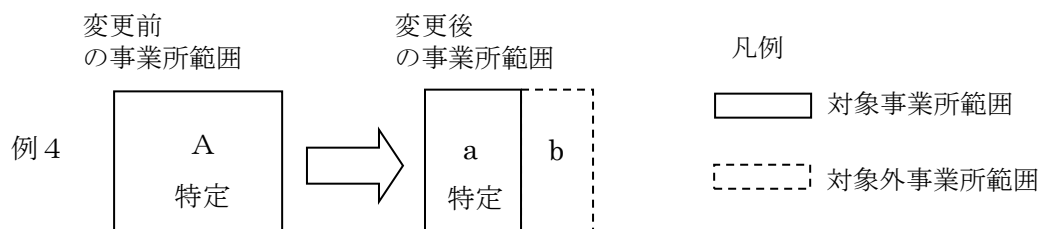


変更前に特定地球温暖化対策事業所であったA事業所が事業所範囲の変更に伴い a 事業所と b 事業所となる例 3 の場合、a 事業所と b 事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量をもとに算定する。

- ① A事業所の基準排出量を「過去の排出実績」で決定し、かつ、a 事業所と b 事業所における基準年度の排出量を算定できる場合、a 事業所と b 事業所の基準排出

量は各事業所の基準年度の排出量を平均した量を算定した値とする。ただし、基準年度の後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあっては、それらを考慮して算定した値とする。

- ② A事業所の基準排出量を「過去の排出実績」で決定し、かつ、a事業所とb事業所における基準年度の排出量を算定できない場合、a事業所とb事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量を各事業所の排出量比で案分した量を算定した値とする。なお、各事業所の排出量は「①当該事業所の過去の排出量を用いた算定」、「②排出標準原単位を用いた算定」又は「③実測値を用いた算定」により算定した値とする。
- ③ A事業所の基準排出量を「排出標準原単位」で決定している場合、a事業所とb事業所の基準排出量は排出標準原単位を用いて算定した値とする。



変更前に特定地球温暖化対策事業所であったA事業所が事業所範囲の変更に伴い a事業所と変更後に指定を受けないb事業所となる例4の場合、a事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量からb事業所の排出量を減じて算定する。b事業所の排出量は「①当該事業所の過去の排出量を用いた算定」、「②排出標準原単位を用いた算定」又は「③実測値を用いた算定」により算定した値とする。

図 3-3 事業所範囲の変更に伴う基準排出量の算定

(4) 排出標準原単位

2010 年度以降に特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量の決定時及び基準排出量の変更時に用いる排出標準原単位は、表 3-1 のとおりとする。排出標準原単位の用途区分は、原則として事業所における用途（建築基準法の用途区分等）との対応により表 3-2 に示すとおりである。

なお、基準排出量決定時の床面積の大きさは、削減義務開始年度の前年度の末日の状況を用いる。

2010 年度以降に特定地球温暖化対策事業所となった事業所の基準排出量算定時及び基準排出量の変更の要件に該当した事業所の基準排出量変更時は、当該算定年度又は変更年度が属する各計画期間の排出標準原単位を用いること。（表 3-1）

また、第2計画期間及び第3計画期間の排出標準原単位のうち、用途区分が情報通信、商業、教育及び物流であってデータセンター、食品関係、理系大学等及び冷蔵倉庫等に該当する場合は、当該排出標準原単位を用いることができる。ただし、これらの値を用いた場合であって、その後に当該範囲の基準排出量の変更を行う場合は、用いた値を再度利用すること。

表 3-1 用途区分毎の排出標準原単位

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間 第3計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	8 5	1 0 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	6 0	7 5	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	3 2 0	3 8 0 (データセンター※ ¹ 6 1 0)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	2 1 5	2 6 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	1 3 0	1 6 0 (食品関係※ ² 2 2 5)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	1 5 0	1 8 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	5 0	6 0 (理系大学等※ ³ 9 5)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	1 5 0	1 8 5	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	7 5	9 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	5 0	5 5 (冷蔵倉庫等※ ⁴ 9 0)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	2 0	2 5	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外※ ⁵	床面積[m ²]	排出実績値の95%		

※1 電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号)に定められた電気通信設備(非常用電源設備(無停電電源装置、非常用発電機)、サーバー、ルーター、スイッチ)と同等な設備を有する施設であって、人が常駐しない範囲

※2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は東京都食品製造業等取締条例(昭和28年条例第111号)に基づく営業許可範囲

※3 平成27年度日本学術振興会科学研究費助成事業の申請に係る所属部局番号一覧のうち理系と判断される所属部局(所属番号400から600番台までの範囲を原則とし、これらに類すると都が認めた学部等を含む。)が単独で使用する床の範囲

※4 第二計画期間に適用された電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置における第2号エと同様の範囲

※5 工場その他上記以外の排出標準原単位は、基準排出量決定時のみ用いる。

表 3-2 排出標準原単位の用途区分と建築基準法の用途区分等の対応

事業所における用途（建築基準法の用途区分等）	規則第4条の16に規定する用途（第一区分の用途）	排出標準原単位の用途区分
事務所	事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む）又は営業所	事務所 （第一区分の用途が「官公庁の庁舎」のものは、「事務所（官公庁の庁舎）」）
郵便局		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
地方公共団体の支庁又は支所	官公庁の庁舎	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所	
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4第5号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設	情報通信施設	情報通信
映画スタジオ又はテレビスタジオ	情報通信施設	放送局
公衆浴場又は温泉保養施設	公衆浴場 又は 温泉保養施設	商業
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	遊技場	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	百貨店、飲食店 その他の店舗	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店、食堂又は喫茶店		

理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	百貨店、飲食店 その他の店舗	商業
料理店		
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		
ダンスホール		
ホテル又は旅館	旅館、ホテル その他の宿泊施設	宿泊
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	社会福祉施設	
児童福祉施設等		
保育所その他これに類するもの		
幼稚園	学校 その他の教育施設	教育
小学校		
中学校又は高等学校		
養護学校、盲学校又は聾学校		
大学又は高等専門学校		
専修学校		
各種学校		
自動車教習所	病院 その他の医療施設	医療
助産所		
診療所		
病院	美術館、博物館 又は図書館	文化
図書館その他これに類するもの		
博物館その他これに類するもの		

体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及びスポーツの練習場	体育館、競技場、水泳プール、その他の運動施設	文化
劇場、映画館又は演芸場	映画館、劇場又は観劇場	
観覧場		
公会堂又は集会場	集会場又は会議場	
展示場	展示場	
火葬場、斎場	斎場	
倉庫	倉庫	物流
自動車車庫（駐車場）	駐車場	駐車場
一戸建ての住宅	(対象外)	対象外
長屋		
共同住宅		
寄宿舍		
下宿		
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの		
建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 ト 都市高速鉄道の用に供する施設		
	結婚式場 又は宴会場	文化
	遊園地、動物園、植物園 又は水族館	
	競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場	
	トラックターミナル	物流
	刑務所 又は拘置所	事務所

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

卸売市場	事務所	事務所 又は営業所	事務所
	飲食店、食堂又は喫茶店	百貨店、飲食店	商業
	物品販売業を営む店舗	その他の店舗	
	倉庫	倉庫	物流
	セリ場		
	その他		工場その他
工場			工場その他 (事務所併設の場合、備考 1 を参照)
危険物の貯蔵又は処理に供するもの			工場その他
畜舎			
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場			
と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設			
建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設			
ロ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業(同項第 7 号に規定する特定規模電気事業を除く。)の用に供する施設			
ハ ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 1 に規定する一般ガス事業又は同条第 2 項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設			
ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設			
ホ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する施設			
ヘ 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 2 号に規定する公共下水道の用に供する施設			
チ 熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号)第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設	熱供給事業所		
その他			

備考 1 : 当該用途とせず、他の用途に再配分する。

- 2：基準排出量決定申請書等の記載対象となる用途の区分にかかわらず、専用の電源設備を有し、壁で完全に区切られた区画又は部屋であって情報通信機器専用の用途に用いられている床は、情報通信施設とする。

(5) 基準排出量の申請手続

特定地球温暖化対策事業所が行う基準排出量の申請手続は、当該事業所の削減義務期間の開始年度の9月末日までに、基準排出量申請書に基準排出量算定書及び申請年度の前年度の年度排出量の検証結果を添えて提出する。

事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所となる事業所においては、事業所範囲の変更の申請と併せて申請書を提出する必要がある。

第2章 基準排出量の変更

1 考え方

(1) 基準排出量変更の目的

基準排出量の変更のしくみは、基準年度以降において事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合に、従前の基準排出量を基に算定された量の排出削減を義務付けられるのでは、不合理（負担が大きい、又は、逆に過大な利益を受ける。）であることから設けたものである。

したがって、一定の条件を満たした場合に申請できるものではなく、一定の条件を満たした場合は必ず申請をしなければならないしくみとなっている。

(2) 基準排出量変更の要件

ア 熱供給事業所以外の事業所

次の①から③に掲げる要因による排出量の増減量としてここで示す方法により算定される量が、当該事業所の基準排出量の6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。複数の要因がある場合は、それらの要因によって算定される増減量の合計により判断する。

- ① 事業所の床面積の増減
- ② 用途が、排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
- ③ 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

ここで算定した排出量の増減量は、基準排出量の変更量と必ずしも等しくはならないので注意が必要である。

なお、建物又は設備の変更を伴わない生産活動等の変化や気候などの外的要因の影響による排出量の増減は、基準排出量の変更の対象とはならない。また、電気供給事業所又は熱供給事業所から電気又は熱の供給を受けていた場合において、供給事業の廃止等に伴い、当該電気供給事業所又は熱供給事業所であった部分が自家発電施設又は自己熱源として自らの事業所範囲に含まれることとなった場合は、当該部分については基準排出量の変更の対象とはならない。

排出量の増減量は、①、②においては、変更があった床面積の大きさと用途毎に定める排出標準原単位を用いて算定する。③における排出量の増減量については、その事業所の状況変更の実態に応じて、適切と認められる方法により算定する。

詳細は、2 具体的な方法を参照のこと。

<基準排出量の変更に該当しない場合の例>

施設や設備の変更を伴わない生産量の増減

営業時間や工場稼働時間の変更
空室率の増減
気温・気候の変化による排出量の増減

イ 熱供給事業所

熱を供給する先の事業所（住宅を含む。）の床面積の増減量が6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。

なお、第2計画期間以降は熱の種類ごとの供給する先の事業所（住宅を含む。）の床面積を合計した値の増減量が6%以上である場合とする。

(3) 基準排出量変更の効果（変更後の基準排出量）

変更後の基準排出量は、「変更前の基準排出量」に、変更状況に応じて算定した「増減した部分における排出量（以下「変更量」という。）を増減させることにより算出する。

$$\text{変更後の基準排出量[t-CO}_2\text{/年]} = \text{変更前の基準排出量[t-CO}_2\text{/年]} + \text{変更量[t-CO}_2\text{/年]}$$

変更量は、次の4つのいずれかから事業者が選択した方法により算定できる。検証機関による検証は必要ない。

詳細は、「2 具体的な方法」を参照のこと。

<基準排出量の変更量の算定方法>

a 当該事業所の過去の排出量を用いた算定

当該事業所の過去の排出量実績から求められる用途別の排出原単位を用いて算定する方法

b 排出標準原単位を用いた算定

都が定める用途別の排出標準原単位を用いて算定する方法

c 実測値を用いた算定

変更部分の排出量実測値に基づく方法

d 一部の実測値を用いた算定

変更部分の一部の排出量実測値に基づき推計する方法

c、dを用いる場合には、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限る。

(4) 事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間

基準年度以降において事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更があった場合、基準年度から状況の変更を把握し排出量の増減量及び変更量を算定する。ただし、既に基準排出量の変更がされている場合には、最後に基準排出量の変更を行ったときの状況の変更があった年月から算定する。

なお、第2計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所については、前削減計画期間末（2020年3月末日）から状況の変更を把握し排出量の増減量及び変更量を算定することができる。

例

年度	基準年度				第2計画期間			第3計画期間	
	H14 2002	H15 2003	H16 2004	・ ・ ・	・ ・ ・	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
					特定	特定	特定	特定	特定
算定期間①	○	○	○	○	○	○	○	○	●
算定期間②								○	●

○：用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間

●：基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年月

2 具体的な方法

(5) 基準排出量変更の要件の確認

次のア～ウの方法によって算定された排出量の増減量（複数の要因である場合は、それらの増減量の合計）が、基準排出量の6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。ただし、熱供給事業所に関しては、エの方法によってのみ排出量の増減量を算定して基準排出量の変更をする必要があるかの確認を行う。

ここで算定した排出量の増減量は、基準排出量の変更量と必ずしも等しくはならないので注意が必要である。

ア 床面積の増減

増減した床面積（基準排出量の対象年度又は前削減計画期間末（2020年3月末日）の床面積と変更後の床面積との差）に、都が定める用途別排出標準原単位を乗じたもの（増減した床が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものの合計量）を排出量の増減量とする。

$$\begin{aligned} & \text{排出量の増減量[t-CO}_2\text{/年]} \\ &= \Sigma \{ \text{用途別排出標準原単位[t-CO}_2\text{/(m}^2\text{・年)]} \times \text{増減した床面積[m}^2\text{]} \} \end{aligned}$$

なお、基準排出量の対象年度において床面積の増減があった場合の基準排出量の対象年度の床面積は、変更があった日を含む月の翌月から変更後の床面積になったものとして、月を単位として加重平均により算出する。

例えば、基準排出量の対象年度の3年度目の6月に床面積が30,000 m²から34,000 m²に増加した場合には、基準排出量の対象年度の床面積は、

$$(30,000 \text{ m}^2 \times 27 \text{ 月} + 34,000 \text{ m}^2 \times 9 \text{ 月}) \div 36 \text{ 月} = 31,000 \text{ m}^2 \text{ となる。}$$

また、排出量が標準的でないと知事が認める年度があり、2年度を基準年度として基準排出量を決定した場合は、当該2年度の加重平均により算出した床面積を基準排出量の対象年度の床面積とする。

さらに、既に基準排出量の変更がされている場合における増減した床面積は、当該変更の原因が生じた直後の床面積と変更後の床面積との差となる（図 3-4 参照）。

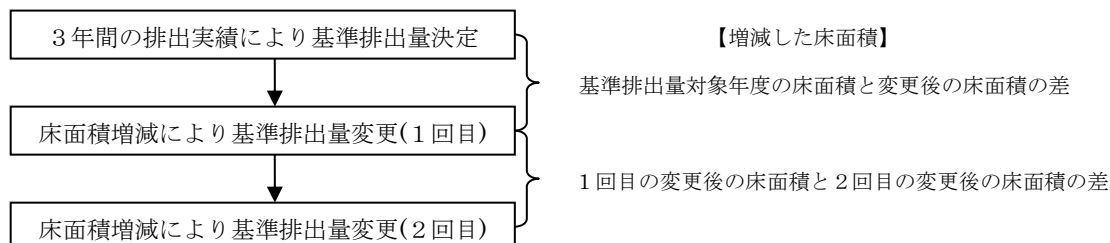


図 3-4 基準排出量変更時の増減した床面積

イ 用途変更

用途変更した床面積の大きさに、変更前後の用途の都が定める用途別排出標準原単位の差を乗じたものを排出量の増減量とする。

排出量の増減量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{変更前後の用途別排出標準原単位の差} [\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{用途変更した床面積} [\text{m}^2] \}$$

ウ 設備の増減

生産量を増大させるために生産ラインを増やす場合や、データ処理量を増加させるためサーバー機器を増やす場合など、事業活動の全部又は一部についてその量、種類又は性質を変更するために設備を増減した場合は、増減した設備における排出量として算定される量を増減量とする。

増減した設備における排出量は、その事業所の状況変更の実態に応じて、増減した設備の電力容量、エネルギー使用量の実測値、契約電力量の増減量等を用い、適切と認められる方法に基づき算定する。

なお、設備の増減があった場合、変更があった日を含む月の翌月から設備が増減されたものとして扱う。基準年度においては、アと同様に月を単位として加重平均により設備量等を算出する。

～データセンターの場合の設備増減に伴う変更の要件の確認～

事業所全体がデータセンターである事業所の場合は、増設(撤去)したサーバー機器の電力容量[kVA]又はデータセンター事業者と顧客との契約の増加(減少)分について契約書等に記載された契約電力容量[kVA]の合計値が、基準排出量算定期間又は前削減計画期間末(2020年3月末日)のそれらの電力容量[kVA]の合計値の6%以上となる場合に、排出量が基準排出量の6%以上増加(減少)したものとみなし、基準排出量の変更の要件に該当するものとする。

以上による算出を原則とするが、電力容量の把握が困難な場合は、基準排出量の対象年度については、上記の資料が既に廃棄等されていることも考えられることからUPS(Uninterruptible Power Supply)、PDU(Power Distribution Unit)、PDF(Power Distribution Frame)等の電力供給設備の設備容量[kVA]又は遮断器の合計容量により電力容量を算出することも考えられる。

また、事業所の一部がデータセンターである事業所の場合は、データセンター部分に相当する基準排出量に上記の電力容量の増加(減少)率を乗じて算出される排出量が、事業所全体の基準排出量の6%以上となる場合に、基準排出量の変更の要件に該当するものとする。

なお、基準排出量変更の申請の際には、サーバー機器の設置状況及び仕様が分かる書類、契約書、配線用遮断器の設置状況及び状態がわかる書類、電力供給設備の設置状況及び仕様が分かる書類、データセンター部分の排出量を示す書類等の証拠書類を併せて提出する必要がある。

エ 熱供給事業所の場合の供給先の床面積の変更

熱を供給する先の事業所(住宅を含む。)の床面積の増減量が、基準排出量の対象年度における同床面積と比較して6%以上増減した場合に、基準排出量の変更をする必要がある。

なお、第2計画期間以降は熱の種類ごとの供給する先の事業所(住宅を含む。)の床面積を合計した値の増減量が、基準排出量の対象年度又は前削減計画期間末(2020年3月末日)における同床面積と比較して6%以上増減した場合とする。

また、基準排出量の対象年度において、熱を供給する先の事業所の床面積に増減があった場合の床面積は、アと同様に、変更があった日を含む月の翌月から変更後の床面積になったものとして、月を単位として加重平均により算出する。

2年度を基準年度として基準排出量を決定した場合及び既に基準排出量の変更がされている場合の取扱いもアと同様である。

(6) 変更対象となる年度

基準排出量に変更されるのは、基準排出量変更の要件に該当する変更の生じた日（以下「変更日」という。）を含む年度以降である。

変更日を含む年度は、月を単位として、変更日を含む月の翌月から年度末までの基準排出量の変更の対象となる。変更日を含む年度における変更量は1年分の変更量を「変更日を含む月の翌月から3月までの月数/12」倍した値となる。

変更の生じた年度の翌年度以降は、変更前の基準排出量に1年分の変更量を増減したものが基準排出量となる。

なお、変更日とは、原則として、次に示す日を指し、複数の変更により基準排出量変更の要件に該当することとなった場合（複数の変更が複数の年度にわたる場合を含む。）や基準排出量変更の要件に該当する変更以降に生じた変更をまとめて申請する場合は、最後の変更のあった日を変更日とする。

<変更日>

① 床面積の増減

対象床面積部分の完成引渡し日又は活動終了の日

② 用途変更

対象床面積部分の用途変更のための工事完成引渡し日

③ 設備の増減

対象設備の設置引渡し日又は使用終了の日

④ 熱供給事業所の供給先の床面積の変更

熱供給を開始又は停止した日

(7) 基準排出量変更の効果（変更後の基準排出量）

事業者は、次の算定方法のいずれかの方法を選択することができる。（1）で変更の要件に該当した場合、（1）で算定した、要件の確認のための排出量の増減量にかかわらず、ここで算定した排出量の変更量に基づいて基準排出量の変更を行う。

なお、実測値を用いて変更量を算出するア(ウ)、イ(ウ)、ウ(ウ)及びエ(ウ)の方法を選択できるのは、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限られる。

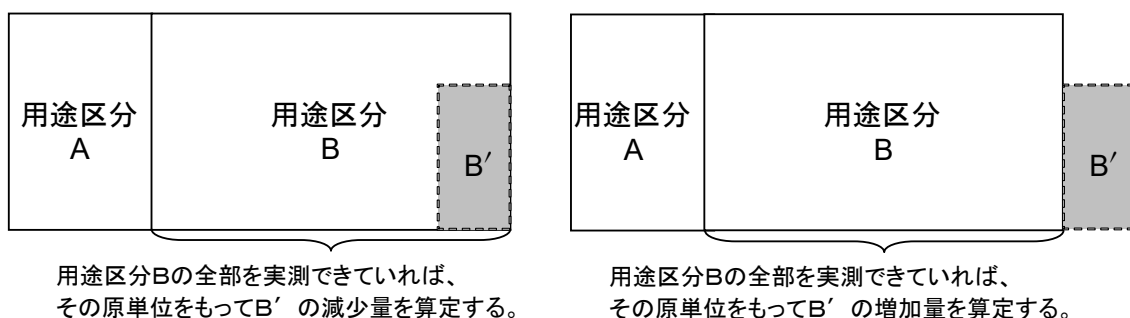
ア 床面積の増減の場合

(7) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

当該事業所における、増減した床の用途と同一の用途を持つ部分の全部において、過去（基準年度からの床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあつては基準年度とし、前削減計画期間末日（2020年3月31日）からの床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあつては前削減計画期間の最終年度（2019年度）とする。ただし、それ以外の1年以上の期間について都が適切と認める場合にあつては、当該期間とすることができる。）の排出量が算定できる場合に、当該排出量と当該用途の床面積の大きさから、当該用途の排出原単位を算定し、それに増減した床面積の大きさを乗じて算定する。増減した床が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{過去の排出量実績に基づく排出原単位} [t\text{-CO}_2 / (\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{増減した床面積} [\text{m}^2] \}$$



(a) 減少の場合

(b) 増加の場合

図 3-5 床面積の増減の場合の過去の排出量実績を用いた算定

(イ) 排出標準原単位を用いた算定

増減した床の用途について都が定める排出標準原単位に、増減した床面積の大きさを乗じて算定する。増減した床が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{用途別排出標準原単位} [t\text{-CO}_2 / (\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{増減した床面積} [\text{m}^2] \}$$

(ウ) 全部又は一部の実測値を用いた算定

増減した床の全部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握できる場合には、その量を基に排出量の変更量を算定する。

増減した床の一部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握しており、そのデータにより増減した床全体の燃料等使用量が推計できる場合には、当該推計された燃料等使用量を基に排出量の変更量を算定する。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b に示すとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 床面積の増加の場合

床面積の増加があった日を含む月の翌月又は実際に使用開始した日を含む月の翌月から 1 年間

b 床面積の減少の場合

床面積の減少があった日を含む月の前月までの 1 年間、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2019 年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

＜増減部分の全部の燃料等使用量を把握できる場合＞

排出量の変更量[t-CO₂/年]

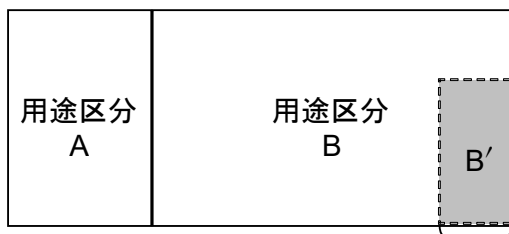
＝増減した部分の燃料等使用量[kWh 等]×排出係数[t-CO₂/kWh 等]

＜増減部分の一部の燃料等使用量を把握し、全体の燃料等使用量が推計できる場合＞

排出量の変更量[t-CO₂/年]

＝推計した増減した部分の燃料等使用量[kWh 等]×排出係数[t-CO₂/kWh 等]

(a)減少の場合



B' の全部の実測等又は一部の実測等により全体の燃料等使用量の把握ができていれば、それをもって減少量を算定する。

(b)増加の場合



B' の全部の実測等又は一部の実測等により全体の燃料等使用量の把握ができていれば、それをもって増加量を算定する。

図 3-6 床面積の増減の場合の変更部分の実測値による算定

イ 用途変更

(7) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

当該事業所において、変更前の段階で、変更前後の用途区分と同一の用途を持つ部分の全部の過去（基準年度からの用途区分の変更に係る変更量を算定する場合にあつては基準年度とし、前削減計画期間末日（2020年3月31日）からの用途区分の変更に係る変更量を算定する場合にあつては前削減計画期間の最終年度（2019年度）とする。ただし、それ以外の1年以上の期間について都が適切と認める場合にあつては、当該期間とすることができる。）の排出量が算定できる場合、当該排出量と当該用途の床面積の大きさから、当該用途の排出原単位を算定し、変更前後の用途区分の排出原単位の差に用途変更された床面積の大きさを乗じて算定する。

用途変更が複数の用途による場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \Sigma \{ (\text{用途A部分の過去の排出量実績に基づく排出原単位}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \\ - \text{用途B部分の過去の排出量実績に基づく排出原単位}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})]) \\ \times \text{用途変更された床面積}[\text{m}^2] \}$$

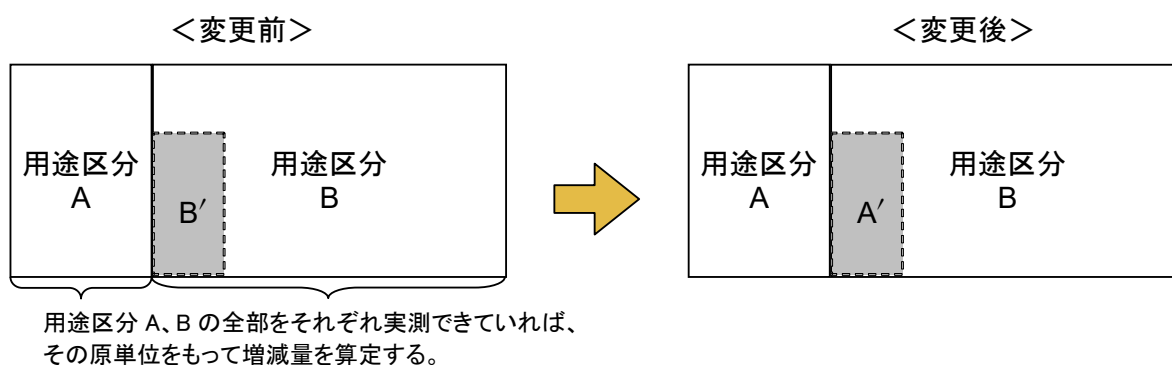


図 3-7 用途変更の場合の過去の排出量実績を用いた算定

(4) 排出標準原単位を用いた算定

用途変更した部分の変更前後それぞれの用途に対応する都が定める排出標準原単位の差に用途変更された床面積を乗じて算定する。用途変更が複数の用途による場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \Sigma \{ \text{変更前後の用途別排出標準原単位の差}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{用途変更した床面積}[\text{m}^2] \}$$

(ウ) 全部又は一部の実測値を用いた算定

用途変更した部分の全部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握できる場合には、その量を基に排出量の変更量を算定する。

用途変更した部分の一部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握しており、そのデータにより用途変更した部分の全体の燃料等使用量が推計できる場合には、当該推計された燃料等使用量を基に用途変更した部分の排出量の変更量を算定する。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b に示すとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 変更前

変更があった日を含む月の前月までの 1 年間（改修工事の実施期間等の通常の使用状態でない期間があった場合は当該期間を除く 1 年間）、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2019 年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

b 変更後

変更があった日を含む月の翌月又は実際に使用開始した日の翌月から 1 年間

＜増減部分の全部の燃料等使用量を把握できる場合＞

排出量の変更量[t-CO₂/年]

＝変更前後の燃料等使用量の差[kWh/年 等]×排出係数[t-CO₂/kWh 等]

＜増減部分の一部の燃料等使用量を把握し、全体の燃料等使用量が推計できる場合＞

排出量の変更量[t-CO₂/年]

＝推計した変更前後の燃料等使用量の差[kWh/年 等]×排出係数[t-CO₂/kWh 等]

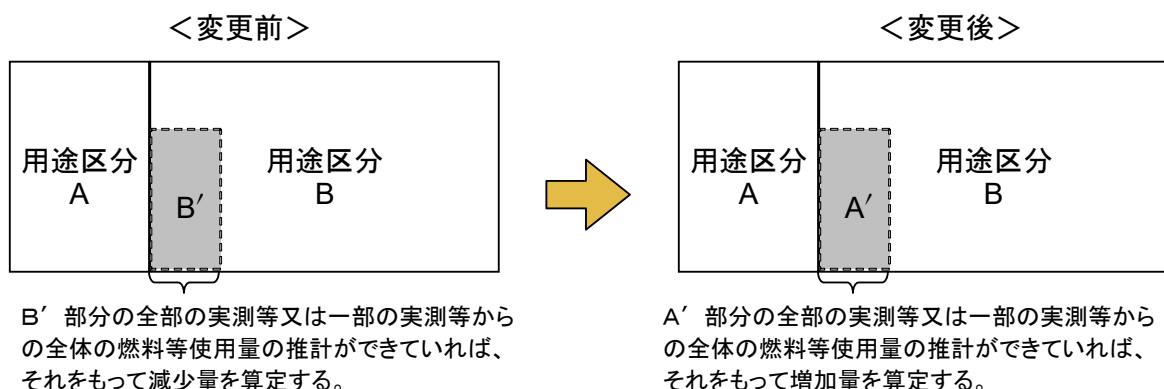


図 3-8 用途変更の場合の実測値による算定

ウ 設備の増減

(7) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

当該事業所において、増減する設備と同等の設備における過去（基準年度からの設備の増減に係る変更量を算定する場合にあっては基準年度とし、前削減計画期間末日（2020 年 3 月 31 日）からの設備の増減に係る変更量を算定する場合にあっては前削減計画期間の最終年度（2019 年度）とする。ただし、それ以外の 1 年以上の期間について都が適切と認める場合にあっては、当該期間とすることができ。）の排出量を算定できる場合、その設備の適切な指標当たりの排出原単位を算定し、指標の増減値を乗じて算定する。増減する設備が複数の種類であって適切な指標が異なる場合には、当該複数の種類ごとに指標の設定と排出原単位の算定を行い、それぞれ乗算したものを合計する。

適切な指標とは、工場における設備ライン当たり又は同等の設備当たりなどの指標で設定するものとし、個別の案件ごとに都が適切性を認定する。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{過去の排出量実績に基づく排出原単位} [\text{t-CO}_2 / (\text{年} \cdot \text{適切な指標})] \\ \times \text{指標の増減量} [\text{適切な指標}] \}$$

(イ) 排出標準原単位を用いた算定

設備に関し、都が定める排出標準原単位はないので、設備の増減に伴う基準排出量の変更の場合は、この方法による算定はできない。

(ウ) 全部又は一部の実測値を用いた算定

増減した設備の全部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握できる場合には、その量を基に排出量の変更量を算定する。

増減した設備の一部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握しており、そのデータにより増減した設備の全体の燃料等使用量が推計できる場合には、推計された燃料等使用量を基に用途変更した部分の排出量の変更量を算定する。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b のとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 設備の増加の場合

設備の増加があった日を含む月の翌月若しくは実際に使用開始した日を含む月の翌月から 1 年間

b 設備の減少の場合

減少があった日を含む月の前月までの 1 年間、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2019 年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

＜増減部分の全部の燃料等使用量を把握できる場合＞

排出量の変更量[t-CO₂/年]

＝増減した部分の燃料等使用量[kWh 等]×排出係数[t-CO₂/kWh 等]

＜増減部分の一部の燃料等使用量を把握し、全体の燃料等使用量が推計できる場合＞

排出量の変更量[t-CO₂/年]

＝推計した増減した部分の燃料等使用量[kWh 等]×排出係数[t-CO₂/kWh 等]

エ 熱供給事業所の供給先の床面積の変更

(7) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

変更前の当該事業所の過去（基準年度からの供給先の床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあっては基準年度とし、前削減計画期間末日（2020 年 3 月 31 日）からの供給先の床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあっては前削減計画期間の最終年度（2019 年度）とする。ただし、それ以外の 1 年以上の期間について都が適切であると認める場合にあっては、当該期間とすることができる。）

の排出量を基に供給先床面積当たりの排出原単位を作成し、増減した供給先床面積を乗じて算定する。

なお、排出原単位の作成の際には、増減した供給先へ供給する熱の種類に応じて適切な原単位を作成することが必要である。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{過去の排出量実績に基づく排出原単位[t-CO}_2\text{/(年} \cdot \text{m}^2\text{)]} \\ \times \text{増減した供給先床面積[m}^2\text{]} \}$$

(イ) 排出標準原単位を用いた算定

熱供給事業所の供給先の床面積に関し、都が定める排出標準原単位はないので、熱供給事業所の供給先の床面積の増減に伴う基準排出量の変更の場合は、この方法による算定はできない。

(ウ) 全部の実測値を用いた算定

増減した熱の供給先への供給量の実績によって算定する。増減した熱の供給先への供給量について、一部の供給量により全部の供給量を推計する方法を用いることはできない。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b に示すとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 熱の供給先の増加の場合

熱の供給先の増加があった日の翌月から 1 年間

b 熱の供給先の減少の場合

減少があった日の前月までの 1 年間、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2019 年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

<熱の供給先への供給形態が同じ場合>

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \frac{\text{増減した熱の供給先への熱の供給量[GJ]}}{\text{当該熱供給事業所の熱の全供給量[GJ]}} \\ \times \text{当該熱供給事業所の特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{/年]}$$

＜熱の供給先への供給形態が異なる場合＞

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{熱の種類ごとの実測値に基づく排出原単位[t-CO}_2\text{/GJ]} \\ \times \text{増減した熱の供給先への熱の種類ごとの熱の供給量[GJ/年]} \}$$

（８） 基準排出量の変更申請手続

基準排出量の変更手続は、変更の要件に該当する変更の生じた年度の翌年度の 9 月末日までに、基準排出量変更申請書に基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて提出しなければならない。このとき、年間の増減量及び変更量を申請する。また、検証機関の検証は不要である。

増減量又は変更量について全部又は一部の実測値を用いて算定するときで、申請書の提出期限である 9 月末日までに実測が完了しない場合は、当該年度の 8 月末日までに実測した燃料等使用量について、1 年間（12 か月）分に換算して得た値※を、増減量又は変更量の見込み値として算定し、提出期限までに申請を行う。

申請後、実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等使用量に基づき増減量又は変更量の確定値を算定し、その内容を記載した「基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書」（第 4 号様式）に、修正した基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて速やかに提出すること。

※ 実測値（8 月末日まで）×12 か月／α か月（実測期間）

参考資料 第1計画期間の基準排出量から第2計画期間の基準排出量への再計算

本章については、都環境局ホームページに概要を解説した動画があります。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/movie_data.html

1 考え方

(1) 基準排出量の再計算の目的

本制度で用いる排出係数は、同一の計画期間中は固定としているが、各計画期間に用いる排出係数は、需要側からのCO₂削減を、より効果的かつ実態に合うものとするため、各計画期間開始前に、直近のデータを基に、エネルギー種別ごとに設定することとしている。第2計画期間に用いる排出係数は、東日本大震災に伴う原子力発電所の停止等の影響により、電気の排出係数等が大幅に大きくなっており、同じエネルギー使用量であっても事業所の年度排出量は、第1計画期間の排出係数で算定した場合と比較して第2計画期間の排出係数で算定した場合には、大きく算定される。そのまま、第1計画期間における基準排出量を用いると、実質的には、削減義務率以上の削減が必要となってしまう。

そこで、これまでの対象事業所における省エネルギー対策の実施等によるCO₂削減効果を適切に反映させるため、第2計画期間中の排出量の算定に合わせて、基準排出量も見直し後の排出係数を用いて再計算するものである。

(2) 基準排出量の再計算の方法

第1計画期間に決定した基準排出量を基に、第1計画期間から第2計画期間への排出係数の変更の影響を反映させる。

また、第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合には、基準排出量の変更を反映した値とする。

なお、基準排出量の再計算は、第1計画期間までに既に決定した基準排出量等を基に行うため、検証の対象ではない。

2 具体的な方法

(1) 基準排出量の再計算を行う事業所

第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所（削減義務の対象）となっている事業所

(2) 基準排出量の再計算の方法

まず、ア又はイのいずれかの方法により第1計画期間の基準排出量を基に再計算し改定を行う。次に、第1計画期間中に基準排出量の変更を行っている場合には、ウの方法により変更の影響を反映させる。さらに、第2計画期間に小原単位建物の排出量算定

の除外を行う場合には、エの方法により除外する部分に相当する排出量を減じる。

ア 原則の方法

(7) 「過去の排出実績」で第1計画期間の基準排出量を決定（条例第5条の13第1項第1号又は第2号ア）している場合

第1計画期間に決定した基準排出量（基準排出量の変更を行っている場合は、変更前の最初に決定した基準排出量）を算定する基となったエネルギー使用量と第2計画期間に用いる排出係数を用いて基準排出量を再計算する。具体的な方法は①及び②に示すとおり。

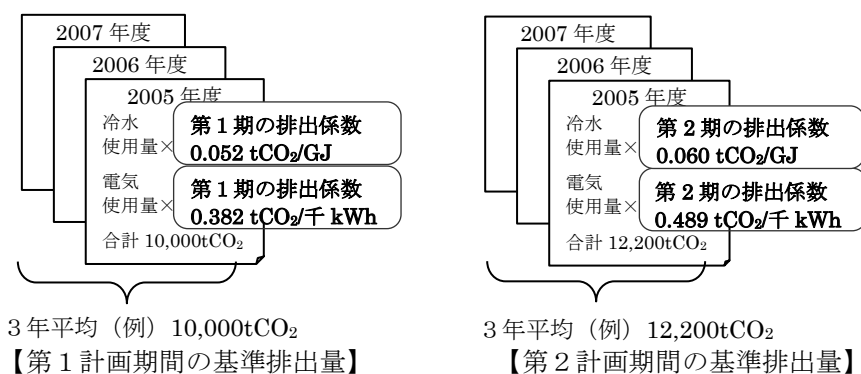
- a 第1計画期間の基準排出量を算定する基となった各年度のエネルギー使用量等※に第2計画期間に用いる排出係数を乗じて各年度の排出量を算定する（小数点以下切捨て）。このとき、第1計画期間の基準排出量で高効率コージェネレーションに係る削減量を算定していた場合については第1計画期間と異なり、これを算定に含めない。

※ 再エネ自家消費に係る削減量及び排出量を含む。

- b ①で求めた各年度の排出量の平均値（小数点以下切捨て）を求めて、これを第2計画期間の基準排出量とする。

なお、第1計画期間に第1章1（3）の標準的でない年度があり、2年度平均で基準排出量を決定している場合であって、標準的でない年度が2年度以上あると認められる事業所は、単年度の排出量で再計算し、第2計画期間の基準排出量を決定することができる（標準的でない年度に該当することを示す根拠資料の提出が必要）。

●再計算（イメージ）



(イ) 「排出標準原単位」で第1計画期間の基準排出量を決定（条例第5条の13第1項第2号イ）している場合

第1計画期間に決定した基準排出量（基準排出量の変更を行っている場合は、変更前の最初に決定した基準排出量）に都が定める倍率を乗じて再計算する（小数点以下切捨て）。都が定める倍率は、(ア)により算定した対象事業所の基準排出量の増加率の平均値である1.21とする。

イ 例外の方法

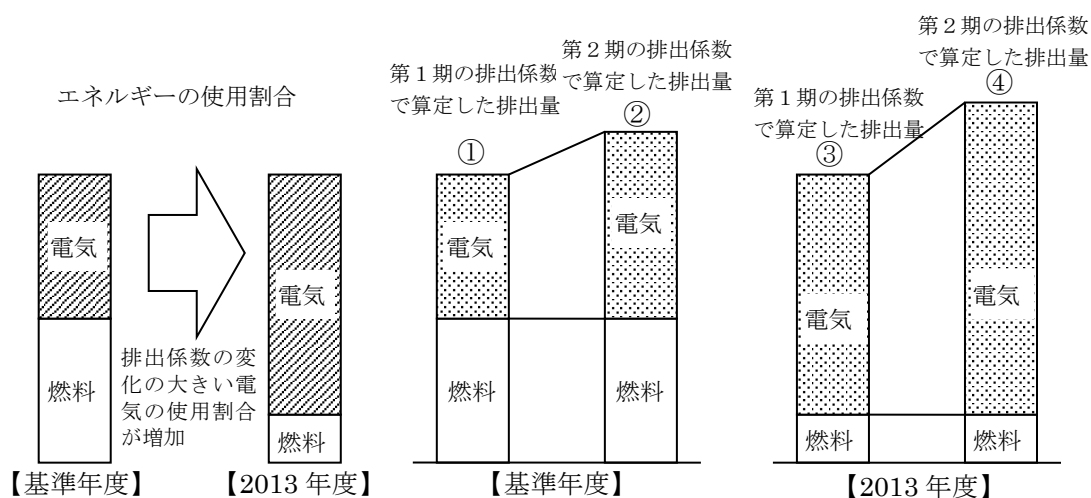
基準年度と比べて2013年度の電気の使用量の割合が大きくなった場合など、ア原則の方法の再計算方法では、基準年度への排出係数変更の影響に比べて、第2計画期間中の年度排出量算定への排出係数変更の影響が大きいために不利に算定される場合には、当該事業所の2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく増加率を乗じて再計算することができる。算定式は次に示すとおりで、算定に用いる排出量の値は全て整数値（小数点以下切捨て）とし、求めた第2計画期間の基準排出量は小数点以下を切り捨てた値とする。

なお、算定に用いる第1計画期間の基準排出量及び2013年度排出量では、高効率コージェネレーションに係る削減量は、第1計画期間と異なり、算定に含めない。

第2計画期間の基準排出量	=	第1計画期間の基準排出量※	×	$\frac{\text{第2計画期間の排出係数で算定した2013年度排出量}}{\text{第1計画期間の排出係数で算定した2013年度排出量}}$
--------------	---	---------------	---	---

※ 第1計画期間の基準排出量は、基準排出量の変更を行っている場合は、変更前の最初に決定した基準排出量（基準排出量決定通知書に記載の値）

●原則の方法では不利に算定される例（過去の排出実績で決定の場合）



排出係数の変化の大きい電気の使用割合が増加した場合は、基準年度の増加率（②／①）より 2013 年度の増加率（④／③）の方が大きくなり、原則の方法での算定（②／①）を乗ずる再計算方法）では不利になるので、例外の方法（④／③を乗ずる再計算方法）とすることができる。

ウ 第 1 計画期間中に基準排出量の変更を行った場合の取扱い

第 1 計画期間中に基準排出量の変更を行った場合には、ア又はイのいずれかの方法により第 1 計画期間の当初基準排出量から第 2 計画期間の基準排出量への再計算を行った後に、基準排出量変更に伴う変化率を乗じて、第 2 計画期間の変更後の基準排出量への再計算を行う。算定式は次のとおりで、算定に用いる値は全て整数値（小数点以下切捨て）とし、求めた第 2 計画期間の基準排出量は小数点以下を切り捨てた値とする。

第 2 計画期間の変更後の基準排出量 ＝

$$\text{ア又はイで再計算した第 2 計画期間の基準排出量} \times \frac{\text{第 1 計画期間の変更後の基準排出量}}{\text{第 1 計画期間の当初の基準排出量}^{※2}}$$

※1 第 1 計画期間の変更後の基準排出量は、第 1 計画期間の最後に行った基準排出量変更の変更前の基準排出量に、最後に行った変更に伴う 1 年分の変更量を増減した値（基準排出量変更算定書の「変更後の基準排出量（翌年度から削減義務期間の終了年度まで）」の欄に記載すべき値）を用いる。

※2 第 1 計画期間の当初の基準排出量は、基準排出量決定通知書に記載された基準排出量の値を用いる。ただし、標準的でない年度が 2 年度あり、基準年度を単年度として第 2 計画期間の基準排出量の再計算をする場合には、選択した単年度の排出量を用いる。

エ 小原単位建物の排出量算定の除外を行う場合の取扱い

小原単位建物の排出量算定の除外を行う場合には、アからウまでの算定を行った後に、駐車場・倉庫・小学校などの原単位が小さい建物に関する取扱い（第2部第6章1（7））に示すとおり除外すべき排出量を算定して当該排出量を減じる。

（3）基準排出量の再計算の手続

ア 2013年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所

都は、事業所ごとに（2）アの原則の方法（ウの方法含む。）で再計算した場合の基準排出量の値をお知らせする。

2013年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所は、都からのお知らせを確認のうえ、（2）イの例外の方法等を検討のうえ、2014年11月末日までに提出する地球温暖化対策計画書に基準排出量改定申請書を添付して提出する。

都は、内容を確認のうえ、第2計画期間の再計算後の基準排出量の決定を通知する。

イ 2014年度に特定地球温暖化対策事業所となった事業所

2014年度に特定地球温暖化対策事業所となった事業所は、2014年9月末日までに行う基準排出量決定申請の手続において、再計算の手続として基準排出量改定申請書を添付して提出する。

都は、内容を確認のうえ、第1計画期間の変更後の基準排出量と第2計画期間の再計算後の基準排出量の決定を通知する。

ウ 第2計画期間の基準排出量の再計算後に第1計画期間の基準排出量に変更される場合

第2計画期間の基準排出量の再計算をし、改定した後に第1計画期間の基準排出量の変更の決定がされる場合には、通常基準排出量変更申請の手続を行う以外には、第2計画期間の基準排出量への再計算のための追加的な手続を行う必要はない。（通常基準排出量申請の手続により、（2）ウの方法により第2計画期間の基準排出量への再計算の値も改定される。）

都は、内容を確認のうえ、第1計画期間の変更後の基準排出量と第2計画期間の再計算後の基準排出量の決定を通知する。

東京都知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

低炭素電力エントリーシート 兼 同意書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度における「低炭素電力」の供給事業者として公表を希望するため、同意事項に同意の上、次のとおり申し込みます。

電気供給事業者の名称			
電気供給事業者の所在地			
要件適合確認を受ける供給年度	年度		
電気供給事業者の分類	☐ 小売電気事業者 ☐ 特定送配電事業者 ☐ 特定供給		
要件適合確認を受ける電気供給形態	☐ 小売電気事業者全体の供給分での確認		
	☐ 小売電気事業者が供給する電力メニュー別での確認 ^{※1} (メニュー数: 個) ※1 別添「電力メニューに係る情報の一覧」の提出が必要となります。		
	☐ 特定送配電事業者及び特定供給による供給分の確認 ^{※2} ※2 別添「特定送配電事業者及び特定供給に係る情報の一覧」の提出が必要となります。		
	所在地		
認定後、東京都による公表時 ^{※3} の連絡先 (電力供給先の対象事業所からの問合せ先) ※3 環境局ホームページに掲載予定	担当部署		
	電話番号		
	メールアドレス		
	電源構成(URL)		
要件適合確認時の連絡先 (東京都からの問合せ先)	連絡担当者		
	所属部署		
	電話番号		
	メールアドレス		
※受付欄			

備考 ※印の欄には記入しないこと。

同意事項

- 「低炭素電力」の要件適合確認
 - 東京都は、以下の資料を基に、「低炭素電力」の要件適合を確認する。
 - ①東京都エネルギー環境計画書制度における「エネルギー状況報告書添付様式」及び根拠資料
 - ②電力メニューの場合、①に加えて別紙「電力メニューに係る情報の一覧」
 - ③特定送配電事業者又は特定供給の場合、①に加えて別紙「特定送配電事業者及び特定供給に係る情報の一覧」
 - 電力メニューは、原則として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、経済産業省及び環境省に報告した電力メニューを認定の対象とする。ただし、複数のメニューをまとめて報告しており、その一部について認定を受ける場合等は例外とする。
 - 「低炭素電力」の要件適合確認に必要な範囲において、東京都から根拠資料の提出・提示、聴取又は現地確認を求められた場合には、要求に協力すること。
 - 根拠が確認できない場合、当該部分の報告内容は要件を満たさないものと見なされること。
- 「低炭素電力」である供給事業者の公表
 - 東京都は、「低炭素電力」に認定した電気供給事業者について、「電気供給事業者の名称（問合せ先を含む）」「電気供給事業者の分類」「電力メニューの名称（電力メニューによる認定の場合のみ）」「CO₂排出係数（電力メニューによる認定の場合は、当該電力メニューの係数）」「再生可能エネルギーの導入率」「電源構成（電力メニューによる認定の場合に限る）」及びその他必要と認められる事項を公表する。
- 「低炭素電力」の供給に際して
 - 電力供給先の対象事業所（者）及び東京都から電力供給に関する書類の発行及び提出を求められた場合は要求に協力すること。
 - 電気供給事業者の各分類（小売電気事業者、特定送配電事業者及び特定供給）で重複して認定を受けた場合は、供給約款及び購買伝票等で、対象事業所に対して当該分類を明示すること。
 - メニュー認定事業者は、認定時より、当該電力メニューのCO₂排出係数を高めたり、再生可能エネルギーの導入率を低くして実際の供給をすることは認められない（残差メニューについては：CO₂排出係数を高めて実際の供給をすることは認められない。再生可能エネルギーの導入率による追加算定に該当する場合は、再生可能エネルギーの導入率を低くして実際の供給をすることは認められない。）。
 - 認定時より実際に供給された電気のCO₂排出係数が低い場合又は再生可能エネルギー導入率が高い場合でも、電力供給先の対象事業所（者）が削減量を算定する場合は、認定時の値が適用される。

電力メニューに係る情報の一覧

【注意事項】

- ◆ 小売電気事業者が供給する電力メニュー別での確認を受ける場合のみ、記載ください。
- ◆ 東京都が公表する数値等は、東京都エネルギー環境計画書制度及び総量削減義務と排出量取引制度の要件適合確認後に認定した値を用いるため、本シートに記載の内容と異なる場合があります。
- ◆ 欄が足りない場合は用紙を追加して記入してください。

赤線囲みの箇所は公表されます。

番号	電力メニュー※ ¹ 名称（公表用）		国に報告したメニュー名称※ ⁴	排出係数※ ⁵ [t-CO ₂ /kWh]	再生可能エネルギーの導入率※ ⁶ [%]	電源構成※ ⁷
	正式名称※ ²	略称※ ³				
例	LoW-Carbon電力	LoW-Carbon	メニューA	調整後 0.340	30.00	別添「電源構成報告シート」のとおり
1						別添「電源構成報告シート」のとおり
2						別添「電源構成報告シート」のとおり
3						別添「電源構成報告シート」のとおり
4						別添「電源構成報告シート」のとおり
5						別添「電源構成報告シート」のとおり
6						別添「電源構成報告シート」のとおり

- ※1 本シートに記入した名称（認定後に公表された電力メニュー名称）と電力供給先の対象事業所（者）に今後提供する名称とが同一でなければ、低炭素電力削減量の算定を原則として認めません。
- ※2 正式名称とは、電力供給約款、契約約款、需給契約書等に記載される本電力メニュー名称を指します。
- ※3 略称とは、検針票や請求書等、購買伝票等に記載される本電力メニュー名称を指します（任意記載）。
- ※4 国に報告したメニューとは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、経済産業省及び環境省に報告した電力メニューを指します。
- ※5 小売電気事業者が、電力供給先に供給したメニュー別排出係数を記載してください。
- ※6 小売電気事業者が供給した当該電力メニュー電力量のうち、再エネの電力量（kWh）の割合を記載してください。（有効けた数を下2けたとします。国に報告した内容と矛盾しないよう記入してください。）
- ※7 電源構成は、別に提出する「電源構成報告シート」の記載内容を基に審査・公表を行います。

特定送配電事業者及び特定供給に係る情報の一覧

【注意事項】

- ◆ 特定送配電事業者及び特定供給での確認を受ける場合のみ、記載ください。
- ◆ 東京都が公表する数値等は、東京都エネルギー環境計画書制度及び総量削減義務と排出量取引制度の要件適合確認後に認定した値を用いるため、本シートに記載する内容と異なる場合があります。
- ◆ 欄が足りない場合は用紙を追加して記入してください。

赤線囲みの箇所は公表されます。

〈特定送配電事業者 記入欄〉

届出内容	供給地点※ 1			
	電気工作物に関する事項	発電用※2	設置場所	
			原動力の種類	
			出力	
	送電用	設置場所	区間	
			経由する発電所又は変電所の名称	
			経過地	
排出係数※3 [tCO2/千kWh]				
再生可能エネルギー導入率 [%]※4				

〈特定供給 記入欄〉

許可内容	供給場所				
	供給する電力				
	供給する電力量				
電気工作物に関する事項	発電用※2	設置場所			
		原動力の種類			
		出力			
	送電用	設置場所	区間		
			経由する発電所又は変電所の名称		
			経過地		
排出係数※3 [tCO2/千kWh]					
再生可能エネルギー導入率 [%]※4					

※1 供給地点の欄には、都道府県市区町村字番地住居番号を記入してください。

※2 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を記入してください。

※3 電力供給先に供給した電気の排出係数を記載してください。

※4 都内に供給した電力のうち、再エネの電力量（kWh）の割合を記載してください。（有効けた数を下2けたとします。国に報告した内容と矛盾しないよう記入してください。）

東京都知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

低炭素熱エントリーシート 兼 同意書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度における「低炭素熱」の供給事業者として公表を希望するため、同意事項に同意の上、次のとおり申し込みます。

熱供給事業者の名称										
エネルギー供給を行った区域の名称										
エネルギー供給を行った区域の所在地										
要件適合確認を受ける供給年度									年度	
低炭素電力の調達による削減量の算定	☐	削減量を算定しない								
	☐	削減量を算定する（以下、記載してください。）								
		低炭素電力事業者名				受入電力量		kWh		
環境価値の調達による削減量の算定	☐	削減量を算定しない								
	☐	削減量を算定する（以下、記載してください。）								
						年度	認証量			
						年度	認証量			
						年度	認証量			
要件適合確認時の連絡先 （東京都からの問合せ先）	連絡担当者									
	所属部署									
	電話番号									
	メールアドレス									
※受付欄										

備考 ※印の欄には記入しないこと。

同意事項

- 「低炭素熱」の要件適合確認
 - 東京都は、熱供給事業者が別に提出する東京都地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度における「地域エネルギー供給実績報告書」及び根拠資料の記載内容を基に「低炭素熱」の要件適合を確認する。
 - 低炭素電力及び環境価値の調達による削減量の算定を行う場合は、エントリーに必要な根拠書類（低炭素電力使用量を証明する書類（購入伝票等）、環境価値を保有していることの証明、環境価値を二重利用しないことを示す書面（環境価値の利用目的、利用年度が記載された書面等）等）を添えて東京都へ提出すること。
 - 東京都から「低炭素熱」の要件適合確認に必要な範囲において記載内容に関する根拠資料の提出、提示、聴取又は現地確認を求められた場合は、要求に協力すること。
 - 根拠が確認できない場合は、当該部分の報告内容は要件を満たさないものと見なされること。
- 低炭素熱供給事業者の公表
 - 東京都は「低炭素熱」に認定した熱供給事業者について、「熱供給事業者の名称」、「CO₂排出係数」、「エネルギー供給を行った区域の名称」及びその他必要と認められる事項を公表する。
- 「低炭素熱」の供給に際して
 - 熱供給先の対象事業所（者）及び東京都から熱供給に関する書類の発行及び提出を求められた場合は、要求に協力すること。

年 月 日

供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書

高効率コージェネレーション受入評価の仕組みのための要件として、次のとおり提出します。

設 置 事 業 所 の 名 称			
設 置 事 業 所 の 所 在 地			
設 置 事 業 所 指 定 番 号 (未 指 定 の 場 合 は 空 欄)			
高 効 率 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン 要 件 確 認			-
高 効 率 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン 適 用 の 可 否			-
事 業 所 外 供 給 の 総 量	電 気		kWh
	熱		MJ
高 効 率 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン に よ る 事 業 所 外 供 給 量	電 気		kWh
	熱		MJ
事 業 所 外 供 給 の 総 量 に 占 め る 高 効 率 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム の 割 合	電 気		%
	熱		%
高 効 率 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン シ ス テ ム の 排 出 係 数	電 気	第 1 計 画 期 間	第 2 、 第 3 計 画 期 間
	熱		
熱 の エ ネ ル ギ ー 効 率 (熱 供 給 事 業 者 に 限 る)			
電 力 供 給 設 備			
要 件 に 該 当 す る エ ネ ル ギ ー 種		選択してください	
※別紙に高効率コージェネレーション設備の内容を記載すること。 算定の根拠となる資料を添付すること。			

指定番号	事業所名称

コージェネレーション設備仕様内訳一覧表

設備No.	項 目		数 量		単 位
1	コージェネレーション設備への都市ガスメーターの圧力補正		選択してください		-
	コージェネレーション設備への都市ガス投入量		選択してください		
	都市ガス単位発熱量				GJ/千Nm3
	都市ガス投入量（発熱量換算）				MJ
	電気	発電効率			%
		コージェネレーション設備の全発電量			kWh
		補機使用分の電力の根拠	選択してください		
		補機使用分の電力量			kWh
		補機使用分を除くコージェネレーション設備の発電電力量			kWh
	熱	排熱利用率			%
		排熱利用量			MJ
	高効率コージェネレーション適用条件算定				-
	高効率コージェネレーション適用の可否				-
	排出係数		第 1 計画期間	第 2、第 3 計画期間	-
			電気		t-CO2/千kWh
			熱		t-CO2/GJ
2	コージェネレーション設備への都市ガスメーターの圧力補正				-
	コージェネレーション設備への都市ガス投入量		選択してください		
	都市ガス単位発熱量				GJ/千Nm3
	都市ガス投入量（発熱量換算）				MJ
	電気	発電効率			%
		コージェネレーション設備の全発電量			kWh
		補機使用分の電力の根拠	選択してください		
		補機使用分の電力量			kWh
		補機使用分を除くコージェネレーション設備の発電電力量			kWh
	熱	排熱利用率			%
		排熱利用量			MJ
	高効率コージェネレーション適用条件算定				-
	高効率コージェネレーション適用の可否				-
	排出係数		第 1 計画期間	第 2、第 3 計画期間	-
			電気		t-CO2/千kWh
			熱		t-CO2/GJ
3	コージェネレーション設備への都市ガスメーターの圧力補正		選択してください		-
	コージェネレーション設備への都市ガス投入量		選択してください		
	都市ガス単位発熱量				GJ/千Nm3
	都市ガス投入量（発熱量換算）				MJ
	電気	発電効率			%
		コージェネレーション設備の全発電量			kWh
		補機使用分の電力の根拠	選択してください		
		補機使用分の電力量			kWh
		補機使用分を除くコージェネレーション設備の発電電力量			kWh
	熱	排熱利用率			%
		排熱利用量			MJ
	高効率コージェネレーション適用条件算定				-
	高効率コージェネレーション適用の可否				-
	排出係数		第 1 計画期間	第 2、第 3 計画期間	-
			電気		t-CO2/千kWh
			熱		t-CO2/GJ
4	コージェネレーション設備への都市ガスメーターの圧力補正		選択してください		-
	コージェネレーション設備への都市ガス投入量		選択してください		
	都市ガス単位発熱量				GJ/千Nm3
	都市ガス投入量（発熱量換算）				MJ
	電気	発電効率			%
		コージェネレーション設備の全発電量			kWh
		補機使用分の電力の根拠	選択してください		
		補機使用分の電力量			kWh
		補機使用分を除くコージェネレーション設備の発電電力量			kWh
	熱	排熱利用率			%
		排熱利用量			MJ
	高効率コージェネレーション適用条件算定				-
	高効率コージェネレーション適用の可否				-
	排出係数		第 1 計画期間	第 2、第 3 計画期間	-
			電気		t-CO2/千kWh
			熱		t-CO2/GJ
5	コージェネレーション設備への都市ガスメーターの圧力補正		選択してください		-
	コージェネレーション設備への都市ガス投入量		選択してください		
	都市ガス単位発熱量				GJ/千Nm3
	都市ガス投入量（発熱量換算）				MJ
	電気	発電効率			%
		コージェネレーション設備の全発電量			kWh
		補機使用分の電力の根拠	選択してください		
		補機使用分の電力量			kWh
		補機使用分を除くコージェネレーション設備の発電電力量			kWh
	熱	排熱利用率			%
		排熱利用量			MJ
	高効率コージェネレーション適用条件算定				-
	高効率コージェネレーション適用の可否				-
	排出係数		第 1 計画期間	第 2、第 3 計画期間	-
			電気		t-CO2/千kWh
			熱		t-CO2/GJ

東京 都 知 事 殿		年	月	日
提出者				
住所				
氏名		印		
〔 法 人 に あ っ て は 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 業 所 の 所 在 地 〕				
基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書				
年 月 日付けで提出した「基準排出量変更申請書」における増減量及び変更量について、実測が完了し、値が確定したため、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインの規定により、以下のとおり、見込み値を確定値に修正いたします。				
1. 基本情報				
事業所の名称				
事業所の所在地				
指定番号				
2. 見込値及び確定値				
	見込み値		確定値	
増減量（二酸化炭素換算）／年	t		t	
変更量（二酸化炭素換算）／年	t		t	
3. 添付する書類				
修正した基準排出量変更算定書		別紙（ ）のとおりに		
増減量・変更量の根拠資料		別紙（ ）のとおりに		
		別紙（ ）のとおりに		
		別紙（ ）のとおりに		
		別紙（ ）のとおりに		
4. 連絡先				
連絡先	会社名			
	住所			
	所属名			
	担当者名			
	電話番号			
	FAX番号			
	メールアドレス			
	備考			
※受付欄				